

紀美野町第3回定例会会議録

令和6年9月26日（木曜日）

○議事日程（第4号）

令和6年9月26日（木）午前9時00分開議

- 第 1 議案第80号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第90号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第83号 物品購入契約の締結について
- 第 5 議案第84号 物品購入契約の締結について
- 第 6 議案第85号 物品購入契約の締結について
- 第 7 議案第86号 令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 8 議案第87号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第88号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第89号 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第81号 指定管理者の指定について
- 第12 発議第 1号 紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13 発議第 2号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書案について
- 第14 発議第 3号 食料自給率の向上を求める意見書案について
- 第15 陳情第 1号 パレスチナでの即時停戦に関する決議を求める陳情について
（委員長報告）
- 第16 議員派遣の件
- 第17 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について
（総務文教常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会運営委員会）

(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

(決算審査特別委員会)

○追加議事日程（第4号の追加1）

第 1 発委第 2号 パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める決議案について

○会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

追加日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号 氏 名

1番 徳田拓嗣

2番 中原和也

3番 桐山尚己

4番 藤井基彰

5番 上柏皖亮

6番 埴谷高夫

7番 七良浴光

8番 北道勝彦

9番 向井中洋二

11番 美濃良和

12番 美野勝男

○欠席議員

10番 伊都堅仁

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企 画 管 財 課 長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
ま ち づ くり 課 長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信
美 里 支 所 長	(米 田 和 弘)
消 防 長	家 本 宏
会 計 管 理 者	太 田 具 文
教 育 次 長	東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員	菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

伊都議員から欠席届が出ていますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時06分）

○議長（美野勝男） 9月19日に設置した決算審査特別委員会を同日招集し、委員長に向井中洋二議員、副委員長に桐山尚己議員が選ばれましたので報告いたします。

なお、決算審査特別委員会開催日時は、10月9日（水）、16日（水）及び18日（金）の3日間、いずれも午前9時から本会議場で予定されていますので、併せて報告いたします。

次に、本日、議員提出議案として発議第1号から第3号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明の後、審議・採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第80号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第1、議案第80号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） おはようございます。

議案80号ですね、この件について、提案の理由は、6年12月2日の国民健康保険被保険者証廃止等に伴う紀美野町国民健康保険条例の改正を行うものということであり
ます。

現行と改正の表で見えてまいりますと、もしくは虚偽の届出をした場合、または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合ということ
で罰則があるということになっておりますけれども、これについてもう少し御説明をお願いしたい
と思います。これによって、文言ですね、もう少し理解をする意

味での説明をお願いしたいと思います。

以上です。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長 (森谷克美) おはようございます。美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の中で、保険税の賦課の、現行の、もしくは虚偽の届出をした場合または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は10万円以下の過料を科するという罰則の内容ということなんですけれども、改正前の3項及び4項にその罰則の規定がありまして、3項は、市町村は、保険料を滞納している世帯主が当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。保険料滞納があった場合に被保険者証の返還を求めるものとするという罰則規定がありました。

4項につきましては、3項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。一定の期間を経過しない場合でも、場合によっては、悪質な滞納とか、そういう場合であれば被保険者証の返還を求めることができるという項目が3項、4項であったんですけれども、このたびの改正で被保険者証自体の項目、文言がなくなりましたので、改正後は、あくまで保険に対する虚偽の届出をした場合においては10万円以下の過料を科するということになってございます。

以上、御説明とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 虚偽の届出をした場合については罰金が科せられると。こういう説明であったかというふうに思うんですけれども、今の説明は、その虚偽のことについてのみですか。今ちょっと聞きづらかったんですけども、保険証がなくなるというふうなことを言われてるんですけども、それとの関係もあってということって言われてるわけですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

最初に説明させていただいたのが改正前ということになりまして、改正前には3項、4項というところに被保険者証の文言がございました。法の改正で被保険者証が廃止されましたので、その部分がなくなって、もともと虚偽の届出というのは現行でもありません。改正後は、あくまでうそをついて保険証を取得した場合には10万円の過料を科するという部分だけが残ったという形になります。保険証が廃止されたことに伴い、改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） と申されると、要するに保険証を、私たちは非常に問題あるというふうに思いますが、保険証をなくしたから、その保険証を返すということがなくなるということから、この部分の削除と。この文言の削除と。そういうふうなことになるわけですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりで、国民健康保険法から被保険者証という文言が12月2日以降はなくなりますので、それに伴う改正ということになります。

ただし、お手元のほうに有効期限が残った保険証というのは引き続き手元に残りまして、それはもちろん有効期限まで使用することができます。それを経過措置の中で、この規定により従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例によるということで、もしまだ手元に有効期限のある保険証があった中で、罰則に値するような事態が起きましたら、あくまで現行と同じような扱いをさせていただくということになります。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第80号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長(美野勝男) 日程第2、議案第82号、工事請負契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) おはようございます。

ちょっと81号からだと思ってたので、81号でダブってるところを省いてるので、すみません、ちょっと質疑が分かりにくくなるかも分かりません。

まず、委員会で一旦1回やってますんで、その繰り返しになるので、答弁もスムーズにいただけたらと思いますけれども、まず、土質調査とボーリングのことです。私、今回のあそこのごみ捨場のところでやるということになれば、やはり町で事前にボーリング調査をして、そして土質調査もやって、その上で業者に引き渡すと。詳細を報告するというので、私は初めてこの契約は成り立つんじゃないかと思います。相手にボーリング調査も土質調査もやってもらおうと、その上で計画もしてもらおうと、そういうのは、これはいささか私、違うような気がします。なぜそういうふうにならないのかどうかというのを伺いしたいと思います。

それに関係するんですけども、あそこにごみ処分場がありますよという説明だけで、それでいいのかどうかというのを大いに疑問に思ってます。後で問題にならないのかどうかということも含めてお答え願いたいと思います。

また、契約金額が出てるわけですから、12億7,400万、この計算根拠、積算根

抛というんですか、そういうのも知りたいんですけども、それはさておき、その中で、基礎をどうするかということが載ってると思うんですけども、杭基礎ですよ、もちろん。地盤改良するっていったら、全部掘り出してやるとなったら、それは大変ですからね。だから、杭基礎でやると思うんですけども、それは何メートルぐらいを予想されて予算が組まれているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

それから、2点目ですけども、委員会で質疑がありましたけれども、基礎に予想以上にお金がかかったと、費用がかかった場合は設計を縮小するんだという話が出ました。また、それが多ければ補正で返してもらおうという話も出ました。それは私ちょっとおかしな話だと思うんですけども、それで、品確法を持ち出すまでもなく、品質が確保できるのかというのは非常に疑問です。どれだけの基礎にお金がかかるか分からないと。相当なお金がかかった場合、その分、施設のほうで調整してもらえますよという話ですよ。それで基本構想や基本計画を十分満たすことができるとお考えなんですか。その点お伺いしたいと思います。

それから、何年か後に地盤沈下で建物が傾くようなことがあったらどうするんでしょう。今、現実にホッケーの会場は地盤沈下が起こってますよね。何も載ってないのに沈下してるわけですよね。したがって、建物を建ててどうなるかというのは大変な話だと思うんですけども、それは何年かの保証というのがつくんでしょうか。それをお答え願いたいと思います。家の場合は、私、保証つくの分かりますけれども、こういう場合はどういう保証がつくんでしょうか。

そして、それが十分な調査をやって沈下するということはないわけですよ。やっぱり不十分な調査で建てたものだから沈下するということにならざるを得んと思うんですけど、その場合も保証というのがつくんでしょうか。

そして、もしその保険みたいなものが出なかったら、KIMINO STUDIESにその責任があるわけですけども、それはKIMINO STUDIES、10万円の会社、これは何年後かにそんな補償ができる、何ていいますか、補償ができる保証と言ったらおかしいけれども、字が違うので、そういう保証があるんでしょうか。保険も出ないし、資力もないということになったら、誰が補償するんでしょうか。

4点目に、これは先ほどの件に関係しますけれども、縮小した場合の利用者の利便性、安全性が損なわれることはないのか。これを改めてお伺いしたいと思います。縮小するにも限度ありますからね。委員会の場ではどのような縮小をするのかというのは言

ってませんが、言ってませんというのは、もちろん地盤が分からないわけですから、どれぐらいの縮小になるかとか、どの部分を削るかなんてというのは説明できないんですけども、どういうことを考えてらっしゃるのか、具体的に教えてもらいたいと思います。

5番ですけれども、空調設備がない中で、避難所としての機能を十分果たすということを町長さんもお答えしましたけれども、本当にそうでしょうかね。大型の扇風機みたいなものをつけるという話ですけれども、それで本当に十分避難所の機能を果たせるとお考えなんでしょうか。お伺いしたいと思います。ついでに言いますと、空調設備を後でつけるのは多分不可能だと思います。その構造からしてね。そういうことを付け加えたいと思います。

6点目、契約者は何の資格もない。公共スポーツの建設に携わったこともなければ、参画したこともない。過去にね。プロポーザルというのは技術力や提案内容が重視されるんですけども、両者にそのようなスキルはなく、選ばれたこと自体が不思議です。なぜこのKIMINO STUDIESは、後でできたわけですけれども、なぜ選ばれたのかというのは疑問で仕方がない。

もう一つ、7点目、じゃあ選ぶほうはどうかといいますと、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインというのがありますけれども、国交省が出してるものですが、一般的事項と評価基準が決められて、それを学識経験者の意見を聞くと。情報公開を行うことに留意するというのがあります。この学識経験者というのは、専門的な知識を有し、功績が世間に認められている人をいうと書いてます。外部のコンサル等と呼んでもいいですよ。それで間に合わなければね。

和大的農学博士がスポーツ公園の設計施工に関して、ましてごみ処理場の上に建つという難しい案件をどう審査したのですか。審査できると思いますか。もう一人は紀陽銀行の銀行員さん。お金の計算はできるでしょうけれども、今言ったようなノウハウ、スキルはお持ちでないと思います。もう一人は大谷先生でしょう。法律の専門家かも分かりませんが、今言ったようなスキル、ノウハウはお持ちでないでしょう。このようなお三方に町の職員が2名が加わったとしても、この事業に対する専門性を持った選定委員は皆無です。そんなことで選定をするというのは大変に無謀なことだと思います。なぜ選定委員を増やさなかったのか。これはガイドラインにも決められていること

です。なぜコンサルを入れないんですか。

この国交省のガイドラインというのは、太陽光の話じゃないですよ。ガイドライン守らなくても構わないという話じゃないですよ。公務員ですからね。公務員が国のガイドラインを守らないでこういうことをやるというのは非常に問題だと思います。その点どうなんでしょうか。

それから、随意契約の問題ですけれども、これはちょっと委員会のとときにあやふやな答弁で、私もよく分からなかったんですけれども、地方自治法施行令のどの条項を適用して随意契約等をしたんでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

この契約金、ごめんなさい、ちょっと書き漏れてますけれども、9点目として、この契約金額ですね、12億7,400万。これの算定基礎といいますか、どうやってそういう金額が出たのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) おはようございます。

ただいま埴谷議員のほうから議案第82号についての御質疑、9つあったと思います。

まず1つ目、土質調査とボーリングの件でございます。この土質調査等につきましては、これは設計も含めてDBOで発注することになってます。ですので、その設計にかかるためのボーリング調査、ごみが下に埋設されているということは伝えておりますが、その調査も含めた上で一連の事業として位置づけて、調査も行っていただくという位置づけで発注しております。基礎の杭の予想は、何メートル必要としているのかというのは、これは調査してみないと分かりません。

続いて、2番目、基礎に予想を超えた費用がかかった場合は設計変更し、規模を縮小するかもしれないというようなお話で委員会で答弁したというお話でしたが、これについても、まず調査をしてみないと分かりません。調査の結果、大きく基礎の費用が想定より超えた場合、できるだけ、縮小というよりかは、要求水準を満たした中で、工種・工法ともに見直しながら、設計をしていきたいと考えております。万が一事業費に変更が必要な場合は、そのときは補正予算も含めて判断させていただきたいと思います。

3点目の地盤沈下で建物が傾くようなことがあったらという形ですが、そのような事態にならないように、ボーリング調査をして、基礎工法を決めていくということになります。保証というのは、工事による瑕疵担保は定めておりますが、コンソーシアムによって施工されますので、そこに建設業者も連ねております。また、10年後、20年後にそうなった場合も、町の施設でございますので、町の保険も適用も視野に入れて考えていきたいと思っています。

また、4番目、縮小した場合、利用者の利便性や安全性が損なわれることはないか、縮小の限度があるはずであるということでございますが、これにつきましても調査を試みないと分かりません。先ほども申しましたが、要求水準の範囲内で工種・工法を変更しながら、できるだけ事業費内で抑えていきたいんですが、もしそのような場合、大きく事業費に変更が必要な場合は、またそのときの判断でさせていただきたいと思いません。

続いて、5点目、空調設備がない中で避難所としての機能を十分果たすと考えているのかというところでは、体育館の中は冷風機もしくは大型扇風機で対応、また、このリニューアルの計画の中には、宿泊棟であるとか飲食ブースもございます。そこは冷房等完備することになっておりますので、高齢の方、また体調の優れない方については、そちらのほうに移動していただいて、避難していただく、そんな形を取ることです。

6点目につきましては、契約者は何の資格もないということ、スポーツ施設の建設に携わったこともなければ参画したこともないと。選ばれたこと自体が異例であるということでございますが、コンソーシアム団体として、建設業者も含めて応募をしていただいています。その中で提案をしていただいて、選定委員会において、その提案が優れていると認められたということでございます。

7点目、選定委員についてでございますが、選定委員は3名の外部委員、それから2名の内部職員によって5名で構成をしています。外部委員につきましては、建設に係る専門家というのは入っておりませんが、その中で、和歌山社会経済研究所につきましては、和歌山市つつじが丘の屋内テニスコートのプロポーザルにも審査員として入っております。また、和歌山大学の経済学部教授につきましても、以前から紀美野町に関わっていただいている方でございまして、紀美野町の実情をよく知っていただいております。そういった観点から選んでおります。また大谷顧問弁護士につきましても、法律的な観

点からこのプロポーザル提案を審査していただきたいということで、依頼をしております。

8点目、随意契約について、地方自治法施行令のどの条項を適用して随意契約としているのかということでございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定されております、契約の性質または目的が競争入札に適しないものをするときという条項を適用しております。

9点目で、12億7,400万の工事費の算定基礎ということでございますが、これにつきましては、基本計画を策定する上で、事業者見積りにより12億7,400万という建設工事費を算定しております。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番 (埴谷高夫) 全体にですけれども、調査をしないと分からないということなんです。これは調査をしないと分からないようなものを、なぜ議会に金額も定めて出すわけです。一向にその理屈が分からない。やはりある程度確定したものを議会に出すというのは分かりますけれども、幾らかかるか分からない、基礎にね。ボーリングしてみないと分からないって、ボーリングしたら分かるわけでしょう。ボーリングしたら分かるにもかかわらず、設計に入ってるって。測量設計入ってるかどうかというのは明示ないですよ。設計はありますけど。土質の調査、ここに入ってるかっていったら、それは入ってないとも、入ってるとも言えませんけれども、書いてないですよ。

土質の調査とかボーリング調査というのは、特殊性ですよ、あそこの。ごみ捨場になって、相当なごみがあそこに埋まって、何メートル下に基礎があるかも分からないで、どうやって業者にそういうことを、リスクを負わせるかというのがね。プロポーザル方式ですからね、そういう場合もあるでしょう。あるけれども、しかし、ある程度やはりどれぐらいのところに基礎があるかって分かって言わないと、それは話にならないですか。

したがって、調査をした上で渡すのなら分かりますけれども、それ以外では理解できません。調査してないから、杭基礎が何メートルかも分からないと。何メートルかも分からなかったら、金額も出てこないでしょう。そういうのを前提にこの話進められませんか。

それから、費用が予想より超えた場合、要求水準を満たした中でという話ありますけれども、補正で対応するって。これは増額する場合もあるんですか。この間、町長さんの話では、増額は考えられませんか。これが最高の限度額なんですっておっしゃいましたけれども、それは違うわけですか。委員会の質疑とは内容がちょっと違ってます。統一見解出してください。

それから、3点目ですが、これも分からない。地盤沈下で建物が傾くかどうか分からないと。コンソーシアムで、その中には建設業者も入ってるのでってありました。しかし、今、町と直接契約するのはこのKIMINO STUDIES株式会社ですよ。コンソーシアムの誰かと契約するわけではないと。どうやってそんなたてりになるんですか。どう考えたらいいんです、私。

これは、KIMINO STUDIESがコンソーシアムに参加した業者と契約をすると。それは分かります。契約の中でそういう特約事項みたいなものをつけたら、それは何とかなるでしょう。しかし、町との関係では、ここが窓口ですから、ここが契約相手ですから、町が直接そのコンソーシアムの中の参加企業と直接何かやり取りするなんていうようなことはできませんよね。話し合いはできますよ。しかし、補償させるような根拠はないでしょう。

それから、4点目ですけれども、これも調査をしてみないと分からないと。そのときの判断と。そのときの判断で、これもまたちょっと違いますね、委員会の質疑とは。先ほども言いましたが、同じことになりますけれども、総額は増やさないと。そして、要求水準を満たすようにすると。そんなむちゃな話ですよ。たくさん費用が基礎にかかって、そして、それが押してくるというようなことは十分考えられるわけで、そうしたら、要求水準の範囲を満たせるかどうかなんていうのは本当に曖昧な話です。ましてそのときの判断でやりましょうなんていったら、それはもうこの12億7,400万成り立ちません、そんなことしたら。ここの審議も成り立ちません。

それから、5点目ですけれども、宿泊・飲食ブースは冷暖房完備しているといいましても、空調設備を完備しているといいましても、高齢者だけですか。体調を崩した人だけですか、問題になるのは。避難していた方全員に関係する問題なんです。その人たちがみんな健康で一日二日過ごせたとしても、その先、何日避難所生活を送られるかも分からないというような中で、そんなんでいいんですか。

6点目、6点目が一番問題だと思うんですけれども、今、次長さんは、コンソーシア

ムで、ここに建設業者が入っていると。それで技術提案が認められたんだとおっしゃいましたよね。おかしい話ですよ。何遍も言いますけれども、契約の相手方がKIMINO STUDIES株式会社でしょう。ここにはコンソーシアムの入っている団体関係ないでしょうが。なぜ提案が認められた。提案が認められたのは、KIMINO STUDIES株式会社が提案したのが認められたんでしょう。コンソーシアム何でここで出てくるんです。

7点目、建設に係る専門家は入っていないが、これが前提なんですよね。建設に係る専門家が入ってないって認めたら、こんな委員にならないでしょうが。委員にやってもらうということにならないでしょうが。なぜ後からごちゃごちゃつけて、これもやります、これもやりますって、それが建設に係る専門家以上のことができるんです。建設や、この企画、そういうのに精通した人が選ばれて、その方に審査をしてもらうということが大前提なんですよ。それでなかったら、外部からコンサルを入れて、専門家を入れて、そして審査してもらうと。どれぐらいの技術水準にあるかなんてというのは、この人たち分からないでしょうが。一番肝腎な点が審査できないんですよ。おかしくないですか。

和大的先生、言いましたけれども、農学博士です。農学博士で、以前からここでお世話になってるっていても、何が分かるんです。このスポーツ施設について。スポーツ施設の建設について何が分かるんですか。経済研究所もそうですよ。紀陽銀行のどういう立場か知りませんが、銀行家でしょう。金融屋でしょう。なぜこういうことが分かるんです。それはお金の話はできるかも知りませんが。しかし、次長さんおっしゃったように、建設の専門家が入ってないということなんでしょう。大谷さんもそうですよ。もう前提が狂っていると。なぜコンサルを入れないのかというのを、これは私の要求じゃないんですよ。先ほども言ったように、国交省が出してるガイドラインに基づいて私言ってるんですよ。ガイドラインでそういうことにしなさいって載ってるんですから。

それから、8問目でも、これもそうです。ガイドラインに最低3者から5者の中で選定するってちゃんと書いてます。最低ですよ。そして、それ以上の場合もありますと書いてます。したがって、1者で入札したなんていうのは、最初から勘定に入っていないんです。競争になってないんですから。167条第1項第2号で、これでやるっていうんですけども、最初から競争させるつもりがなかったということですか。

それから、金額について私ちょっと聞き漏らしたので、再度、もう一回おっしゃってください。

以上です。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 埴谷議員からの御質疑の中で、まず1点目、ボーリングについてでございます。まず、現在のスポーツ公園の敷地内にごみは入っているということは分かっておりますが、どこからどこまで入ってるかは分からない。また、この提案についても、どのような提案がされるのかも分からないという中で、その提案に応じた場所でボーリングをしていただいて、地盤の調査をしていただくということが趣旨でございます。

もう1点、基礎にかかる費用でございますが、これにつきましても、先ほど申しましたが、地盤調査をしてみないと、どれだけの費用がかかるかというのは分かりませんが、その中で、ボーリング調査をした上で、要求水準を満たした形でできないかというところを前提に、設計段階でも協議をしていくということになります。

3点目ですね。KIMINO STUDIESとの契約でございますが、建設業者と直接はできていないということで、できないのではないかとということでございますが、この提案につきましては、コンソーシアム団体による提案でございます。その提案が認められた、コンソーシアムの提案が認められた、それをトータルコーディネートするための会社を、特別目的会社をつくることを条件にしております。

その工事自体は、応募してきたコンソーシアム団体の建設担当事業者が必ずその工事を施工するということになっておりますので、そこについては、KIMINO STUDIESを通じてコンソーシアム団体の建設業者が建設すると。それにつきましても、基本協定の中でその担当建設業者も名を連ねておりますので、そのような施工責任といえますか、そこにつきましては建設業者にあると考えています。

4番、先ほどの2番と重なってくるんですが、これにつきましても、縮小というよりは、工種・工法を検討しながら、要求水準を満たした範囲内で、また事業費の限度額内で収まるような設計になるように設計段階から協議をしていくと。また、どうしてもという場合はそのときの判断ということでございます。

5点目、空調の問題でございますが、まず、高齢者だけで避難者が多くなった場合、皆様の体調とか、体育館には冷風機等、簡易なもので対応はしていくんですが、高齢者

であったり、体調の悪い方であったり、そういった方を優先した上で、できる限り、収容できる範囲ありますので、できるだけ多くそちらの、そういった場合は、できるだけ多くの避難者の方を宿泊ブース、飲食ブースのほうに避難を促していくということでございます。

6点目につきましては、SPCのほうが企画提案をしてきたわけではございません。コンソーシアム団体10団体が、10社ですが、10社がコンソーシアムを組んで、プロポーザルに参加をしていただいた。そして認められた。その中で、トータルコーディネートをするSPCをコンソーシアムの中から設立してくださいという条件でもってSPCが設立されたということになります。

7番、選定委員の件でございますが、今回、和歌山大学の教授、それから社会経済研究所についても様々なところでいろいろなプロポーザルの審査をしておると聞いております。先ほども申しましたが、近いところでは、社会経済研究所については、つつじが丘の屋内テニスコート、類似施設のプロポーザルをやっているとも聞いております。また、和歌山大学の経済学部教授につきましても、他府県でも様々なプロポーザルの審査をされておって、また、この教授については、以前から農村と都市の交流というところで町に深く関わってきていただいている先生でもございますので、適任であると判断いたしました。大谷弁護士につきましても、先ほど申しましたが、いろいろな法律の観点から審査していただくということでもあります。

8番、ガイドラインによって3者から5者、1者では入札ではないというお話ですが、これにつきましても、入札ではございません。これプロポーザルという形で、形としては随意契約となります。金額競争というわけではなく、その企画が優れているか優れていないかというところを審査するために、審査委員会を設置して審査をしているわけでございます。この参加者の募集につきましても、ホームページ等で広く周知をし、参加者を募ったところですが、結果として1者でございました。1者のその企画について審査して、その提案が認められておるところでございます。

それから、9番、先ほども申しました12億7,400万の算定基礎でございますが、これにつきましては、基本計画を策定する段階で、業者見積りにより12億7,400万という概算工事費を算定したというところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男）

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 最後の質疑なんで、的確に教えてください。

ごみの話ですけど、これはどないしたらいいんですかね。私、そういうあやふやなことであの工事が始まるというのは非常に疑問なんです。明らかに違いますよね、委員会の話とは。最後にもう一回だけその点はっきりしてもらえますか。もし費用が多額にかかって、協議して、そして水準を下げるのは困るということになった場合に、この12億7,400万というのは増額されるわけですか。

それから、コンソーシアムの提案が認められたと。建設担当事業者が責任を持つて話ですけども、KIMINO STUDIESと契約するわけですよ。そして、KIMINO STUDIESが提案をしたということになってるんですよ。外形上は。そうでしょう。82号は、プロポーザルに随意契約するのはKIMINO STUDIESですよ。コンソーシアムのコの字も出てこないじゃないですか。ここに、私、USDとかね、ダイドゥ、何ていいましたかね、建設会社さんが入ってるなら分かりますよ。違うでしょうが。全く今までそういうことをしたことない人が契約の相手方として名を連ねてるじゃないですか。

トータルコーディネートをできるんでこの会社って言いますが、この人たちトータルコーディネートをやった経験がないでしょうが。今まで12億の仕事をしたことがありますか。12億円を超える仕事をしたことがありますか。ないでしょうが。なぜトータルコーディネートをできるんです。普通、技術士さんが、先ほどおっしゃった大きなコンソーシアムに参加した団体では技術士さんがいらっしゃるでしょう。そういう方たちだったら分かりますよ。技術士でも何でもないと。この間も委員会で聞きましたけれども、そのような経験はありませんとおっしゃったじゃないですか。そういう人が何でこの12億7,400万のトータルコーディネートをできるんですか。

それから、選定委員の話ですけど、プロポーザルをよそでやってると。よそでやっても、その一員なら分かりますよ。何人いるか分かりません。和歌山のつつじが丘や、もう一つ公園、四季の郷か。四季の郷でもしやられてたとしても、何人の中の1人。その中には専門家がいるはずで、その筋の。この人は農業の専門家かも分からん。金融の専門家かも分からん。法律の専門家かも分からんけれども、誰も建設に関するノウハウを持ってないと。こんなことは多分和歌山市ではないでしょう。ほかにいるはずで。誰もそんな経験がないって。受けるほうも経験がない。選定するほうも経験がない。こんな中で選ばれてるんですよ。あなた、何ぼプロポーザルよそでやってるって

っても、そんなもん何の話にもなりませんよ。今度の事業に関して、専門家ではないんですから、その点ははっきり認めなさいよ。

以上です。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員からの質疑の中で、もし何かあって事業費が増える、先ほど次長は補正とかってありましたけれども、この前、総務文教常任委員会で私申し上げましたが、これは上限でありますので、この12億7,400万というのは大きな金額であります。これを上限として、これから超えるようなことは全く考えておりませんので、そこらは説明させてください。

以上です。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 申し訳ございません。今の事業費の上限につきましては、調査結果に基づいて、そこにちょっと費用が若干かかったとしても、その範囲内で要求水準を満たした上で、設計にも反映していくように協議をしていくということでございます。

2点目の、KIMINO STUDIESとの契約でやっていくと、KIMINO STUDIESがトータルコーディネートできるものであるか、また、コンソーシアムが出てきていないというお話でございますが、KIMINO STUDIES株式会社、それからコンソーシアム10社につきましては、深く関係があつて、関連性もございます。というのは、コンソーシアムによって、10社によるコンソーシアム団体として提案をされ、それを認められて、10社が優先交渉権者となった。その中で契約に向けて、募集要項にもうたっておるとおり、コンソーシアムによってSPCを立ち上げて、そこと、SPCと契約をしていきますという条項をうたつた、設立することを義務づけた基本協定書を、コンソーシアム団体の全10社と協定をしております。ですので、KIMINO STUDIESの特別目的会社とコンソーシアムについての関連性は十分あります。

選定委員につきましてはですが、これにつきましても、先ほどからも申し上げておるとおり、トータル、全て、建設だけではなく、運営も含めてのプロポーザルでございます。そういった観点から、社会経済研究所による経済的のところ、また、社会経済研究所は、類似施設のつつじが丘のテニスコートについても審査をされておりますし、にぎ

わいや憩いの場をつくっていくというこの事業の中で、それを目的としているこの事業の中で、和歌山大学とは包括連携協定を結んでおりますし、今までもこの教授は紀美野町について様々な点で関わってきていただいておりますので、そのノウハウをこの審査にも生かしていただきたいということでございます。顧問弁護士については、法律的な観点からということで依頼をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

○3番（桐山尚己） 議長、休憩。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時13分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 私どもこの問題で気になるのが、以前、委員会でも申しましたけれども、やはり我々自治体というのは、最小の予算で最大の効果を上げると。そういうことで、町民の皆さん方に信頼されて、運営をやっているという、そういうものであるかというふうに思うんです。そういう点で、一個一個を真剣にやっつけていかなきゃならんのですけれども、先ほど、また今までのやり取り見ても、何か少し浮いてるかなというふうな感じがしてなりません。

例えば、これも今までも出てましたけれども、初めのリニューアル事業をやることについて、全協で頂いた資料、この中で3社の名前が上がってましたけれども、そのうちの受託者のSALT、UDS、瀧本と、この3社のうちのUDSが名前が抜けてることについて、これについてはどうであったのか、もうひとつ理解ができません。

それから、結局、去年の6月ぐらいから始まっているわけでしょう。当初予算で1,000万置かれまして、この計画が進んでいくと。その6月の段階から徐々に話が進んで

いったかのようになっておりますけれども、その時点で分かっていかなければ、この段取りができなかった。

昨日の委員会でもその辺のことが指摘されておりましたけれども、それと、これ結局、公募をした結果、1者だけが手を挙げたと。そういうことであつたんですけれど、これ1者でしたら、本来ならばやり直しと違うんですか。その1者だけにこの計画をどンドン進めさせていったということについて、非常におかしいなど。

それと、このプロポーザルというやり方ですね。後で出てくる指定管理者のことも含めて、計画、設計、そして事業の建築、そして後のそういう運営というのをやるんやと。これ3つの能力を持ってなければ受けられないんでしょう。結局、ですから、後でまた審議されていきますけれども、指定管理者のところで、10年間やるというけど、10年間丸々やるんと違うんやというふうな意味合いの答弁されましたけれども、ですから、既に10年の初めの段階から計画が進んでいく、そういう能力を持った業者ということであるのではないかということもございますけれども、そんな業者しか受けられないという。やっぱり設計は設計の能力のある会社が受けて、また、建築はそれぞれ能力のある建築会社が受けると。その3つの能力を併せて持っていなければならないという、そのこのところの業者しか受けられないようなやり方、これは問題があつて、それがこの中で出てきてるのではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) 美濃議員の御質疑の中で2点あつたと思います。

1点目は、以前の全員協議会での資料について、3社であつたと。SALT、UDS、瀧本の中から、今回、UDSが抜けているという話でございます。それにつきましては、今、お手元にお持ちの資料というのは、基本計画を策定したときの資料だと思います。基本計画の策定支援業務として、これについても昨年度、プロポーザルを行つて、SALT、それからUDS、瀧本、この3社がコンソーシアムを組んでその支援業務を担つたということでございますので、支援業務と今回の件とはちょっとまた別個の話でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

そして、今回のこのプロポーザルで、結果的に1者でございました。プロポーザルは入札には当たりませんので、先ほどもお話しさせていただいた随意契約という形にはな

りますが、広く公募した結果、そういった結果になりました。このプロポーザルは、事業企画が優れているかどうかを審査するものでございますので、それについて選定委員会を設置して、選定をした。その結果、優れた提案であると認められたというところでございます。

また、設計、建築、運営それぞれ、一体でDBO方式で事業を行っていくことによって、運営を見据えた設計、それから運営を見据えた施工が可能になるというところで、DBOという方式を取らせていただいています。

S P Cというのは、今回、コンソーシアム10社で応募していただいた中から、その中でトータルでコーディネートをしていくS P C、特別目的会社を設立することを条件としております。その条件に基づいてS P Cが設立された。S P Cを設立するに当たっては、基本協定の中でS P Cを設立することという指定もしております。その中で、その協定には、この10社、コンソーシアム全社がそれに同意をしておるということでございます。その10社の中には、設計を担当する設計業者、それから建設・建築を担当する建設業者も含まれておるということでございます。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 今言われましたけども、UDSというのは、私たちは全協で見せていただいて、信用したんですよ。このUDSというのは資本金が3億7,500万ですか、というような大きな企業で、あとの2社については、ほとんど無名というんですか、小さな会社であるということで、こういう会社が入ってるんだなというふうに見て、私たちはこの運営をする会社についての信用というものを感じたんですね。

そのところが抜けたことに対して、やはり町のやり方、それでええんかなという、今言われているように、10社があるからとか何とかっていうても、我々分かりません。やはり住民の皆さん方がやっぱりどういうふうに感じてられるのかと。そういうふうなことで我々判断しながら、質疑をし、そしてこれから決定していくということになっていくわけでございますけれども、そんなふうなところがまず1点気になります。

それから、選定委員会の3名の方々ですね。和の方というのは、今まで例えば道の駅の検討委員会の責任者になっている方とか、そんな方が入ってるわけでしょう。それから、この方が選定委員になってるということについて、ちょっと私も不安感じます。

運営上の問題で、きちんと道の駅のことについても最後までやり切ってなくて、答申をしていったりということから見ても、非常にええとこだけ、京都までわざわざ委員さん連れて行って、成功例で、いいんですよとか、そういうことがあったようでございますけれども、その辺のところ。それから、先ほどシンクタンクの方ですね。これつつじが丘、私見てきましたけども、あの何でしょう、テニスコート。テニスコートをやったって、あのごくごく一部でしょう、テニスコートというのは。それについて関わった方ですか。そんな方々、また、弁護士さんなんていうのはまるつきり話になりませんよ。そんな人らに任せておいて、業者がこれでいいんですよって言われても、私ら納得できません。ちゃんと納得のいくような形で選考をしていただくということが前提じゃないですか。

それから、あとの、議長さんは予算が通ってからやるということで、指定管理もありますけれども、指定管理についても、昨日の委員会では十分に、まだ現時点では内容は決まってないというような、そういうことについてお話ありましたけれども、そんなこと等も含めて、このDBOという方式が、また、こういうやり方、プロポーザルというやり方ですね、これに問題があると。あるいは、もしかしたら、問題のあるやり方を有利に取ったというふうな、そっちこそを取ったというふうにとられても仕方ない。これ住民の皆さん方が見てどのように感じられますか。我々それも考えながら判断していかなくちゃならんわけでございますけれども、それについてもう一度答弁いただきたいと思っております。

○議長（美野勝男） 休憩いたします。

休 憩

（午前10時32分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時34分）

東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 美濃議員の御質疑の中で、UDSの件がございました。

UDSにつきましては、このコンソーシアム10社の中に含まれてはいます。コンソーシアムとして構成企業として含まれています。設計担当というところで含まれています。

先ほども申しましたとおり、コンソーシアム団体とKIMINO STUDIESにつきましては、基本協定により関連性がございます。ですので、UDSもこの事業に深く関わっていくということになります。

○議長（美野勝男） 休憩いたします。

休 憩

（午前10時35分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時36分）

東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先ほどもお話しをさせていただきました。選定委員会の選定委員さんにつきましては、和歌山大学の経済学部教授、この方については、トータル、DBOという運営も含めた提案の審査という中で、今までも紀美野町と深く関わっていただいて、紀美野町の地域性であるとか、そういうことも全て理解をいただいていると考えております。その中で、都市と農村地域の交流というところにも力を入れて研究されている方でございますので、選定委員としてお願いをいたしました。

また、社会経済研究所につきましては、様々な知識、経済的な知識も含め、いろんな知識を持ったシンクタンク、和歌山県のシンクタンクでございますので、今までの他市町村、県において様々なプロポーザル、そういった審査にも関わっておるということでございましたので、社経研に対して審査を依頼をしたところ です。

顧問弁護士につきましては、先ほども申し上げましたが、専門的な、法律的な観点から審査を見ていただきたいというところで依頼をしたところ です。

また、プロポーザルにつきましては、地方公共団体でも多く用いられる業者選定の手法でございます。金額競争だけではなく、優れた企画提案をしていただくという形の中でプロポーザルという方式を取られている地方公共団体が多いです。今回も、金額だけではなく、持続可能な施設運営をしていただくという中で、DBO全てを一つの事業として事業を行っていくというところが、持続可能な施設運営につながっていくという考えから、優れた提案をしていただく事業体を広く募集して、提案をいただくというところで、プロポーザルという方法を取ったということです。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 答弁漏れについて、よろしいでしょうか。今、答弁いただいたんですけども、応募業者が1者しかなかったことに対して、その後の対応はどうでしたか。まだ答弁なかったと思います。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 広く公募をしたのですが、問合せも多くございました。その中で、締切りの日には結果として1者でございました。でも、これにつきましては、入札ではございませんので、その1者の提案について審査をいたしました。その審査の結果、優れた提案であると判断されたので、優先交渉権者となって、契約という形になるということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

○11番（美濃良和） 今のは答弁漏れ指摘したんで、3回目になってません。

○議長（美野勝男） 今のは答弁漏れということで、11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） どうあれ、今後の運営については非常に恣意的な運営がされてないかというふうなことを感じてなりません。

結局、1者しか応募業者がなかったということで、何ていうんですか、その会社にやってもらうということになったようでありましてけれども、やはりそれはおかしいと思うんですよ。そこのところを客観的に、あるいは、住民の方々が少しでも有利になるような運営の仕方ということを考えていかなきゃならんということについて、そこのところの対応、何ていうんですか、なかったから1者ということでよかったのかどうか。

やっぱり私はこのDBO方式、またはプロポーザル方式、このやり方については非常に問題があると言わざるを得んのではないですか。そこのところを、もしかして、どうしても、あったからやるということですけども、本来ならば一個一個外してやるなり、それなりの方法がされてこそ、この応募業者というのは増えたという、そういうことになるのではないですか。このやり方について非常に疑問を感じます。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員から、DBO方式、そしてまたプロポーザルという点もおかしいんじゃないかというような御質疑いただきましたけれども、この事業は、

当初予算でも十分説明させていただいたと思っておりますが、そしてまた認めていただいたと思っておりますが、スポーツ公園をリニューアルして、もっともっと多くの人がそこでにぎわう、集う、そしてまた交流できる施設としてリニューアルしていこうというのが本当に大きな大きな目的であります。もちろん災害時には避難所として避難、多くの方が避難できるようなことももちろん考えております。

本当に大事なのは、そういった施設に生まれ変わるということでありますので、設計は設計、建築は建築、運営は運営、そういうことのやり方では、そういう新しいものに生まれ変わることは難しいやろうということで、一体的な設計、建築、運営、一体的にこれを進めていこうということで、DBO方式を、そういう手法を取ってやってきているところであります。

そういうことで、議員はそういうふうにおっしゃいますが、我々とすれば、よりこのスポーツ公園をリニューアルして、活性化する施設にしていこうという、そうした大きな大きな目的の中でDBO、プロポーザルという選択をしたものでございますので、そういうことで御理解いただければなと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） コンソーシアムとして10社が名を連ねておられて、それぞれがそれぞれの得意分野で力を発揮していただくということでありますが、どこの会社が何を担当するのか。さらには、各社のこれまでの実績、経営状況を含めて、その辺りの評価はどうだったのかについてお伺いします。

さらに、当該予定地の地下にはごみが埋まっているということでもあります。これについては、もともとスポーツ公園を整備する前にどうして撤去されていなかったのかという素朴な疑問が生じるわけですが、これについては本件とは関係ないので、いいんですけれども、少なくともごみが埋まっているという状況は関係者全てが認識しているけれども、どのようなごみがどれだけどこに埋まっているかというのはやってみないと分からないという状況の中で、本件を進めようとしているわけです。

先ほどの教育次長の答弁にもありましたが、実際にボーリング調査等をしてみて、基礎をどこまで深くやらなきゃいけないのかというようなことを含めて、コストが変わっ

てきますから、それに応じて事業そのものを縮小して調整するというようなことであつたかと思いますが、縮小規模というのは実際に調査をしてみないと分からないというお答えでありました。

一方で、12億7,400万円というそのキャップをかぶせる、つまり上限を設けてあると。これ以上は出せませんと。ただし、地下がどうなってるか分からない状況で、何がどう出てくるか分からない。見えない。実際にやってみたら大変なコストがかかるということが判明した場合、こちらが要求する水準のものを造ってもらおうとした場合、どうしても上限額を超えるということも十分考えられるわけですね。そういうリスクというのは存在しているわけです。それでも、契約だからということで、やってくれと、もうこれ以上出せませんということになったら、事業者は困ると思うんですね。そうなったらどうなるか。事業そのものが宙に浮いてしまう可能性もあるわけですよ。

そういうリスクもしっかりと念頭に置いて進めていかないと、進めたはいいけれども、宙ぶらりんになってしまったと。どうするんだと。それから考えていては遅いですからね。今の時点でしっかりとそういうところも想定した上で進まないで。出たところ勝負というのは通用しないですね。民間企業であれば、この投資案件は即却下ということになると思います。我々は地方公共団体ですから、町民の税金であるとか、国からの補助金であるとか、公共のお金を使って事業を進めていくわけです。事業が宙に浮いてもらっては困るんですよ。その辺りはどのように担保されてるんでしょうか。

いろいろとほかにもありますけれども、埴谷議員、美濃議員の質疑で、私自身、不安なところが浮かび上がってきました。本当にこのまま進めてしまっているのかという気持ちがあります。特に今申し上げた地下のごみの部分ですね。これが全く見えてない状況で、本当に進められるのか。事業が宙に浮いてしまうリスクはないのか。その辺りについてお答えください。

以上です。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時51分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

東浦教育次長。

（教育次長 東浦功三 登壇）

○教育次長（東浦功三） 桐山議員御質疑のコンソーシアム10社の、どんな役割であって、どんな実績であるかというところを御説明します。

今回のコンソーシアム10社の、まず、業務の分担になるんですが、設計、工事監理業務についてはUDS株式会社、それと合同会社岸本姫野建築設計事務所でございます。この2社です。建設工事につきましては、東亜道路工業株式会社大阪営業所、それから太陽工業株式会社、それからバンドー設備工業株式会社、株式会社ヨシダインテリア、株式会社加治佐の5社です。また、運營業務については、合同会社SALT、株式会社瀧本、株式会社SPLYZAでございます。

それぞれの業務の実績を提出はさせております。それを御紹介させていただきます。UDS株式会社につきましては、沖縄県におきまして、東海岸リゾートプロジェクトの株式会社日建ハウジングが発注したホテルの設計等を実績として上げてきております。続いて、合同会社岸本姫野建築設計事務所につきましては、北海道において、株式会社NISHO北広島リースセンター新築工事、業務の発注者は株式会社NISHO、の設計業務を担当されております。

それから、建設工事のほうですが、太陽工業株式会社においては、淡路島において、タカムラ株式会社における物流棟の新築工事を手がけられております。それから、株式会社ヨシダインテリアにおきましては、原宿プロジェクトの内装工事として、発注者イーターリー・アジア・パシフィック株式会社からの内装工事を請け負っております。また、ヨシダインテリアについては、ベッセルホテルのリニューアル工事の内装工事も請け負われております。それから、東亜道路工業株式会社さんにおかれましては、国土交通省からの発注により、国道42号の管路の敷設工事ということで請け負われております。それから、バンドー設備工業株式会社におかれましては、小池組さんの発注で、海南市のオーエース工場新築工事を担当されておりました。

続いて、運營業務につきましては、合同会社SALTについては、様々なコンサルティングを他府県で、事業のコンサルティングをされております。その中で、食と農をテーマとして新たな食文化の創造拠点をコンセプトとした神戸市の旧農業公園のアドバイ

ザリー及び調査業務を請け負われております。株式会社瀧本においては、スポーツ店舗を経営をしておるんですが、それだけでなく、和歌山市のまちなかイロドリ企画運営業務にSALTとともに取り組んで、空き店舗の削減に取り組まれた実績もあります。また、雑賀崎緑地施設テニスコートの張り替え等も行われております。SPLYZAにおいては、コンピュータソフトウェアの企画、研究、設計、開発を主とする企業であつて、アプリケーション開発でスポーツと教育の融合の支援を行うことを業務として、令和5年度に岬町とスポーツを通じた小学生の探究学習促進に関する実証実験等を行うために、岬町と連携協定を締結して事業を行っているということでございます。

それから、企業規模につきましては、UDS株式会社が資本金1億円、それから合同会社岸本姫野建築設計事務所が資本金100万円、東亜道路工業株式会社につきましては資本金は75億8,418万8,930円、太陽工業株式会社につきましては資本金25億7,059万3,000円、それからバンドー設備工業につきましては資本金3,000万円、ヨシダインテリアについては資本金2,000万円、合同会社SALTにつきましては100万円、株式会社瀧本については1,000万円、株式会社SPLYZAについては350万円となっております。

それと、現場について、ごみが埋まっているということは、先ほど来申し上げているとおり、こちらでもそれは把握しております。しかしながら、その当時の図面等もなく、どこまでごみがどのような形で入っているかというのは把握できていません。この事業の中で、その計画に即した場所についてボーリング調査をすることによって、それが明らかになります。その調査の結果に従って建設を進めていくという形になります。

まず、事前の協議の中でも、ごみが埋まっているというその情報については、既に募集段階からそれは公表をしております。それに対する調査も必要であるということはどうなっております。その中で、今回の優先交渉権者についてもその旨は理解しております。そこについておる建設担当の企業であるとか、あと設計担当の企業であるとかもそれは理解しているということです。

その地盤調査をした結果、いろんな工法があると思うんですが、その中で最適な方法を選定して、事業費の中で要求水準を満たした施設づくりについて、設計段階から検討していく。それについては、私どもも、町もそこに入ってしていくということに協議をしております。原則として事業費内で収まるような設計をしていくということで、両者ともそういう確認は一応しています。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 3番、桐山尚己議員。

○3番 (桐山尚己) コンソーシアム10社ということでありましたが、1社、7番目に、ちょっと聞き取りにくかったんですけど、加治佐、そこが途中で抜けてたと思うんで、再度答弁していただきたいのと、それぞれの企業の実績の例及び資本金を今伺ったわけですが、経営状況等については調査をしてらっしゃるのか。事業を請け負っても問題なく遂行できますよというような経営状況なのかということと、あと、コンソーシアム内でどのような縛りを設けているのか。契約をしっかりと結んで、途中で一抜けたというようなことが法律上できないような縛りがちゃんと設けてあるのか、そういう担保が取れてるのかということも確認をされているのか。

もう1点のごみの件については、総務文教常任委員会でも答弁されてましたけれども、両当事者が一応その存在は認識してると。それを前提に事業を進めていくという、それは理解できるんですけども、見えないわけですよ。どういうものが出てくるのか分からない。そのリスクというのが、どう評価してるのかということところがポイントになってくると思うんです。

先にボーリング調査をして、地盤も確認済みですよ。これであれば、こういう工法で問題なくできますという確認ができた上で、この事業を幾らでということを進めていくということであれば理解できるんですけども、その不確定要素がそのまま進んでいくところが非常に不安なんです。通常はそういうやり方はしないんですよ。どういうものが出てきたとしても、上限金額で要求を満たしてもらいますと。それについても、たとえ赤字になったとしてもやるつもりですと。やる企業としての体力がありますと。そういうことなのか、そういうところは曖昧なままなのか、そこをしっかりと事前に確認しておきたいんです。その辺りをお聞かせください。

○議長 (美野勝男) 東浦教育次長。

○教育次長 (東浦功三) 申し訳ございません。1社抜けておりました。株式会社加治佐なんですが、実績として、和歌山市布施屋において昌永理研の新工場、発注者が昌永理研の新工場の建築を請け負っておるところでございます。資本金については、ちょっと今データがないので、申し訳ないです。また調べます。

それと、その審査については、それも含めて、書類等、前年度の実績であるとか、決

算書であるとか、そういったものも財務諸表等を提出させて、それによって資格審査というのも行っております。

それから、先ほどのごみの件なのですが、これについても、こちらのほうで廃棄物の最終処分場が廃止されたときの図面等があればある程度のことは分かるんですが、もうそれもない状態です。かなり昔の話であって、でも、廃棄物はそのまま入っておるという中で、どんな状態が入ってるかもちょっと分からない中で、そしてまた、企画立案はしてきてくれるんですが、それについて、立案してきた施設概要、位置とか、そういうところにもよりますし、それも含めた上で事業者に対して調査をして、それに耐えられる建物、基礎であるとか、そういうものを、それができないと建築確認申請自体も下りませんので、そこら辺は調査をした上で、調査結果を反映させた設計にしましょう。

それが想定よりもちょっとごみが多くて、地盤改良せなあかんという事態になるかもしれないということも、事業者のほうはそこは理解はしています。そうなった場合も、事業費のこともありますので、設計の段階で綿密に町と協議をして、町側から言うたら、要求水準を満たすような形でできるような工法や工種を選択してもらって、何とかそれは事業費内で収めていただきたいという話は、協議の中ではしています。事業者もそれは了解したという形で、今後、調査に取り組んでいく、そんな形です。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） あくまでも不確定要素を残したまま進んでいくと。そこを確認した上で、ベストの方法を模索していくと。契約金額の上限額は決まっていると。そういう状況なわけですね。

全てを善意に解釈したとして、事業者が誠意を持って取り組んでくれたとしても、物理的に不可能なことも起こり得るわけですね。そのリスクなんですよ、私が気にしているのは。最初のステップとして、ボーリング調査を別事業として行った上で、明確な部分をしっかりとつくった上で、その土台の下に進めていくということをやすべきではないかなというふうに私は思うんですね。そういう形に切り替えるおつもりがあるのかなのか。あと、コンソーシアム内での縛りについてもお願いします。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） すみません、1つ答弁漏れがありました。コンソーシアム内での縛りなんです、コンソーシアム同士で連結協定書と言われるもの、この事業

をするのに、それぞれの役割でもって、それぞれが自分はこの業務をしますよという、コンソーシアムの中で縛ってる連結協定書というのを締結しています。それはこちらにも提出はしていただきました。

また、先ほども申しましたが、優先交渉権者に選ばれた後、この契約に向かつての連結協定書、これは町の指示の下、町も入った上で連結協定書というのを交わしています。それについては、町、またコンソーシアム10社全てがそれに押印をして協定していますので、そこでも縛りは確実に入ってきています。

それともう1点、先ほど来、廃棄物のグラウンドの件になりますが、この事業のD、設計、それからビルド、建設、運営、一つの、一事業としてやっていく中で、設計に至るまでの調査、それからどこを調査するという場所の選定についても、やはり設計施工していく上での事業者が選定して、ボーリングをしていくという形になろうかと思えます。ですので、設計や建設に応じた場所のボーリング調査をしていただく必要もありますので、この事業の中で、調査設計業務の中でボーリングをしていただくということで、募集要項の中ではそう定めたものでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時42分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第82号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） それでは、82号に対する反対討論を行います。

大きな事業であるのに十分な審議が尽くされないというのが一つあります。資料の要求をしているのですが、いまだに出てこない状況で、この12億7,400万円の質疑をするというのは非常に問題があります。委員会でもやりましたけれども、十分な説明はできておりません。

一つはやっぱり地質の調査の件です。土質調査とボーリング調査というのは欠かせないわけですね。一般的な建設をどうするかという話でしたら、それは分かるんですが、それは建設課でも後でボーリングしたら、土が軟弱だったとか、土盛りに適さない土であったとか、そんな話がありますけれども、あそこは調査をしないことには何が出てくるか分からないと。家電なんかも相当入ってるわけですよ。生ごみだけじゃなしに。そんな中で、液状化なんていうことも考えられないことないんです。だから、地盤改良は欠かせません。そして、杭基礎、基礎を打つというのは、相当な基礎を打たないと、まして長い基礎を打たないと、これは十分な土台にはならないと思います。

そして、調査をするにしても、100メートル走できるとか、いろんなところをやるわけですから、建物だけの敷地では収まらないんですね。ボーリングも何か所もやると。それもごみの詰まってるところをボーリングするわけですから、大変なボーリングになると。ごみをちょっとどけるとなったら、それは大変な額になるわけで、それは話になりませんよね。地盤改良するということさえ大変な状態になると分かっているのに、これを調査もしないで業者に任せるとするのは考えられません。

やはり町で責任を持って地盤調査をして、ボーリングをして、それでその資料を渡し、その上で、これぐらいの金額でやりますというのを向こうに出してもらおうというのが本来の姿ではないでしょうか。幾らかかるか分からないって、それでもって、上限が決まっていますけれども、業者に負担させるとなったら、これは明らかに、私、委員会でも申しましたように、建設業法違反だと思います。そういうやり方はね。優越的地位の濫用ですからね。

それから、次長さんは、少なかったら返してもらおうと。補正予算で返してもらおうとおっしゃってましたけれども、非常に業者に負担のかかる、リスクの高い事業だと思います。それで要求水準に応じた建物ができるなんて保証はどこにもありません。

次に、コンソーシアムの提案が認められたと言いますけれども、議案は、契約の相手方は毛原宮530のKIMINO STUDIES株式会社、代表取締役尾形良樹さんっていうんですかね。代表取締役瀧本淳さんでいいんですか。ちょっと分かりませんけ

れども、こういう方なんです。コンソーシアムのコも出てこない。コンソーシアムに参加した業者はここには出てこないんですよ。

我々審議するのは何かっていったら、KIMINO STUDIESが公募型のプロポーザルで選ばれて、そして、この12億7,400万の契約の相手方になるんです。先ほど次長さんがおっしゃったような大きな会社を中心になって、ここで受けるんじゃないんですよ。それをはっきりしておいてください。なぜ尾形さんや瀧本さんという、何の資格もない、今までやったこともない人がここに出てくるんですか。それは町の指導として、それはおかしいですよと言うのは当たり前でしょう。コンソーシアムに参加した大きな企業があるわけですから。そこから出してくださいというんだったら話は分かりますよ。なぜ尾形さん、瀧本さんなんですか。資格ないんでしょう。こういう大きなコーディネートもやったことないんでしょう。なぜそういう人が中心になるんです。契約相手方となるんです。

まして今出来でしょう。8月27日にこしらえて、できた会社。そしたら、全然選定条件にのってこないんですよ、こんな人は。なぜプロポーザルの選定にのってくるんですか、ここが。議案と中身が違ったらおかしい話ですよ、これ。ここで議論するのは、何か違う話でしょうが。瀧本さんと尾形さんの話じゃなしに、どこか超越してるでしょうが。そんな議論はおかしいんですよ、本来に戻さないと。瀧本さんと尾形さん、この方たちがどういった資格で、どういった経験でもってこの相手方となったのか。これを論議するのが、質疑するのがこの場でしょうが。

まして選定委員さんも、先ほど来質疑ありましたけれども、実に場違いな選定委員さんが選ばれていると。町長さんの責任ですよ、これは。こういう選定委員さんにここで審議をせえと、そういうことを命じたわけですから。依頼したわけですから。これは大きな問題だと思います。

応札が1者なら、やはり再度公募すべきだったと思います。応札が1者、しかもこの尾形さんと瀧本さんが関係しているんでしょう。基本構想、基本計画を1,200万で町で発注して、そして1年足らずの間、これで計画を練って、この会社は、そしたら、UDSの共同体ですけれども、これは明らかに優越的な地位に立ってるでしょう。一番初めに。ほかの企業とは、参加しようという企業とは差がついてますよ。今までやってきたんですから、それを。そういう団体が1者で応募してきたら、これはちょっと考えなあかんって言って、また戻りますけれども、選定委員さんが本当にきっちり公平

性、透明性を持って審議せなあかんのですよ。それができてない。随契でやりましたと。何もかもでたらめじゃないですか。こんなやり方でやられたら、町はたまったものではありません。私は思います。

私、長いこと議員やってましたけどね。こんなこと初めてです。プロポーザルするとき、なかったけれども、中身がひど過ぎます。やっぱりこれは、議会の皆さんもそうです。こんなのを通してたら、これはまだ道の駅続くんですよ。道の駅も同じこの3社が基本構想参加して、プロポーザル参加して取ってるんですよ。こんな格好で紀美野町の建物というか、行政というか、やられたらたまりませんよ。もっときちんとしてみましょう。

ましてプロポーザルについてはガイドラインが国交省で示されてるんですから。ガイドラインを守りなさいよ、せめて。このガイドラインでもって公務員が律せられているわけですから。最低限のことをやりましょうよ。そして健全化しましょう。

以上で反対討論を終わります。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

2番、中原和也議員。

(2番 中原和也 登壇)

○2番(中原和也) それでは、議案第82号の賛成討論を行います。

紀美野町スポーツ公園整備事業に伴い、宿泊棟を建設し、町民が利用するだけでなく、近隣の町や県外からの利用者を呼び込む計画はすばらしいと思います。この事業は、一般競争入札などのような最低価格落札方式ではなく、プロポーザル方式と言われる、提案内容とともに、事業実施方針、実施体制、実績、地域貢献度なども含め、総合的に優れているかが評価される企画競争入札を採用して、質の高い建築設計ができ、労力や費用の負担が削減できると考えられ、このような民間企業の力を取り入れていくことで、紀美野町に新しい風を入れることは高く評価できると思います。

また、契約金額は12億7,400万円と高額となりますが、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金事業、公共施設等適正管理推進事業債、上芝貞雄基金を利用して、一般財源からの支出も約1割となっており、よく検討して計画されたのが分かり、高く評価できると思います。

そして、この宿泊棟は、オリンピック選手村を後に住居として利活用するのと同じよ

うに、災害時の仮設住宅や移住希望者の滞在施設などの様々な活用方法が考えることができると思います。

引き続きチャレンジ精神を持って優れた行政運営に取り組んでいただけますようお願いするとともに、紀美野町産の木材をできる限り使い、紀美野町らしい多様性のある施設にして、紀美野町の新たな顔となることを強く期待して、賛成いたします。

以上です。

(2番 中原和也 降壇)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 私はこの案件に反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

今も賛成討論者がおっしゃられましたが、地域貢献、実績、今後また移住者がこの施設に住んでもらうと。そういうふうなことはあり得るかどうか。しかも、結局この業者は、この公募に対しまして1者しかなかったと。これは一つには、先ほどから問題になっているように、DBO方式であると思います。

町長さんがおっしゃられましたけれども、このDBO、要するに設計、建設、それから運営と、これがそろわなければうまくいかないというような意味合いのことをおっしゃられましたけれども、建設業者というのは設計業者の書いたとおりにやるわけですよ。普通にやっても。また、できたものに対しての運営の方法については、指定管理をするときに、指定管理をすることが望ましいかどうかは別として、やるとしても、それは指定管理にこのようにしてもらいたいということに対して、それを受けてくると。何にも問題はないんですよ。それをわざわざこのDBO、またプロポーザル、こういうふうなやり方をしてやるというのは、応募者を少なくするという点があると思います。

さきの総務文教常任委員会でも厳しく指摘がされておりましたけれども、いろんな指摘がありましたけれども、その中でも言われましたのが、一般的に応募をする時間的なものもあると。そういうこともあるように私も思います。結局、最終的に先に知った、何らかの形で先に知った業者が、そういう段取りをして、3つの事業をする業者を集めて参加すると。こういうふうな、非常に、何ていうんですか、条件的なものがあるように思います。

また、選定をする委員会ですね。3名の外からの方が入ってやられたと言いますけれども、この3名の方々についても私は問題があるというふうに思います。和大の先生、こういうふうなことに對して、何ていうんですか、きちんとできたのかどうか。道の駅の検討委員会で私もお見受けしたんですけども、そういうふうな感じで厳しく町民の方々からというふうな感じには私は受けられませんでした。

また、弁護士さんは弁護士さんですよ、あくまでも。業者がきちんと仕事をしてくれるのかどうかについての、そういうふうなことが言える方であるのかどうか。それはないと思います。

また、もう一人の方、これについても、つつじが丘の同じような施設というふうなことで言っておられましたけれども、さきの説明では、テニスコートだけですよ、説明があったのは。テニスコートだけの方が、どういうふうにこの選定の委員会で関わってこられたのか。選定をすることについて御意見をおっしゃられたのかどうか。そここのところについても非常に私は問題あると思います。そういう専門的な方々じゃない方々を指定したということ自体が私は不思議に思います。

何にしても、町民の方々は、随契というふうな形で十数億のお金が使われることに對して、これ皆税金ですよ。元をただせば、これは私たち税金払ったものですよね。14億全て。やはりそれはきっちりと使われておられなければ、せつかく造るのに、町民の皆さん方が払われた血税がどうであるんか、そういう点が非常に厳しく見られている、そういう声を私は聞いてまいりました。ですから、こここのところの判断も、私たちは厳しくその点を考えて、賛成、反対の態度を取らなければならないというふうに思います。

町民の皆さん方に代わって、せつかくの予算を使う以上は、少ない予算で成果のある、そういうものにしていくという、そういう厳しい目から見てまいりましても、この案件には賛成することはできません。よって、私は反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番（桐山尚己） 　　　　　　では、本案について反対討論を行います。

幾つか不安要素がありますが、一つに絞って理由として述べさせていただきます。最も懸念される点です。

当該事業予定地には過去のごみが埋設されており、どのような性質のごみがどれだけどこにあるのかという、そういったことが全く明らかでない中、たとえ事業者側が承知をしているとはいえ、実際に地盤調査を行って見ない限り、どのような工法がベストなのか、あるいは可能なのかということは誰にも分かりません。そういう不確定要素、大きな不確定要素がある中で、契約金額の上限を決め、状況によっては事業内容そのものにも影響が出る、そういう前提で公共の事業を進めていくということには、一議員として私は承服できません。

少なくとも地盤調査をしっかりと行い、工法をしっかりと確定させた上で、最終的な契約金額も決められるべきであるというふうに考え、原案のまま本事業を進めることに反対いたします。

（3番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 　　　　　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 　　　　　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 　　　　　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 　　　　　　これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 　　　　　　起立多数です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 0時11分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時39分）

◎日程第3 議案第90号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第3、議案第90号、工事請負契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） このトンネルの工事に関してでございますけれども、一つには、調査基準価格が8億7,100万と。それに対して落札額が8億5,000ということで、調査基準価格より低いわけでありまして、当然、これについては、それに関して調査があったというふうに思われますけれども、その辺の経過についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、工事に関してでございますけれども、紀美野町は建設に関する技術屋さんというのはいてないというふうなことで、今までも何点か契約の変更等があったりしてきたわけでございますけれども、一般的に、うわさなんですけれども、非常に紀美野町をばかにしたような、そういうことを分らん町やというふうなことで、うちの能力の点について、批判というんですか、そういう声があるように聞きます。そのことについて、残念ながら、そういう専門の職員がおらんわけでございますけれども、それを、問題なく契約が行われるために、何らかの施策を取ってると思うんですが、それについてもお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

（副町長 細峪康則 登壇）

○副町長（細峪康則） それでは、私からは美濃良和議員の御質疑の調査の経過についてお答えをさせていただきます。

令和6年の9月の5日に低入札価格調査委員会というのを開催しました。私は委員長でございますので、委員長の立場でお答えをまいります。この委員会は、最低価格

の入札者の低入札価格によって契約の内容に適合した履行が行われるかどうかというのを審議するものでございます。

その下に、株式会社中井組、この業者のことを申し上げますと、本社が有田郡の湯浅町にありまして、昭和33年創業の特定建設業許可を得た建設業者でありまして、国や地方自治体発注の道路改良やトンネル工等の施工実績が数多くございます。技術者につきましても、1級土木施工管理技士につきましてもは23名在籍しており、技術、能力、実績ともに問題ないと判断しました。本件と同種のトンネル工の実績につきましてもは、新しいものから言いますと、令和4年に1件、それから令和2年に1件、それから平成28年に1件と、近年でも施工実績を確認しております。

今回、低入札に至った理由としましては、稼働中の手持ち工事が順次完了する予定であることから、健全な会社運営を維持していくため、自社の企業努力と下請事業者や資材取引事業者の協力的な見積価格によりまして、本価格での応札が可能になったと考えられます。また、下請業者につきましてもは、トンネル工の豊富な施工実績や経験を有する協力会社であることを確認しております。

また、積算につきましてもは、直接工事費の各単位について、経費の把握及び下請業者の見積りに基づき、必要な積算金額を計上されておりました、安全性を十分確保した施工が可能であると判断いたしました。諸経費につきましても、品質確保を図る試験費や事故防止のための安全対策費など、必要な経費は適切に計上されていることを確認しております。

以上によりまして、委員会の意見としまして、優秀な技術者、豊富な実績と経験、協力会社の信頼関係により、安全で良質な施工が可能であると判断し、町長にこの旨報告したところであります。

(副町長 細谷康則 降壇)

○議長 (美野勝男) 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長 (中前貴康) それでは、美濃議員の御質疑の2点目、工事について、技術職員がいない中で問題なく契約ができるのかどうかについてお答えさせていただきたいと思っております。

当町の職員には、現在のところ、専門の技術職員がいないのは事実であります、職員につきましてもは、建設課等に配置になった後、技術を学んで、能力、ノウハウを学ん

で対応しているところでございます。

また、今回、トンネルの工事ということで、特に特殊性があるということもありましたので、当然、測量設計等については、専門業者である委託業者に発注しまして、さらに、設計業務につきましても、今回は委託をして設計を行っているということで、その他、また問題点や質疑等が出てきた場合等については、当然、近隣市町や県、それから設計した業者等とも相談しながら対応して行って、適切な工事が完了するように進めていくと考えております。

以上です。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 今、副町長及び課長さんから答弁いただいたんですけども、何せ今までこの地区での工事で何点か設計変更等があったわけですね。それにいろいろと言う人は言うというようなこともあったり、残念ながら、うちはそういう設計の専門の職員を置いてないというのは事実でありますから、そういうふうなことを言われても返す言葉がないというふうな状況であったりしてきているわけでありませう。

副町長さんが言われた、そういうふうなことで、下請等へのそういういろんなしわ寄せが起こらない、それから、工事にも当然、支障なくやってくると。そういうふうなことについて、そこで調査がされたということによろしいんでしょうね。

それから、本当に設計変更とか、そんなものが出てくると、非常に皆さん方からもそういう不信を買うことにもつながるというふうに思います。町外の設計業者に委託していると思うんですけども、その辺のところ、十分にこの地を踏んで、この場所を踏んで、調査するところは調査をして、そして設計をしていると。そういうことによろしいんですかね。中にはもう本当に、単価が安くなっている関係か知りませんが、ネットの写真でもって設計をしていくというふうなところもないことはないように聞かれます。その辺のところの保証は大丈夫でしょうか。

○議長 (美野勝男) 中前建設課長。

○建設課長 (中前貴康) すみません。そしたら再質疑のことについてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました土木の専門技術職員につきましては、当町には在籍していない

と申し上げさせていただきましたが、町職員で自ら、建設課の職員であるということもあって、1級の土木施工管理技士が2名、1級土木施工管理技士補が2名、現在、自ら取って在籍している状況でございます。また、1級の管工事の施工管理技士も1名、測量士も1名ということで現在の建設課の中には在籍しているといった中で、当然、工事の施工監理というものは、その基準を満たした者が行っているということでございます。

その次に、設計を行う上で調査業務をしているのかということですが、当然、どの工事につきましても、必要な、現在想定できる部分についてのボーリングでありますとか、そういったものは調査して、その上で、国・県の基準を満たした上での設計を行っているということですので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 美濃良和議員の再質疑の、特に下請さんとかには負担にならないのかというような御質疑でもあったかと思っておりますけれども、担当課におきまして、この業者と低入札価格調査における質問調査というのもしっかりとやっております。40項目ぐらいいろいろやり取りをしておる、その報告書が上がってきております。やはりそれを見せていただいても、この業者と下請さんの信頼関係というのは非常に強いというようなことも私は感じ取っておりますので、議員御心配のことは恐らくないと考えておりますので、御安心いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 1点だけ。辞退というのが6件ありますけれども、これらの理由をつかんでいらっしゃいますか。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） それでは、埴谷議員の御質疑の辞退理由について述べさせていただきます。

今回、12社を指名させていただきまして、そのうち6社が辞退されました。辞退された6社のうち3社が自己都合ということでの理由で、それ以上詳しい内容はちょっと分かりませんが、自社都合ということでございます。残りの3社につきましては、今回の工事の場合は、建設業法でも定められている技術者の配置が困難であるという理由で3社が辞退しているということでございます。

以上です。

(建設課長 中前貴康 降壇)

- 議長(美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。
- 6番(埴谷高夫) 自社都合というので、それで納得して辞退を認めるって、そういうことでもいいんですか。
- 議長(美野勝男) 中前建設課長。
- 建設課長(中前貴康) 自社都合ということで、納得といたしますか、辞退というのは制度上できるものでございますので、理由については、そういった形で受付して、了承してございます。

以上です。

- 議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長(美野勝男) これで質疑を終わります。
- これから議案第90号に対し、討論を行います。
- 反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第83号 物品購入契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第4、議案第83号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） これも辞退について理由をお聞かせください。

それから、各備品について、納入物品について、それぞれ品番とか、それに対する一つ一つの価格とか、全体でなしにね。一式というんじゃなしに、一つ一つの価格とかは出されているんでしょうか。お伺いします。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 家本消防長。

（消防長 家本 宏 登壇）

○消防長（家本 宏） 埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、辞退理由でございます。7社辞退ということでございますが、理由といたしましては、1社が自社の取扱い分野外ということになってございます。1社が手持ちの物品売買等が多くて受注することが困難という理由でございます。あとの辞退された会社に関しましては商材の確保が困難と。また、仕様条件を全て満たせないといったような理由で辞退をされております。以上が辞退理由ということでございます。

それと、各商品ごとの品番と価格をとということでしたが、一応庁舎の設計士の方に依頼申し上げまして、庁舎のスペースに見合った参考品というのを抽出していただきました。そういった関係で、その参考品の品番であったりとか価格といったものを調べまして、価格は一応把握した上で、この入札に伴う予定価格というのを算出させていただきました。

以上です。

（消防長 家本 宏 降壇）

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） すみません、質疑が分かりにくかったかもしれません。例えば1,250万ですよ。それで椅子とかテーブルとか買ったと。そしたら、その椅子について幾らというふうに業者が見積もってきて、積算されて、全体で1,250万円になったのか、それとも、一式ということを出されてきてるんでしょうか。それを聞き

たい。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 埴谷議員の再質疑でございます。

この入札の金額に関しましては、一式ということで一応入札をいただいておりますが、当初の積算に関しましては、一つ一つ、その場所場所に応じた品番を一応掲げて、また、その金額を一応積算してという格好で積み上げ作業を行いました。これによろしいでしょうか。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 1点だけお聞きしておきたいと思います。

調査基準価格というのは、この契約については置いてないようでございますけれども、落札率が52.2%と非常に低い金額であります。そういうことで、十分に問題なく納入されることというふうに思いますけれども、それについて、やはり一定の、それなりというんですか、調査というんですか、町としてもチェックをする必要もあるんじゃないかというふうに思います。その辺についてはどうでしょうか。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 家本消防長。

（消防長 家本 宏 登壇）

○消防長（家本 宏） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

確かに落札率といたしましては52.2%という形であるんですが、あくまでも物品でございます、やはり企業の努力によるものかなというふうに判断しております。

ただ、この納入物品に関しましては、入札する際にいろんな制約をかけてございまして、当町のほうで同等の申請があったものに関しましては、相当時間をかけて、参考品とほとんどほぼ同一の材質であるかどうかといった点まで細かくチェックかけておりますので、納入される物品に関しては間違いないものと考えております。

以上です。

（消防長 家本 宏 降壇）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) 1点、手順を確認したいんですけども、見積りを提出していただく際に、各什器、椅子なら椅子、テーブルならテーブルという項目があるわけですけども、こちら側から依頼をかけるときに、このレベルのクオリティのもので見積もってくれというような指定がしてあるのかどうか。

なぜかといいますと、A社はこれぐらいのクオリティのもの、B社はこれぐらいのクオリティのものということで、土俵が違ったらまともな入札にならないので、そういうことにならないような大前提というのはしっかりと確保してあるのかどうか、お答えください。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長(美野勝男) 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長(家本 宏) 桐山議員の御質疑にお答えいたします。

今、議員おっしゃられた点に関しましては、私どもが一応一番懸念した点でございますが、ちょっと私今、どういった指定をしたかというのは今ちょっと記憶にないのですが、家具製品におけるいろんな等級みたいなのがありまして、そういった辺りを、きちりとした統一レベルでこの応札業者が選定しているという形で、一応入札を執行してございます。

それと、先ほどもちょっとお話しさせてもらったんですが、場所に応じたいろんなスペースの関係で適切な機種をとということでお話しさせてもらいましたが、椅子といたしましても、全て、どの品番のものが幾つといったような形で細かく一応指定した上で入札をしておりますので、そういった点に関しても心配なく、応札業者はほぼ同一レベルで一応は御認識をいただいた上で入札をいただいているというふうに認識をしてございます。

以上です。

(消防長 家本 宏 降壇)

○議長(美野勝男) 3番、桐山尚己議員。

○3番(桐山尚己) 最終的に応札していただいて、当社はこの品番のもので見積もってますというものがそれぞれの会社ではっきりしていると。その各社間の比較というものを、こちらサイドで、ある意味同一レベルで行われてるかどうかということの検

証作業というものは行われたわけでしょうか。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 桐山議員の再質疑でございますが、応札していただいた後の細かい明細ということは確認は至っておりませんが、応札していただくに際して、私どもが掲げた参考品、これは全て品番を書いているわけなんです、それと、その同等品申請という形で、応札していただける業者さんからは同じようなものを提出していただいてまして、それは全て消防本部のほうでメーカー、また品番、そういったものを全て一つ一つ確認をして、同等品として一応認めるかどうかという辺り、細かくチェックをさせていただいておりますので、一応御理解を賜りたいと、このように思います。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第83号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第84号 物品購入契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第5、議案第84号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） この予定価格1,951万円というのは、これは定価なんでしょうかね。私、こういうのをどういう予定価格の設定をするのか分からないので、ちょっと教えてもらえますか。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

（教育次長 東浦功三 登壇）

○教育次長（東浦功三） 埴谷議員からの御質疑で、予定価格についてですが、まず定価で積み上げをします。その定価に対して、市場の価格であるとか、そういうのを勘案して、今回は定価の85%で予定価格を組みました。

以上でございます。

（教育次長 東浦功三 降壇）

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、これ計算して、もう計算してますかね。落札率が69.2%っていったら、85%、今、計算したやつがもう出てたら教えてください。85%に戻してもらって、元の定価から言ったら、落札率というのは幾らになるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 58%ですね。そしたら、私、前にも建設のときに言いましたけど、厨房の機器というのは非常に安く入るといえるか、定価より随分安いんですね。実際買うとなると。そして、まとめて買うとなるともっと安いんです。ところが、前に、これ分離してるのかよく分からないけれども、今度こういう残りのといえるか、建設のときに一定の厨房設備が購入されて、今度、残りの設備を導入すると。でも、58%っていったら、そんなに安くないですよ。そこら辺は、次長さんはどう考えてるんです。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先ほどの埴谷議員の再質疑の中で、建設の工事の中にも、厨房に関するもので、建設工事で施工したものもございます。それにつきましては、設置、動かないといえますか、移動ができないもの、固定が必要なものであるとか、そこに備え付けなければならないもの、これにつきましては、建設のほうで見ております。今回の場合は、棚であるとか、そういった移動が可能なもの、そういうものを

備品として購入したわけでございます。５８％につきましては、これは入札の結果でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 今後のこともあるので言うんですけど、やはり厨房機器、もう給食やることないかも分かりませんが、こういった場合は、やっぱり大型冷蔵庫や、そういうのをやっぱり一緒に購入すると。納入業者と建築業者が打合せをして、ここに据えるので、こういうものを据えるのでと言って話合いしたらいいんでね。

この間の建築の関係の予算でも、7割超えてたでしょう。7割近かったでしょう。よく似てるんですよ。それはしかし全体で、1社でやったら絶対安くなります。だから、今後、今後あるか、ほかのあれもそうですけれども、今後あるかどうか分からないけれども、こういうのはやっぱり一緒にやるべきだと、このように言っておきます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第84号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第85号 物品購入契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第6、議案第85号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) スクールバスですね、当然、子どもたちが乗って送り迎えする、そういうものであります。これについては、いろんなメンテナンスから始まって、保証の関係等も契約の段階で話になっているかというふうに思います。そういうことについてはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、調査基準価格が設定されておりませんので、これは91.7ですから、その以下ということでもないでしょうけれど、そういうふうな点で、大体予定価格に対してどの辺を、予定ですから、そういうことなんでしょうけれど、町としても、設定ですね、何割ぐらいをもって予定価格としておったのかも聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) 美濃議員の御質疑にお答えしたいと思います。

このスクールバスを購入した後の保証につきましては、メーカー保証が1年間はクレームの対象となると聞いています。

予定価格につきましては、あらかじめ予算等積算するときにも、業者のほうから見積りを取って、その額において予定価格を算出しております。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) この保証期間は、ちょっと聞こえなかったんですけども、1年ですか。全てにおいてその1年間は大丈夫というふうになってるわけですか。

それで、予定価格というのは、基本的に会社の、何がありますよね、金額というんですか、車の価格というんですか、その何割というものを考えておったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

○教育次長(東浦功三) 保証につきましては、どんなものでも保証されるというわけではございません。こちらの使用の仕方によって損傷した部分である、それは保証はされません。基本的な部分で、バスのほうに何か使用者側に責がない故障であると

か、そういったものについては保証はされますが、こちらのほうで、例えばどこかに乗り上げたとか、そうやって故障した部分については、それは保証はされません。

それと、予定価格につきまして、定価ではなくて、市場で購入するとしたら大体どのぐらいかというところを見積りを取りました。見積りを取って、その見積りの金額の範囲内で競争をしていただきたいということで入札をかけた。予定価格はその見積額そのものでございます。

以上です。

○11番（美濃良和） 最後のほうちょっと聞こえなかったんですけど。

○教育次長（東浦功三） 見積額が予定価格という形になっています。概算の事前
に取った見積額が予定価格となっております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） これも辞退が多いので、辞退の理由と、無効もありますよね。その理由を教えてください。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 私のほうからは、無効の理由につきまして説明させていただきます。無効につきましては、入札書の記載事項に不備があったため、無効となりました。それから、辞退理由ですが、取扱いなしが3社、都合によりが1社、納期が間に合わないが1社でございました。

以上でございます。

（企画管財課長 高田真孝 降壇）

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 都合によりとか、さっきの自社の都合ってありましたけども、それは突っ込んで何か聞かないんですか。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） それにつきましては、先ほども別件で建設課長のほ

うがお答えしたと思うんですが、都合によりということ、それぞれ自社の都合がございまして、そこまで深くということはない。それは参加者の、何ていうんですか、理由ということで受け取っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 公平公正というかな、そういうのを確保するために、呼んだ業者は入札をしてもらうというのが基本ですよね。しかし、都合により辞退すると。ほなもう今度呼びませんよということにはなるんですか。そういう態度でしたら、今度入札に参加することはできません、1回だけペナルティとか、そういうのあるんだっから分かるんですよ。しかし、都合により、都合によりで、会社都合で辞退されて、そしてその理由が分からないとなったら、これは入札制度が形骸化するでしょう。やはりもう少し詳しく聞くべきじゃないですか。さっきもそうですけどもね。どうでしょう。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 質疑にお答えします。

都合によりということ、今のところそういったルールで運用しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○6番（埴谷高夫） いや、今は分かるけど、これからもそう。それが問題やっって言ってるのに、これからもそれという答弁、変えませんかという答弁。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時27分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時29分）

高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 都合によりという理由ですけども、今後はより詳しく書いていただけるようお願いしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) ちよっと細かいところですけども、参考までに聞かせてください。予定価格1,544万5,200円、これ先ほどの答弁から、市場から見積りを取ったということではありますが、これは1社からの見積りなのか、数社からの見積りの平均なのか、もしくは一番低い金額なのか。1社であるとすれば、どういう基準でその1社を選んだのか等の背景についてお答えください。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 2時31分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時35分)

東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) 桐山議員の御質疑で、予定価格を設定するのに2社から取ってます。2社から。

○3番(桐山尚己) 平均。

○教育次長(東浦功三) はい。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第85号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7　議案第86号　令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男）　　日程第7、議案第86号、令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番　美濃良和　登壇）

○11番（美濃良和）　　予算に関する説明書を基に質問をさせていただきたいと思
います。

一般会計で、6ページですが、歳出の総務費、2款1項の、まず4目の財産管理の樹木伐採委託料ですね。これはどこを考慮しておられるのか、お聞かせいただきたいと思
います。

その次に、企画費の14節の工事請負費の地上デジタル放送伝送路移設工事356万
4,000円、それから、その下の6目電子計算費の中の委託料、ここで電算システム
改修委託料の2,778万1,000円、これについて、どういう事業をするのか、具体
的に聞かせいただきたいと思
います。

次に、9款1項教育総務費の教育諸費、この中で12節の委託料がございます。7
節、8節、10節、11節、12節と、それぞれ予算説明の資料見てみましたら、地域
クラブ活動指導員の謝礼、それから地域クラブ活動指導員交通費、地域クラブ活動消耗
品費と、それから地域クラブ活動印刷製本費、それぞれこれは野上中学校だというふう
に説明を当初で受けたんですけれども、その下の県に関する部分の委託料ですね、42
万1,000円、海南高等学校大成校舎女子野球部送迎委託料の42万1,000円につ
いて聞かせいただきたいと思
います。

それから、社会教育になるんですか、9款4項5目の文化財保護費ですね。有形文化
財保存補助金34万、これについても聞かせいただきたいと思
います。よろしくお願

いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長 (高田真孝) 私のほうからは、美濃議員の質疑、予算に関する説明書の6ページ、2款1項4目財産管理費のうち、樹木伐採等委託料127万2,000円について、この場所はどこかという御質疑だと思いますが、これにつきましては、小畑835番地、町有地になりますが、希望ヶ丘団地の町有地になります。それからもう一つ、2か所ございます。もう一つが真国宮の138番地2ですね。丹生神社、真国宮の神社の横にある旧真国児童館の、その周辺のところになります。その木の伐採費用ということで計上させていただいております。

以上です。

○11番 (美濃良和) その前に、小畑の、ちょっと聞こえなかった。

○企画管財課長 (高田真孝) すみません。小畑の835番地、希望ヶ丘団地のところですか。それでよろしいですか。

○11番 (美濃良和) これは何ですか。団地の。

○企画管財課長 (高田真孝) 山林になりますけど、町有地です。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長 (美野勝男) 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長 (曲里充司) 美濃議員の6ページの質疑の2款1項5目企画費の工事請負費で、地上デジタル放送伝送路移設工事費356万4,000円の内訳になります。

まず一つが、谷地区において令和5年の1月の大雪によって関西電力の柱が破損し、共架していたケーブルに影響が出たため、応急的に修理を行っていたところです。それが今回、関西電力の電柱が復旧するタイミングに合わせて、再度、光ファイバーの共架工事を行うというもので、これが271万7,000円になります。

それから、上ヶ井地区でテレビの受信状態が悪いということで報告を受けまして、調査は続けておりました。最終的には、そのお宅の上にアンテナが上げられないということで、お宅の位置からできるだけ近い位置に出迎え用のアンテナを設置して、そこから

ケーブルをお宅のほうへ引き込むという工事を44万で予算要求をさせていただいております。

それから、毛原下の地域からもテレビが最近度々映りにくいという御連絡をいただきまして、調査はしておったんですが、県外のテレビ電波との混信で、気象条件によって映りにくいという、そういう状況が発生しておりました。ここの対応策としまして、共同のアンテナを立てて、それぞれに引込工事を行うという工事費で66万の予算を見積もっております。

それから、6目の電子計算費の委託料の電算システム改修委託料の2,778万1,000円ですが、これは地方公共団体の行政システムの標準化・共通化を行うため、ガバメントクラウドの接続を行うこととなります。その接続までの環境を構築する必要があるため、現在稼働している2基のサーバとは別に、新たに2基のサーバを並行稼働用に設置する必要があるものでございます。ガバメントクラウド移行に伴う庁内のサーバの設置費用ということで、2,778万1,000円の予算計上をいたしているところで

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長 (美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) 私のほうからは、美濃議員御質疑の、予算に関する説明書10ページ、9款教育費、1項3目の教育諸費、12節委託料、送迎委託料について御説明させていただきます。

これにつきましては、海南高等学校女子硬式野球部の送迎委託料となっております。女子硬式野球部の活躍が地域を元気にし、町の活性化につながることを期待して支援するもので、10月から3月までの6か月間、平日練習時の海南校舎から大成校舎までの部員の送迎を県シルバーに委託しているものでございます。

続いて、次のページ、4項社会教育費、5目文化財保護費の有形文化財保存補助金について御説明をさせていただきます。

有形文化財保存補助金34万円、これは国の登録有形文化財である谷地区の上南家住宅の保存修理に係るものでございまして、紀美野町文化財保護費補助金交付要綱に基づき、県補助金の2分の1を補助するものでございます。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 順番にいきます。6ページの樹木伐採については、小畑の希望ヶ丘団地、それから真国宮等の町有地の木を伐採していくということであったんですが、それは何か基準があるんですか。お聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の企画費の5目の14節、工事請負ですね。谷地区に関してということございましたけれども、非常に山の中を通ってる関係もあったりして、何かということになってくると、この地区が大変被害に遭って、今回これに対する修理ということであるかというふうに思うんですが、何らかの対策を考えられないのか。災害が起これば常にここはいろいろと、情報だけではなしに、以前は町の職員が食料とか水を配達に行ったというようなこともあったんですけれども、そういう地域であります。まず情報が伝わらなければ、いろんな面で問題があるかというふうに思うんですが、その辺の対策も考えておかなければならんかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

それから、その下の電子計算費ですね。6目の12節。電算システム改修は、2つのサーバですか、それが、ガバメントクラウドですか、というふうなことで替わっていったと。ソフトが替わるための委託料なんですよね。これは仄聞すれば、国のソフトを地方も含めて一元化すると。そういうふうなことをするためのものというふうに聞いてるんですが、それについて、そういうことでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

それから、教育の中で今説明いただいたのは、紀美野町にとっても地域おこしというふうなことを考えてられると。そういうことでよろしいんですけれども、実際、海南校舎から大成校舎へ送迎をするということなんです、もう少し具体的にお聞かせいただけますか。

有形文化財については了解しました。

○議長 (美野勝男) 高田企画管財課長。

○企画管財課長 (高田真孝) 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

6ページの樹木伐採委託料についての、この基準はあるのかというところでございますが、これについては基準はありませんが、これについては地区からの要望があって、また、両方そうなんですけれども、建屋、民家ですね、そういう建物に影響があるという

ことで、町有地の出ているそういった樹木を何とかしていただけないかということでございますので、それは町が管理すべきものであると思いますので、それを伐採していくということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員の御質疑の谷地区の件であります。谷地区というのは本当に谷になって、非常にいろんな面で厳しい地域であるというのは我々も認識しております。今回、テレビの関係でありますけども、携帯電話も本当に長い間電波が飛ばなかったというようなところであって、何とかアンテナが2基ですかね、建って、谷地区でも携帯が使えるようになってきたというのが今の実態であります。そこについては、地区の方々と本当にいろんな面で話し合いながら、できることは一生懸命やっついこうということで、共有しながらやっていっております。

今回の件は、去年1月の雪で電柱が倒れたと。しかし、テレビはずっと映っておりますけれども、横倒しになった電柱を立て直した関電がその工事をしたときに同じタイミングでテレビのケーブルも修理したと。そういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 電子計算費の委託料の件です。ガバメントクラウドはもと電算システムに係る事務の処理の大半が法令で定められているものがありまして、地方公共団体が利便性などの観点から個別にそれぞれ能力のカスタマイズなどを行って、その結果、維持管理や制度改正のときの改修費など、各自治体がそれぞれ個別対応を余儀なくされ、負担が大きくなっているという現状がありました。その情報のシステムの差異を調整する負担があったりとか、クラウドによる共同利用がなかなか円滑に進んでいないという現状の課題が生じておりました。そうした課題を解決するために、地方公共団体の情報システムの標準化を推進することが必要となったということで理解しています。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 美濃議員再質疑の9款1項3目の12節委託料、海南高

校の女子硬式野球部の送迎についてなんですが、現在、女子硬式野球部員は3名おります。平時の練習は大成校舎のグラウンドでやっております。大成校舎に通学されている部員が1名、それから海南校舎に通学されている部員が2名ございます。その2名について、平日授業が終わってから練習場所である大成校舎までの送迎、それから練習が終わった後、海南校舎までの送り、これを委託してやっているというところです。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 6ページの財産管理費、4目ですけども、樹木伐採については基準はないと。地区から要請があればという答弁だったんですね。これは、道路は町道に関するところで、これはその基準の中に入るわけですか。お聞かせいただきたいと思います。

それから、下の企画費の中の地上デジタルで、今回、関電が復旧するについて、それに電線を架けるといいますか、そういう工事費だということでありましたけれども、本当にそういうところであるならば、いっそ地中化といえますか、そういうことも考えておかなければ、電波でいけばいいんですけども、いかんとするならば、孤立地帯をつくってしまうということになってくるかというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

その下の電子計算費、6目ですけども、今の説明でしたら、クラウドの共有っておっしゃられましたかね。要するに中央から一つの、まあ言うたらソフトといえますか、で動かせるようにすると。こういうふうな意味合いなんです。クラウドですから、ためる、共有する部分ということになるのか知りませんが、そうやってまいりますと、独自のものがどうなってくるのか。そういうことによって、町の施策の独自の部分も弊害が出てくるというふうに聞いているんですけども、その辺は間違いはないでしょうか。

あと、教育総務費の教育諸費ですね。今説明していただいたのは、海南校舎2名、それから大成校舎1名と、合計3名の選手がおられるということで、合同で練習をするために送迎費が要するというのでされた。10月から年度内ということで、42万1,000円。今まで9月までの分はどうであったのか。それから、もう一つは、その2名の方をこっちに運んでくる、また送っていくと。それはどういう手段でもって送迎するのか。その辺も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

6 ページの樹木伐採委託料の件ですけれども、これにつきましては、道路ではなく、最初も申し上げましたが、町有地になります。山林になって、普通財産という形になっておりますので、その管理を町が行っていくということで、その基準も特に定めてはおりません。地区からの要望により行うものでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） まず、企画費の地上デジタル放送の伝送路の工事ですが、美濃議員御提案の地中の埋設という案は、地中は地中でまたいろんな崩れる問題もありますので、何がベターな選択なのかというのはちょっと今の段階では分かりませんが、できるだけ早期復旧には努めるという状況で今のところ取り組ませていただいているところでございます。

あと電子計算費の電算システムの改修の委託料です。これはシステムの一元化というよりは、システムの標準化を行う目的でございます。標準化に向けて、それぞれのシステムのカスタマイズされている部分については、現在、その洗い出しを行って、標準化のほうへ寄せていくという、そういう作業を現在行っているというところでございます。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 美濃議員の質疑にお答えいたします。

送迎を開始したのが7月から始めました。7月から9月につきましては現予算の部分から流用させていただいて、そしてその送迎費に充てておりました。具体的な送迎方法なのですが、町の公用車を1台その時間空けまして、運転手として県シルバーから派遣していただき、その車を使っただいて、送迎に充てておる、そういうことになります。

以上です。

○11番（美濃良和） 休憩をお願いします。今の部分ちょっと分かりにくかったんですが。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 3時04分)

再 開

○議長 (美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時09分)

ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番 (埴谷高夫) 81号で質疑をする予定で次長さんに渡してたんですが、その点だけ、ここでも出てきてるので、質疑をしたいと思います。

債務負担行為の1,500万についてです。スポーツ公園の指定管理費を1,500万円支払うということですよ。ここにも書かせてもらってるんですけども、1,500万のこの管理費というのは、どうやって積算して1,500万になったんでしょう。指定管理料の見直しというのは、どういったことがあったら条件の見直しということがあるんでしょう。それと、この1,500万円はもうずっと変わらないということなんですか。その点まずお伺いしたいと思います。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) 埴谷議員御質疑の債務負担行為1,500万という件について御説明をさせていただきます。

まず1点、どうやってこの1,500万円という経費を想定したのかというところがございます。今までの従来の経費、それから使用料収入、それを計算をいたしました。まず、平成29年から遡りまして平均を取っております。その平均を取った中から、今回、既存施設の維持管理料をまずベースに、追加機能がございます。屋外練習場であるとか、あと宿泊ブースであるとか、飲食ブースであるとか、追加機能による施設の増設に伴う想定経費や、人件費を想定いたしました。その想定した額が1,975万6,000円と想定いたしました。そして、想定する収入として391万9,000円と想定をし、差引きですが、1,583万7,000円という数字を算出いたしました。その中で、1年間において1,500万を限度額として指定管理料を定めていくということに

なります。

また、もう1点質疑ございました、1,500万円が10年間ずっと続くのかというお話でございますが、1,500万円というのはあくまでも上限額でございます。ですので、その年その年で収入が増えてきたよとか、経費があまりかからなかったというのであれば、翌年度の指定管理料は必ずしも1,500万ではなく、その上限が1,500万ということでございます。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番 (埴谷高夫) 37ページです。債務負担行為の1,500万ですけれど

も、今、収入を見積もった想定でね、その想定ってどない出したんです。宿泊施設の稼働率、どんだけ利用されるかというようなことを全て計算して、この1,975万6,000円というのをはじいたんですか。どんなはじき方したのか、私よう分かりませんが、非常に大ざっぱなはじき方、未知数の多いはじき方ですよ。分からんことが多いのに、なぜこういう金額が出てきたんでしょう。

それが1,583万7,000円となったと。差引きね。そしたら83万7,000円はどないなるんです。それは端数削ってええわということですか。そんなおおよそなことで1,500万を決めたんですか。

見直すんでしたら、年度ごとに、私そこに書いてお渡ししましたよね。地方自治研究機構の指定管理者についてのクエスチョンで、そこに書いてますように、指定管理者に支出する委託費の額等、細目事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当である旨の国の通知がありますと。この通知に従って、指定管理者との間において協定書を締結することになります。その際、委託料について、指定期間内の金額を定めると、これ質問があったんですね、支出負担行為が必要になると。ところが、毎年見直すと。収入に応じて減額する場合もありますというんだったら、債務負担行為をする必要はないでしょう。何で債務負担行為1,500万でずっと払いますと決めないといけないんです。

今の次長さんの説明だったら、令和8年度に稼働されて、そして、向こうの相手側の収支を全部つまびらかに見て、残ってるなっていったら、1,500万減らす。債務負担行為の意味ないじゃないですか。なぜ債務負担10年組まなあかんのです。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、歳入のほうからです。歳入のほうですが、これは本当に未知数といえば未知数なんです、現在、平均して約220万の使用料としての収入がございます。それに対して、今度は利用する率といいますか、利用率が、利用する場所も増やして行って、機能を追加するという観点から、1.8倍を見込みました。その中で算出されたのが390万何がしというところでございます。端数につきましては83万出るんですが、自主事業もしていただくということで、1,500万を限度としてというふうに定めたものでございます。

また、この債務負担行為補正につきましても、これはあくまでも限度額でございますので、契約により10年間の指定管理という形としておりますので、あくまでもこれは限度額という形で債務負担行為を起こさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私は最後読みませんでしたけど、協定書において、地方公共団体は指定管理者に対し、委託料を支払うこと、委託料の詳細は別途締結する年度協定によること、委託料の請求支払いに関する手続を規定し、年度協定において委託料の額を決定すれば、債務負担行為を起こす必要はなくなります。それと同時に委託料を見直すことができると。見直すことが可能になると。こういう回答なんです。

次長さんおっしゃったように、もう何遍も繰り返しになりますが、毎年見直す、毎年収入というのは分からんでしょうが、全く。今、次長さんおっしゃったけども、1.8倍にするとか、収入幾らに見込むとか、全くおおよそなんでしょう。そういう経験もない。どれだけお客さんというか、スポーツ愛好家の方、合宿とかでどれだけ利用するかなんていうのは全く分からないわけですよ、今のところ。

今のところ何も分かってないのに、何で1,500万だけ分かるんですか。おおよその額ですけれども、1,500万組みました、そんな話で議会通らんでしょうが。わざわざ債務負担行為を組むことないんやから。単年度でいいじゃないですか、それやったら。なぜ債務負担行為組まなあかんのです。理屈が成り立たないでしょう。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時22分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時24分）

東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 今回の債務負担行為につきましては、10年間の指定管理ということで契約を締結したいと思っております。年度ごとに見直すのは見直すんですが、ほかの紀美野町で指定管理を行っていただいているところにつきましても、債務負担行為を起こして、限度額を定めて、指定管理料を債務負担を起こしているということになります。今回も同様、そうさせていただきたいと考えています。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 81号の説明してるやろ。

○議長（美野勝男） もう3回、これで3回、終了。

○6番（埴谷高夫） 81号の説明してるやろ。そんなん許すんか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時25分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時27分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第86号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） この補正予算に私は反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

1点目は、先ほどお聞きいたしました電算システム改修委託料の問題であります。残念ながら、うまくやり取りがいかんかったわけでございますけれども、この電算システム改修委託料の2,778万1,000円というのは、要するに国のほうで情報が、このクラウドに集まる情報について、一つのやり方というんですか、統一というんですか、そういうふうな内容になっていくというふうに私は聞いております。そうであるならば、それぞれ地方自治体の独自のやり方というものがなくなってくる、こういうふうなことも私は聞いております。そういうことで、何もかもがそういう統一した形になっていくような運営になるということについては、私は、何ていうんですか、町としてのせつかくの住民へのサービス等に問題が出てくる、そういうことで、これはいけないというふうに思います。

それからもう1点、観光費の中で、当初、開会の日に説明がありましたけれども、海南海草地方広域観光協議会ですか、それへの50万なんですけれども、これは関西万博、これに対するものであるというふうに聞きます。そういう説明がありました。

関西万博というのは、皆様方も御存じのように、あの夢洲というのはもともとごみの集めた、それを積み上げた人工島であると。ここでは毎日2トンのメタンガス等の有毒ガスが出ている。それがために、指摘があったために、煙突を立ててこのガス抜きをしているようでありましてけれども、それでも、それにもかかわらず、3月に大きな爆発事故がありました。そういうふうにして大変問題があるところであります。

また、このところで子どもたちを集めて招待をするとか、いろんなことをやってるわけでございますけれども、基本的に関西万博というのは、IRですね、大阪がやっている、工事を進めているIRのライフライン、これを関西万博のほうでうまくやってもらおうという、そういうふうなことがあるようであります。そういうふうなところをあちこちから、県下からも応援をしていくというふうな形になっていく、そういう予算については私は納得できません。

以上2点の点から、この6年度の補正予算に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 債務負担行為の続きみたいになりますけれども、ここに書いて渡しました。もうさっき読んだのであれですけども、もう一回読み上げますよね。

協定書においては、町は、地方公共団体の町ですね、町は指定管理者に対し委託料を支払うこと、委託料の詳細は別途締結する年度協定によること、委託料の請求支払いに関する手続を規定し、年度協定によって委託料の額を決定すれば、債務負担行為を起こす必要がなくなります。それと同時に、毎年委託料を見直すことが可能になります。こう規定しているというか、地方自治研究機構は答えてるわけです。

したがって、先ほど次長さんがおっしゃったような方法を取るんでしたら、ずばりこれでしょう。年度で見直すというんでしたらね。債務負担行為で1,500万円、10年間、こんな組む必要は全くないんです。1,500万が最高限度額というのもおかしい話で、スポーツ公園の全体が14億円で債務負担行為するのとわけが違いますよね。

というのは、あれもそうです。まだ額分からなので、あれも大変なんですけれども、これについては、先ほど次長さんおっしゃったように、収入について396万円、これは今の現状の収入に飲食やの宿泊やらを想定して付加するわけでしょう。想定してするわけでしょうよ。全く分からないと。何人来るかも分からないし、どれだけ宿泊するかも分からないし、飲食をどれだけするかも分からないし、あそこに入る飲食店から室料をどれだけ取るか、何も分からんですよ。何も決まってないのに、1,500万だけ決めると。そんなおかしな話じゃないでしょうが。しかも10年間決めてしまうなんて。毎年見直して、債務負担行為でなしに、年度協定でやれるわけですから、こんなおかしな議案はないです。それから、1,500万について本当に算定根拠が不確かというのを申し述べて、反対討論といたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男）　　起立多数です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休　憩

（午後　3時35分）

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　3時48分）

◎日程第8　議案第87号　令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男）　　日程第8、議案第87号、令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番　美濃良和　登壇）

○11番（美濃良和）　　それでは、予算に関する説明書、国民健康保険事業補正予算で、15ページ、歳入のところ、国庫支出金、8款1項1目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で110万円、それから、それが恐らくそのまま歳出において一般管理費の委託料で電算システム改修委託料110万というふうになっているかというふうに思いますけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

（11番　美濃良和　降壇）

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質疑にお答えします。

歳入で8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金110万円が、歳出、委託料、電算システム改修委託料の充当財源、そのまま100%の、歳出の1款1項1目一般管理費、委託料の電算システム改修委託料110万円の財源になっているという御質疑で、そのとおりでございます。

改修の内容につきましては、資格確認書を交付する機能を今の国民健康保険システムに新たに搭載するための改修費用でございます。

以上、回答とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 資格確認書ですけれども、現在の紙による保険証、これについて何らかの問題があつてこういうふうな、保険証をなくすというふうなこの制度に変わっていく、そういうことであるのか、その辺のところをもう一度確認したいと思います。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の再質疑にお答えします。

問題があるのかという御質疑なんですけれども、問題があるとかではないんですが、法として健康保険証が廃止される。その代わりになるものとして、マイナ保険証または資格確認書を被保険者証として使用する必要があるため、資格確認書の交付機能を搭載するため、現システムを改良する必要が生じたものに伴う委託料となっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 何か担当大臣がおっしゃってられましたけれども、実際、利用する我々の側で現在の保険証が一番ベターやと。一番使いやすい。何ら問題がなく来てるものを変えるということであつて、我々にとっても決してうれしい話ではないわけでございますけれども、お医者さんのほうでもこれによっていろいろ支障が出てきているというふうな話を聞くんですが、そういうふうな医者があつたら言うてこいというふうなことを大臣が言うてるといふふうなことも聞いたりするんですが、そういうふうなことで、医療機関のほうでシステムが変わることによって問題というふうなことについての話はないですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の再々質疑にお答えします。

国の制度改正に伴うものなので、町のほうに苦情ということは直接来てはないんですけど、やっぱり今まで紙の保険証をずっと使用できてたのが、だんだんできなくなるという状況を、何ていうんですかね、不安に思っている方もあられると世間のうわさに聞くんです。あくまで資格確認書を交付することによって、紙の保険証とほぼ変わらないように使用ができると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第87号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 今度、現在の健康保険証をもって、それが最後だと。そこから向こうについては発行しないというふうなことを言われたりして、非常に国民の方々が心配される場所であるわけでありまして。これについては、さきの一般質問でも同僚議員さんのほうでこの問題を指摘されて、国民健康保険証がなくても大丈夫なんだよ、資格書があるんだよということで質問がされました。

しかし、実際のところ、何のために変えるのか。何ら問題なくやってたものを、わざわざマイナンバーに変えていくと。そうしながら、この110万でやろうとしている電算システム改修委託料をもって、資格確認書を発行すると。同じようなものを発行すると。こういうふうなことで、一体何のためにこういうふうなことをするのか。まさに国家予算、私たちの税金の無駄遣いというふうにならざるを得ないというふうに思います。

しかもそれによって多くの国民の皆さん方が大変困る。顔認証か、あるいはパスワードを入れよと。高齢者にとっては大変です。そういうふうなことをマイナンバーでやっっていこうとする。そのやり方は大変問題があるというふうに思います。あくまでも現在の資格確認書じゃなくて、現在使われている国民健康保険証を継続させていくのがベストであるというふうに思います。

そういうふうなことから、現在の制度を引き続き続けていって、こういうふうな制度改正のための予算等は使うべきでない。まさに私たちの大事な税金を無駄に使うようなことはさせてはならない。そういうことから、この予算に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第88号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（美野勝男） 日程第9、議案第88号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第88号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第89号 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(美野勝男) 日程第10、議案第89号、令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 予算に関する説明書で、23、24と紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の補正予算についてがございます。その中で、歳入では、諸収入、雑入として子ども活動支援金として100万円、それが歳出では、一般管理費の中で、需用費、修繕料として105万6,000円というふうに計上されております。これについての説明をお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長(吉見将人) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

23ページ、24ページ、予算に関する説明書の中で、100万円の補助金を受けて遊具の修繕をするという形を取ってございます。修繕のする場所は、幼児用滑り台のバルコニーの木材の割れの修理と、それから複合施設の中にありますフラットネットを支えている木材が縦割れしてまして、その部分の修理ということで、105万6,000円かかるという形となっております。

100万円の補助金でございますが、こちらにつきましては、公益財団法人ライフスポーツ財団というところがございまして、そちらのほうに補助申請を行ったところ、このたび内示的にうちが受けれるということになりましたので、100万円の補助金を受

けてございます。100%の充当でございます。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 遊具というのはこどもが使うことから、以前から遊具の修理とか点検とか、これについては慎重に、また、本当に入念にやるようにということでは言われていました。多分そういうような指示もあるんかというふうに思いますけれども、今回のところについては、具体的なそういうところはどういうふうに、考えということですか、やろうとしているのか。

それから、先ほど100%の雑入なんですけれども、これをもう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長 (美野勝男) 吉見産業課長。

○産業課長 (吉見将人) 遊具は、お子さん方、こどもたち、使用される方にとって危険な場合もございますので、当町ふれあい公園では、休場日以外は毎日点検しているようにしてございます。それからまた、専門の点検のする会社が年1回点検はしてございます。そういったことから、非常に悪い部分とかいうのが出てきましたら、即トラロープを張って使用中止という形で、修繕できるところは、すぐ職員であったり、業者に頼んだりしてすぐ修繕できるようにしておりますが、僕たち職員で修繕できない部分についたら、こういった補助を活用したり、それから一般財源を使って修繕したりという形で進めてございます。

100万円の補助金でございますが、こちらは、先ほどライフスポーツ財団という財団がございまして、1983年から子育て、こどもたちが誰でも積極的に体を動かせるようなスポーツ活動を支援し、地域のコミュニティの創出や親子の触れ合いなどの関係性を学べるような活動を行っている団体でございまして、そこに対して、固定遊具、いわゆるブランコであったり滑り台であったり、そういったところに対して補助金を出しますという団体がございまして、たまたま全国的に2億しかない予算の中で、うちの担当のほう申請したところ、100万円フル、上限が100万円でございます、100万円に対して100万円ついてきたということで、常にこういったことで、申請できる機会があれば常に申請して、ふれあい公園の運営に少しでもプラスになるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第89号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第81号 指定管理者の指定について

○議長（美野勝男） 日程第11、議案第81号、指定管理者の指定について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） それでは、指定管理者の指定についてを質疑いたします。

1点目は、指定申請書には合同会社SALTと株式会社瀧本で申請されていますか。それとも個人名でしょうか。

それから2点目は、管理者になる尾形良樹氏、瀧本淳氏、これは私、勝手に読んでますので、名前が違うかも分かりません。両氏はスポーツ施設を運営したことがあるか。

3点目は、両氏はかつてスポーツ施設の経営をしたことがあるか。

4点目は、両氏はかつて自治体の指定管理者の指定を受けたことがあるか。

5点目は、町の指定管理者の指定手続に関する条例では、第3条で、指定管理者の指定を受けようとする者は規則で定める申請書に次の書類を添えて申請するとあるが、そ

の書類は添付されているのか。1番は、指定管理者の指定を受けようとする施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書、2番目は当該団体の前事業年度の経営状況を説明する書類。あくまでKIMINO STUDIES株式会社ですから、間違いのないように。

第4条では、3、施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、また確保できる見込みのあることとなっておりますが、この間の答弁でも物的及び人的能力を有していないことは明らかです。確保できるという見込みと、現有の管理者の雇用とシルバー人材センターへ依頼すると言いますけれども、それ以外のスタッフはどうする計画なのか、お答えください。

当町の施行規則では、第2条2項の関係書類を提出されているのか。1号から5号まで提出されているものはどれですか。また、提出のないものはどれですか。さきの第3条と同様、KIMINO STUDIES株式会社のものでありますから、間違いのないように答弁ください。

3項の1から4まで、これについても書類は提出されていますか。提出されているなら、どのような内容ですか。

6番目、選定の理由は何ですか。逐条的に述べてください。

7点目が、災害時の協力協定はどうなっていますか。

8点目は、労働法令の遵守や雇用・労働条件の配慮について、選定時や協定書に明示や記載がされていますか。

次のについては、先ほどやったことなので、ここでは省きます。1,500万円の算定根拠を示せという話です。ちなみに、私ここに計算してるのは、例えば1,500万円で足りるなら、1,500万円を割り戻した計算、複利で割り戻したら、今年は1,149万5,000円支払ったらいという話です。別にこれはもう結構ですけどね。

会計年度任用職員の処遇はどうなるのか。新しく雇用された人たちの処遇はどうなるのかについてもお答えください。

次に、指定管理者の選定委員会設置規程についてお尋ねします。第4条は、選定委員は施設の管理及び運営に見識を有する者を委員に任命するとありますが、選ばれた選定委員は施設管理と運営にどのような見識を持つのか、選定委員それぞれに具体的に述べてください。先ほどいろんな、プロポーザルの関係で話出ましたけれども、具体的に施設管理に、運営に関わったことがあるのか、どのような見識があるのか、具体的に述べ

てください。一般的に、こういうことをやっていた、過去にこういうことをやりましたは駄目ですよ。どういう施設について、どんな見識を持ってらっしゃるのか。先ほどのお三方、大谷さん、それから和大的先生、岸上さんやったか、それから紀陽銀行の方と、お三方について述べてください。

選定過程の議事録はどうなっているか。詳細はそこには記載されているのでしょうか。いずれ私もらいますけれども、詳細が記載されているかどうかだけお伺いします。

それから、これも開示請求してますので、出てくるかと思えますけれども、選定基準、配点、それらはどうなっているか、お伺いしたいと思えます。

最後に、選定に当たっては専門家の意見を取り入れるのは当然だが、この5者で選定できるとした根拠は何ですか。先ほどから平行論になってるので、なかなか詰まりませんけれども、私たちは選定委員の方々、誰も専門家でないということで、結論を出せるような方じゃないと、このように思うんですけれども、なぜこの5人の方ができると、選定ができるんだということをお思いになった根拠を示してもらいたいと思えます。

以上です。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) それでは、埴谷議員の御質疑に一つ一つお答えしていきたいと思えます。

まず1点目、指定申請書には合同会社SALTと株式会社瀧本で申請か、それとも個人かというところですが、会社名で申請をされております。

管理者になる尾形良樹、瀧本淳の両氏はスポーツ施設を運営したことがあるか。あるとは聞いておりません。

両氏はかつてスポーツ施設の経営をしたことがあるか。これにつきましても、あると聞いておりません。

4番、両氏はかつて自治体の指定管理者の指定を受けたことがあるか。これもあるとは聞いておりません。

5番目、町の指定管理者の指定手続に関する条例の関係ですが、第3条、第4条及び施行規則第4条の2の関係書類についてですが、これにつきましては、米印でKIMINO STUDIES株式会社であるので、間違いのないようにと注意書きをしていた

だいておりますが、この指定管理者の審査をさせていただいたのは、選定委員会でさせていただきます。その時点ではKIMINO STUDIESはまだ設立はされておられません。

指定管理者の指定申請には、条例第3条第2号に当該団体、1号も含めまして、1号につきましては、ごめんなさい、指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画及び収支予算書というのは提案書の中で記載はされておりました。コンソーシアムの提案書の中に記載はされております。

この第3条第2号、当該団体の前事業年度の経営状況を説明する書類の提出について規定がされておりますが、この規定の趣旨につきましては、指定管理業務について、健全な運営が担保できるかどうかを判断するものと考えてます。KIMINO STUDIES株式会社はこの事業を実施するために設立した特別目的会社であるため、これらの書類をこの時点で提出することは物理的に不可能でございます。そのため、条例第3条第2号に基づく規則第4条第2号に規定するこれらに相当する書類として、当該SPCの代表取締役となる尾形良樹氏及び瀧本淳氏が経営する合同会社SALT及び株式会社瀧本ついでの前事業年度の経営状況を説明する書類を提出させました。また、条例第3条第3号に基づくその他町長等が認める書類として、規則第4条第3項に規定する書類を提出させております。

その中で、施行規則の第4条第2項の1号から5号まで提出されているものはどれか、また提出のないものはどれかというところですが、1号、2号につきましては決算書という形で提出をしていただいております。また、(3)現事業年度の収支予算書及び事業計画書についても提出をいただいておりますが、第4号の団体の事業報告書を作成している場合には当該報告書、これにつきましては、作成をしておりませんでしたので、提出はありません。第5号の団体役員名簿及び組織に関する事項について記載された書類またはこれらに相当する書類ということで、定款、それから登記事項証明書をつけていただきました。

また、第3項の1号から4号までの書類は提出されているかということなんですが、提出されているものにつきましては、先ほど第2項でも申し上げましたが、当該法人の登記事項証明書は提出されております。2号の法人でない団体にあつては代表者の身分証明書、これ法人でございますので、これはございません。3号の定款または規約、これらに相当する書類ということで、定款を提出していただいております。申請資格に関

する申立書につきましても、これも出していただいておりますし、納税証明書も添付をしていただいております。

続いて、6番目の選定理由は何かというところでございます。選定調書を作成しております。主な選定理由として、本業務に関して民間のノウハウや技術を生かしている。また、技術力を存分に生かしているということ、それから、対象施設の効率的な整備と運営の手法が優れているということ、それから、コンソーシアム間の連携が緊密に取れていると判断されました。また、既存施設のアップグレードはもとより、公園の魅力を高めること、また地域の魅力向上にも寄与する施設整備及び運営、維持管理を適正に履行することが可能であると判断したという形になっております。

続いて、7番目、災害の協力協定はどうなっていますかということですが、災害時の協力協定というのはまだ協定は結んでおりません。指定管理に関する協定をまだ結べておりませんので、ございませんが、要求水準書において、災害時の対応、それから町への協力であるとか、訓練の実施であるとか、そういうところについて、災害対応についての要求も要求水準書においてさせていただいております。指定管理の基本協定にこの災害に関することを記載するのも可能でございますし、また、必要であれば、別途災害についてということで協定を結ぶことも可能であると考えております。

8番目、労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、選定時や協定時に提示や記載がされているかというところでございますが、これにつきましても、要求水準書の中で、研修、従業員の配置であるとか、教育研修、それから就業、サービスに関すること、地元人材等の活用など、要求水準書において定めさせていただいております。

10番目の会計年度任用職員の処遇はどうなるのか、新しく雇用される人たちの処遇はどうなるのかというところでございますが、先ほども申しましたように、要求水準書ではサービス、労働についても記述はさせておりますが、また、現在、スポーツ公園の管理において、シルバー人材センターであるとか、会計年度任用職員さんも町が委託、もしくは雇用して、していただいております。提案の中では、引き続き御本人が可能であれば、会計年度さんについても引き続き働いていただきたいということでございます。また、シルバー人材センターにつきましても、町内の事業者でもございますので、町内の事業者を優先して雇用をしていきたいということでございました。また、その処遇につきましても、新たに雇用される場合についてもそうですが、会計年度任用職員の引き続きの雇用については同様の条件を要望しておるところです。そのように了承もしていた

だいております。

次に、11番の選定委員会のところでございます。選定委員さん、これ具体的にとおっしゃいましたが、なかなか具体的に御説明させていただくということはちょっと難しく、やはり何度も同じことの繰り返しになりますが、和歌山大学の経済学部の教授につきましても、都市との農村交流や地域連携コーディネートの知識を有しておいて、紀美野町でも。

○6番（埴谷高夫） 管理運営。

○教育次長（東浦功三） なるほど。管理運営につきましても、管理運営に求めるものというのは、まず施設の管理等ですが、にぎわいのある、魅力ある施設を持続的に運営していただくということがまず一つ大きな目標になってます。その中で、その運営の仕方について、プロポーザル自体は運営まで全て一括で審査をしていただきましたので、その部分については、和歌山大学経済学部教授は都市と農村交流及び地域連携コーディネートの知識を十分有しておられる方で、また、従来から紀美野町の地域の活性化、都市と農村交流など、いろいろ御尽力いただいております。紀美野町の実情もよく分かっていただいているということで、御依頼をさせていただきました。

また、社会経済研究所につきましても、この運営管理につきましても、やっぱり持続的な運営管理をしていただきたいということで、その観点から、社会経済、地域経済について幅広い知識を有しているシンクタンクでありますので、そちらのほうからお願いをしてきた。

○6番（埴谷高夫） 管理運営に対する見識があるのかって聞いている。

○議長（美野勝男） 6番議員、静粛に願います。

○6番（埴谷高夫） 答弁違うよ。聞いていることに答えてない。ないんやったらな
いって言わな。

○教育次長（東浦功三） あると思います。

○6番（埴谷高夫） あるんやったらあるって言うて。

○教育次長（東浦功三） あると考えたので、依頼をさせていただいた。

○6番（埴谷高夫） 具体的に言うて。

○教育次長（東浦功三） 今申し上げたとおりでございます。

また、大谷弁護士につきましても、町の顧問弁護士であるとともに、運営管理に関しても職業倫理的な観点から公平かつ公正な判断と知識を有しているということで、審査

員としてお願いをしたところです。

続いて、12番、選定過程の議事録はどうなっているか、詳細は記されているのかということですが、選定における会議録は作成はしております。開示請求いただいておりますので、その際にも詳細も記しておりますので、それは作成はしております。

続いて、選定基準ですが、選定基準につきましては、合計で2,325点満点、その中で全体事業に関する事項が250点、これ5人の総合計になります。5人の持ち点といますか、満点を総配点として、事業全体に関する事項で250点、施設整備に関する事項で975点、運営、維持管理に関する事項で800点、町指定自主事業に関する事項で250点、任意提案の自主事業に関する事項で50点、合計2,325点の配点となっております。

14番、選定に当たっては専門家の意見を取り入れるのが当然だが、この5人で選定できるとした根拠は何かというところがございますが、これも先ほどと同じお話になるんですが、まず、5人のうちの3人は外部の審査委員をお願いいたしました。選定した根拠というのは先ほど申したとおりでございます。また、内部委員を2名、当町の副町長と総務課長に入らせていただいて、内部委員として審査をしていただいたところです。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) 質疑3回ですからね。そういう答弁じゃどうもならんな。私聞いたことに答えてください。聞いたことで該当がなかったら、なしと言わないと。ほかのことで答えようとしても駄目ですよ、それは。

1番、指定申請書の件ですけれども、会社名でお二方は申請してるということでしたら、このお二方は、何ですか、共同で申請するんですか。別個でおのおの申請をするわけですか。その点どうなんでしょう。

2番、管理者になる尾形さんと瀧本さんはスポーツ施設を運営したことはない。聞いてないということはないということですよ。両者はかつてスポーツ施設を経営したことがあるか。聞いてない、ないということですよ。両者はかつて自治体の指定管理者の指定を受けたことがあるか。聞いてないということはないということですよ。

なぜこういう経験がない人が今度選ばれるんです。コンソーシアム、コンソーシアム

と話しますけれども、コンソーシアム関係ないですよ。このお二方と契約をするわけですから、このお二方が過去にそういう経験がなかったら、これはもう最初から俎上に載らないでしょうが。

5番目は、全部あるって言うけれども、当然、KIMINO STUDIESが8月27日ですからね。あるわけがない。そうしたら、何て言ったらいいかな、議会へ出してきたのと中身が違うってことになるでしょう。KIMINO STUDIESが8月27日にできて、それ以前に、8月の6日に、これはプロポーザルの話ですけれども、指定管理も一緒に聞いたというから、一緒なんでしょう。これできてないのにやってて、そして、議会はKIMINO STUDIESで出してる。理屈に合わない。この審議の対象にもならないと。

今できた会社を持ってきて、これで承認されましたって、過去に承認されましたって、全く違う2人の会社ですよ。合同会社SALTと株式会社瀧本でしょうが。これを出てくるんだったらまだ分かりますよ、まだね。しかし、一つの団体でないからおかしいでしょう。共同でなかったら。どちらもこの時点で合同会社をつくっている、申請してるんですよ。申請時点で何らかのものをつくってもらって出してこないと、後でつくるなんていうのはおかしいでしょうが。

そして、施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しておりって書いてあるんですよ。有してなかったらあかん、この時点で。物的能力を有してないのは明らかですよ。人的能力を有してないのも明らか。また、確保できる見込みがあることってなってるんですよ。シルバー人材センターに頼みます、引き続き会計年度職員にやってもらいますと。これは見込みじゃないですよ。そしたら、どういう内諾もらってるんです。どういう仮契約を結んでるんです。

新しいスタッフについてはどうですか。どういう見込みがあるんですか。それを答えてなかったけれどもね。今の人員じゃ絶対足りませんよ。夜間も詰めないといけないかも分からない。宿泊ですからね。そして、清掃も大変ですよ。50人も宿泊して、そしてその人の賄いをやろうと思ったら、大変な労働力が要るわけですよ。そういうことが全て計画されてますか。

そして、もうついでにここで言うっておきましょう。先ほど396万でしたかね、ちょっと数字違ってるかも分かりませんが、この業者は、業者というか、お二方、収支予算書にそれが書かれていたわけですか。先ほど次長さんは見積もりましたっておっ

しゃったけど、それおかしいでしょう。彼らが事業計画書及び収支計算書にその記入がなかったらおかしいでしょう。そういうことですか。それを次長さんは先ほどおっしゃったんですか。

それから、第4条第2項はもう全く駄目ですね。作成されてない。作成されてないって、もう日付から違いますからね。駄目ですね。しかし、(4)は、団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書、これはそやから、先ほど私言ってますように、2人でやっても団体ですよ。この2人がどういうことをやるかっていったら、団体で、やっぱり申請書がなかったらおかしいですよ。何やごまかされてるようで仕方ない。2人が別々で、合同会社SALTと、そして株式会社瀧本って、それじゃないでしょうが。お互い個人なら分かりますよ。個人で2人でやってきて、そして2人でやりますといったら分かりますけれども、全く違う法人、人格を持った法人が、協定も何もなしに、この時点では協定ないでしょうが。何でこんなやって申請できるんですか。こんな訳の分からん話ないですよ。

それから、選定の理由って何です、これ。民間の技術やノウハウを生かすって、この人らノウハウないでしょうが。コンソーシアムの話したら困りますよ、ここで。この人たちはどういうノウハウがあるんですかって、先ほどないって言ったのに、何でここで出てくるんです。そして、説明できないでしょうが。誰が説明したんです、そしたら。選定委員さんの前で、コンソーシアムの人が出てきて説明したんですか。そしたら、あんた誰よって話になるわな。そこはどうだったんです。

それから、災害協定って非常に大事で、あそこの災害、一旦事が起こったときに、どういう指示命令系統ができるかと。そういうことを決めてなかったらおかしいでしょうが。一旦休業ってなるでしょう。休業になったときに、その補償どないするかとか、いろんな話を事前に決めておかないと、災害協定を結んでおかないと、損害賠償もんですよ、そんなのは。勝手に閉鎖して、休業の日なんて使えないですからね。これは今後の話なので、そういうことを、いろんな私、災害協定見ましたけれども、いろんなことを書いてますから、もう手本がいっぱいありますから、そういう意味でやってください。

やっぱり11番ですけれども、選定委員さんやっぱりおかしい。次長さん何をおっしゃっても、この人らはいろいろ、縷縷おっしゃいましたけど、ひとつも施設の管理運営という言葉が出てこないでしょうが。やってないんやもん。やったことない人を選定委員にしてるんやから。いろんな言葉を並べるけれども、その中にはその2文字がないで

しょうが。2文字というか、全部で4文字ですけれどもね。管理運営の管理運営ってどこにもないでしょうが。管理運営してないんやから。してないんやから、してないって言って答えないと。ごまかしても駄目ですよ、そんな。経営を、運営をやったことがない人が経営、運営をし、それを決めたのは、やったことない人が決めたんやから。ここが一番の問題なんです。透明性もなければ公平性もない。公正性もない。そういう案件でしょうが。

議事録は作成されているというので、開示請求してますので、それを読ませてもらいましょう。配点基準を見ましょう。

14番、町長さんに聞きましょう。この5者、もうこれ何遍もやってるので、プロポールのときでもやりました。しかし、この選定、指定管理者の選定で、この5者で選定できるとした根拠は何ですか。先ほども言いましたように、先ほどというか、何回も言ってますよね。この5者でスポーツ施設を経営したこともないと。運営したこともないと。過去に指定管理者で何かしたということもないと。こういう人たちがなぜ選ばれて、指定管理になることになったんでしょう。5者で、この人たちを選定できるというふうにした根拠は何でしょう。町長さんが選んだんですけどね。それを教えてください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） それでは、議員から、最後の質疑になりますが、再度私からお答えを申し上げます。

5人ということで、これまでも何回も名前も出てきておりますので、改めては申し上げませんが、今回の選定委員の選定に当たっては、やはり内部だけじゃなくて外部の方々にも入ってもらいたいということがまず1点ありました。どういう方に入ってもらいたいかということで、1人目は和歌山大学の岸上教授であります。この方に入ってもらったというのは、この方は施設の管理を直接したこととか、直接建設に関わったこととかはもちろんございませんが、いろんな見識を持たれてるということと、紀美野町と非常に深く関わっていただいておりますので、紀美野町の今後の発展とか、この施設ができれば紀美野はもっともっとよくなっていくとか、そういったことをしっかりと研究なり認識を持っていただいているということで、適任だというふうに判断をいたしました。

もう一人のいわゆる社経研、和歌山県でのシンクタンクとしては社経研ということに

なりますので、社経研の副理事長に入っていただくということで、この方も紀陽銀行の出身であります。社経研というのは和歌山県全域にわたっていろいろな市町村との関係もありますし、地域の発展とか、いろいろなことに関して見識を持ってられる方であるということで、もう一方、社経研の方。

そして、やはりいろんな協定とか契約とかといったものの中で、やはり法的に、やはり我々は法的には専門家ではありませんので、法的に優れた方ということで、そしてまた町の顧問弁護士でもありますので、町の顧問弁護士ということの中で3人を選定したということであります。この外部からの3人を選定することによって、透明性、公平性を保てれるというように判断して、その方々になっていただいた、こういうことでもあります。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 埴谷議員の再質疑にお答えしたいと思います。

まず1点目、指定申請は会社でどのような形で申請されたのか。これは会社ごとにしていただきました。

また、2番から4番の経験のない者がなぜ選ばれるのかというところでございますが、これは選定委員会によってこの提案が優れていると判断されたためでございます。

続いて、5番の中で、議会へ出しているものと審査した団体が違うと。後でSPCをつくるのはおかしいんじゃないかというものですが、これにつきましては、当初から御説明させていただいてるとおり、コンソーシアム団体として応募していただいて、プレゼンテーションをした上で、提案をしていただく。そして、優先交渉権者になられた場合は、SPC、目的会社をその時点で作っていただいて、そこと町は契約するという形で募集をいたしましたのであります。

また、会計年度、シルバーの人員の確保というところで、人的能力を有しており、または確保できる見込みがあることというところで、現在はスポーツ公園は会計年度任用職員さんとシルバー人材センターで施設管理を、施設の清掃であるとか、そういった管理だけをさせていただいておりますが、指定管理でお願いするとなると、提案の中では、人員の確保についても計画はされております。あそこの正職員として5名、また、その他いろんな機能を持っておりますので、そこに配置する人間を合わせて、平常時で正職員が合わせて32名で対応していきたいと。また、繁忙期についてはアルバイト等増やして、59名で回していきたいと。予定であると。それにつきましても、計画の中

では、平日の宿泊ありのとき、なしのとき、また休日の宿泊あり、なしのとき、休日の宿泊なしのとき等、詳細な計画を立て、提案をしていただいております。

そして、先ほどの見積りといいますか、指定管理料のお話ですが、これにつきましては、事前にこちらのほうから、事前にと言ったらおかしいですが、募集要項を配布した段階で、先ほどの1,500万をこちらのほうで算出して、それを上限として募集をしております。

提案者が出してる収支予算書の中では、町からの指定管理料は1,500万という形で積算はされておりました。

また、プロポーザルは誰が説明をしたのかということですが、プロポーザル時には、コンソーシアム団体が建設部門、設計部門、運営部門と、説明ができる者が出席することとしておりましたので、その部門部門で出席をしていただいて、プロポーザルの説明自体は代表である私が行っております。

災害協定につきましては、またちょっと考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番(埴谷高夫) 休憩してください。

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 4時57分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時04分)

ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 少しやり取りが聞こえにくかったので、確認しておきたいと思います。

一昨日の委員会でもお聞きしたんですけれども、10年間の指定管理と、こういうふうになってるというふうに私は思ったんですが、ところが、それについて、10年ではないんだと。実際のところは、計画を進めていく段階であるんで、丸々令和8年から始

まって10年ということではないというような答弁であったように思うんですけども、その辺のところについてお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) 指定管理の期間についてですが、令和8年度までは一部工事をしながら、工事をしていきます予定です。その工事期間中で何も管理するものがないので、そこには指定管理料は発生しないんですが、計画では、工事を開始して、利用の制限をできるだけ少なくして、工事をしながら利用もしていただく。そして、新しい施設ができれば、また新しい施設で利用していただくということで考えています。

7年度は工事をする期間となる予定です。ですので、指定管理者による管理運営はまだそこでは発生してきません。その間は旧の施設を使っていただきますので、今までどおり管理をしていきます。ですが、令和8年度になりますと、一部施設が完成してくる予定ですので、令和8年度から指定管理が開始されるという形で、令和8年度から10年間の指定管理、10年間ということになります。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 一昨日の委員会で私が聞いたときに、10年間ということかというのに対して、10年じゃないと。だから、今の予算書に載っている指定管理の期間等を含めて、令和8年から10年となってますけれども、何でそういうふうな答弁であるのかというふうに私は思ったんですが、10年でしょう。一昨日の答弁の10年じゃないというのは、それは間違いですよ。一体あれはどういうことを説明したんですか。

○議長 (美野勝男) 東浦教育次長。

○教育次長 (東浦功三) 指定管理の期間は10年間と申し上げたはずですが、令和8年度から令和17年度末までということ申し上げたと記憶しています。

以上です。

○11番 (美濃良和) その10年で正しいんですね。

○教育次長 (東浦功三) 10年です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） 1点確認をします。令和6年5月付の紀美野町スポーツ公園リニューアル事業基本計画、この中で32ページに事業スケジュールということで、こういった形の予定表が載っています。先ほどから教育次長が説明されているとおり、指定管理が始まるのが、運営が始まるのが令和8年度、2026年の4月からと。32ページ、4月からということですが、結局、この段階ではまだ建設の途中なわけですね。どこからどこまでできてるのか、どういう施設管理をするのか分からないんですけども、いずれにしても、途中の段階で、既存の施設も使用可能にしながら、この新しい施設も一部使用していくということで、非常に中途半端な状況になるわけですけども、ここの状態の指定管理料と、完全に建設が終わって移行してしまった後の指定管理料というのは当然違ってくと思うんですけども、その辺りの算定というのは細かくされてるんでしょうか。

（3番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

（教育次長 東浦功三 登壇）

○教育次長（東浦功三） 桐山議員からの御質疑で、基本計画におけるスケジュールにつきましては、令和8年度から指定管理者による運営が一部始まっていく、これはもう計画としてそう進めていきたいと思っています。

その中で、令和7年度には新しい体育館と、それから屋内練習場が一部完成できればというふうに計画しています。ですが、工事自体がどのように進捗して、どのような成果が得られるのかというのは、まだ計画ですので、まだ確定はしていません。ですので、議員おっしゃられるように、令和8年度の指定管理料というのは出来高によって変わっていくと考えます。現時点ではまだその試算はできていません。

以上です。

（教育次長 東浦功三 降壇）

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ということは、その時点になってみないと、もしくは直前になってみないと分からないということですね。それで双方、そこまで双方合意はできな

いと。そういう形になると。そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 今、出来高が確約されているわけではないので、来年度の出来高によって、そこは事業者と調整しながら協議を重ねていきたいと思っています。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第81号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 1点のみの反対でもいいぐらいのこの話ですよ。というのは、紀美野町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会の設置規程というのがあります。ここに第3条に、10人以内をもって組織するんですけども、2項に、町長は施設の管理及び運営に見識を有する者を委員に任命するものとはっきりと書いてあるでしょう。施設の管理及び運営に見識がなかったら、選定委員になれないんですよ。

先ほど来から、和太の先生、そして紀陽銀行の人、金融屋さんですね、そして大谷先生、誰が施設の管理や運営に見識を有してるんですか。答えられないでしょうが、さっきの答弁でも。全く違う話を長々とするけれども、肝腎なここについては、そういうことをしたことがないから答えられないんですよ。そういう人が選定してるわけでしょう。だから、間違ってるんよ、最初からね。

しかも、指定されたほうも、尾形さんも瀧本さんもスポーツ施設を運営したことがないと。両氏はかつてスポーツ施設の経営をしたことがありますか。ないって。自治体の指定管理者の指定を受けたことがありますか。ないって。こんなないない尽くしの中で、なぜ選ばれるんですか。誰も納得しませんよ、そんなん。誰でもいいんかかってことになるやん。指定管理者で、あそこで1,500万もらえます。運営も自分で全部もらいます。何ぼもらえるか分からんけれども、相当な収入が入るでしょう。そういう人

が、何のノウハウもないのに、あそこで管理運営をすると。それは任せられますか。話にならないでしょう。もうあと、多くの論点でありますけれども、もうそれも言う必要はないでしょう。そのことを一つとっても、こんなばかげた案はないです。

以上、反対します。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 私も反対の立場から討論を行いたいと思います。

いろいろと説明ございました。また、にぎやかになるんだと、そういうふうにおっしゃいますけれども、飲食のコーナー、それをもってスポーツをやらない人にも来てもらうんだと。それは今ある町内のカフェとか、そういうところはどうなんですか。そういうふうのにぎやかにするならば、そういうところへの支援とか、そういうのを考えるべきではないでしょうか。

実際のところ、基本的なところを私は納得できないんですよ。確かに体育館は古くなってるそうであります。ですから、それを建て替えて、災害時に避難所として使っていただく。それは大いに結構だというふうに思います。それをさらに大きくして、いろいろとやっていくんだということですが、見えないんですよ。どうして人が来るのか。せっかくのお金をつぎ込んで、町は8,000万しか使わんって言いますけれども、8,000万であれ、あとのお金については、結局は我々の税金を使うんですから。それが、安易にそういうふうに言っているものではないというふうに思います。

そういうふうなこともありますし、何にしてもそのところが、現状のままで、体育館を現状のままの内容で建て替えてすれば、この指定管理料も要らない。そういうことになるのではないですか。今、最小限必要なのは、災害時の避難所としての体育館、そして、スポーツをされる方々、卓球なりバドミントンなどの方々が利用される、そういうような内容の建築、改築、それでいいのではないかというふうに思います。そういうふうなことで、今、町がかなり大きくしようとしている内容について私は納得できません。

そういう点からとともに、DBOでやっていく、そういうふうなやり方についても納得できません。そういうことから、この案件に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番 (桐山尚己) 反対討論を行います。

本案件に関しては、DBO方式ということで、D、デザイン、設計、B、ビルド、建築、O、オペレート、運用ですね、この3つを串刺しして全て同一の業者が行うという大前提で提案されております。議案82号の設計及び建設の案件でも申しましたが、あまりにも確定していない事項が多過ぎる。現時点で確定していない事項が多いにもかかわらず、進めてしまおうとしているということにやはり無理があると思います。

この指定管理者の指定に関しても、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び条例施行規則の中で規定されている、当該会社のKIMINO STUDIES株式会社の前事業年度の損益計算書、前事業年度の貸借対照表及び財産目録、こういった財務諸表を提出しなければならないことになっておりますが、本スキームは、会社ができたばかりで、これらの資料は提出できない。または、これらに相当する書類ということで、株主の会社の財務諸表を提出する、それで間に合わせるといような御説明がりましたが、それでは無理があります。法人格が違います。このスキーム自体を一部変更するか、もしくは条例及び規則そのものを一部変更しないと、これは前に進めないというふうに私は判断いたします。

以上の理由により、本件に反対いたします。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これでは討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男) 起立多数です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 5時26分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時39分)

◎日程第12 発議第1号 紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第12、発議第1号、紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

提出者、藤井基彰議員。説明を求めます。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番(藤井基彰) それでは、発議第1号、令和6年9月26日、紀美野町議会議長、美野勝男様。

提出者は、私、紀美野町議会議員、藤井基彰でございます。

賛成者は、紀美野町議会議員、上柏皖亮、北道勝彦、七良浴光、向井中洋二、中原和也、徳田拓嗣、皆さんすみません、敬称略で申し訳ございません。以上の6名であります。

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由を申し上げます。

議員定数を12人から10人とするものであります。

議会は地方自治の根幹をなす重要な機能を果たすものであるがゆえ、議員の定数は単なる経費節減や人口規模を理由に一概に論じることは難しいところであります。

しかしながら、平成27年4月の一般選挙の際に定数が12人となって以降、定数に変動はなく9年余りが経過しています。この間、人口は約2,000人減少し、次の一般選挙が行われる予定の令和9年4月においては、さらに減少していることが明白であります。

議員定数の削減については、町民の声を聞くべく議会において取り組んできた懇談会等の場でも少なからず御意見をいただいております。

議員一人一人がさらなる資質向上に努め、町の隅々の課題把握のために一層の努力をし、一丸となって真摯に取り組み審議をすることで、議会の役割、機能を低下させることなく維持できると確信するものであります。

すみません、1枚めくってください。2ページを御覧ください。

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分であります。

本則中、「第91条」の次に「第1項」を加え、「12人」を「10人」に改めるものです。

なお、「第91条」の次に「第1項」を加える改正については、引用している地方自治法第91条が項建てとなっていることから、本来は関係する項までを指定すべきであるため、併せて改正するものです。

附則としまして、「この条例は、公布の日以後初めて行われる一般選挙から施行する。」としています。

以上であります。

全員の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番（埴谷高夫） 提案理由の説明を今聞きましたけれども、これは大いにおかしいですね。経費節減や人口規模を理由に一概に論じることは難しいといいながら、論じてるのは人口減ですよ。なぜこういう理論になるんです。理屈になってないでしょうが。これについて先にお答えください。

それから、資質の向上に努め偶々のって、分かりますけれども、議会は執行部の、執行部というか、町当局の監視機能というのが絶対あるはずですよ。それがなくなったら、議会何やってることや分からんと。御用聞きやってたらええんかという話になるでしょう。ここではそういうことはないんですか。

先ほども議論ありましたけれども、町の条例や規程に基づかないことをやってると、執行部が。それを一部の議員さんは何も咎めないわけでしょう。そんなことで真摯な取組、審議をすることで議会の役割を果たしてますか。自分の身を正しなさいよ、議員減らすというより。そういうことが町民から求められてるんじゃないですか。議会でのチェック機能がなかったら、これは執行部が何やってもいいということになるでしょうが。それが一番肝腎だと私は思ってます。

もちろんどぶ板も大事です。しかし、議案の審議の中で間違っただけをしようと思ったら、また、していたら、私たちが指摘してただす、これが本分でしょう。そういう権能が議員になかったら、何のこっちゃ分かりませんよ、こんなもん。議員減らしたら、そういうのがよくなるんですか。今までそうやって減らしてきたんでしょ。

私初めて出たときは、16だったか14だったか、ちょっと忘れちゃったけど、それぐらいありました。それぞれ地域から出てきて、地域代表という大きな意味がありますけれども、出てきて、一般質問しましたし、みんな、ここでもそうでしょう。10人の人が質問したこともあるわけですよ。みんな地元で困ってることや、いろんなことをここで質疑してきたわけでしょう。そういうのを、数を減らすとなったら、そういう声なくなるんですよ。議会の機能を低下させることなくって書いてるけど、低下するでしょうが、そんなことしたら。答えてください。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

（4番 藤井基彰 登壇）

○4番（藤井基彰） 埴谷議員の御質疑にお答えします。

2点あったと思います。まず1点は、人口減、もしくは経費削減を理由に簡単に論じ

てはいけない。なのに、人口減を理由に削減するのかというお話です。もう1点は、チェック機能がどうかという御指摘、この2点だったと思います。それでよろしいですね。

最初にお話ししましたように、人口減や財政、それだけを理由に論じてはいけない。これは確かにお話ししています。しかしながら、それをもってしても論じるべきときに来ていると私は考えています。それは埴谷議員のお考えと私の考えが違うところでございますので、何と答えていいか、それ以上はちょっと難しいと思います。

続きまして、チェック機能という点です。12人が10人になったとして、チェック機能が落ちる。これは、また私個人的な意見とおっしゃるかも分かりませんが、物理的には12が10になるか分かりません。でも、10になったとして、じゃあ埴谷議員がおっしゃる、何もしない議員ばかり残って10になる、何もそういうことは決まっています。逆に、埴谷さんのお言葉を借りるならば、チェックをしない方々がおらんようになって10になる可能性があります。だから、基本的にダウンサイジングをするだけで、機能としては何ら落ちるとは断定できないと思います。

以上です。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) それは見解の違いです。見解の違いって言われたらそれ以上言えませんよね。

しかし、ここに書いてるのは論理矛盾があるというのははっきりしてるでしょうって言うてる。人口減で、人口減少したから議員減らすというのはおかしいって書いてあるのに、あなたはその人口減を原因として減らそうって言うてるんでしょう。違うんですか。ここに書いてあるでしょう、そない。それも読めないんですか。そういうことが分からない。自分の書いたことが分からないということですか、それは。もう一回答お願いします。

それから、現状を2人減らしたら質を落とすとは限らないと。今までそうやってきたんでしょう。何人も議員があつて、減らしてきたんですよ。質を落とさない、落とす、それは関係ないんです。なぜかといったら、選挙ですからね。選挙で選ばれてくるんやから、議会の質と選ばれてくるんは関係ないんですよ。どんな議会でもいろんな人が選ばれてきます。親戚の多い人、田舎だったらそうですよね。親戚の多い人、いろんな役

やってる、いろんなことを世話役もしてる、そういうことで選ばれてくる方もいらっしゃるでしょう。しかし、本当にここへ来てやらなければならないのは、やはり議会としてチェック機能を果たす、これが大きな使命でしょうが。

数が大事なんです。それだけ地元の要求を持ってきて話す、また、いろんなことを聞いて、ここで町政をチェックする、そういうことが一人でも多かったら、それだけでも大分違います。まして減らしてしまったら、今、例えば女性でもそうですよ。女性を増やそうなんて今言ってるときに、10人にして狭き門にってしまったら、女性が出る幕なんてなくなってしまうでしょう。いろんな問題で減らすというのは弊害があるんです。

第一減らしたからって、経費なんていうのはしれてるでしょう。0.0何%ですよ、100億からしたら。それよりも、町政のチェック機能がなくなる、なくなるまで言いませんけれども、おろそかになる、こんなことはあってはならないんです。私はそう考えます。見解の相違っていったらそれまでです。しかし、答弁を求めます。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） ただいまの埴谷議員の再質疑にお答えします。

まず、自分の書いた文章が意味が分かっていないのかというお話です。申し訳ございません。100%分かっていると思います。私が書いてますのは、一概に論じることにはできない。絶対論じることにはできない、完全に論じることにはできない、論じては駄目であるとは書いていません。当然、その余地は残しております。一概につて言葉を残しております。つまり、それだけ厳しい状況になってることですよってことを訴えたいだけです。そのためにこういう文章にしているんです。人口が減ったから、財政が厳しいから、それだけでは駄目ですよ、でも、そういうことも考えないといけないほど厳しい状況ですよという話を、それは町民からいただいているってことです。そういう意味で私はこういう書き方をさせてもらっています。

2点目は、チェック機能のお話だと思います。埴谷議員言われるように、我々は町民から選ばれて、こちらで代表としていろんなチェック、町のいろんな問題点がないだろうか、町民の声をどうして町に訴えようか、いろんなことをさせてもらっています。基本的には我々は点数で、算数、国語の点数を100点満点取って上がってくる、そういうものではないんです。町民の方々が、おまえ頑張れよ、おまえだったら何とかできるねって形で来させてもらっています。それをもって町のチェックをさせてもらっています。

当然、100%とは言いませんけども、それぞれ10人、また12人が一生懸命見てるわけですよ。それぞれ一人一人が、10人が、ここからここまでは1人、次のここからここまでは2人目とか、そういうんじゃないんです。我々10人が全体を見てます。それが、そのフィルターが12人が10人になるということです。また同じ答弁に近いんですけども、それぞれがチェックするところをもう少し頑張ってきちっと見れば、それはそれで十分可能だと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もうこれは何ぼ言っても仕方ないんです。7人の賛成議員がいるんですから。しかし、本当によく考えてほしい。議員減らしたからって言って、議会がよくなるとか、幻想ですよ。そんなことは絶対ありません。そうでしょう。14人いて、今ここだけで紀美野町全体で12人、減って議会がよくなってるんだったら、減らすこともないでしょう。これは矛盾ですよ。今までずっと減らしてきて、また減らそうと。議会のチェック機能は問題なく落ちることがないといっても、現実に今そんな議会になってないでしょうが。

私はそれなりに、不十分ですけども、調べました。昨日もほぼ徹夜しました。こんなことを自慢しても仕方ないけども、やっぱりそれぐらい真剣にやっています。それは私一人やないと思います。議会で、執行部のやり方がやっぱりおかしい、これはおかしいと思ったら、議案も調べるし、聞きにも行くし、いろんな活動をするわけですよ。それぞれ持った能力でもってやるわけですよ。真摯に取り組むわけですよ。そういう固まりなんです、ここはね。だから、町民の負託を受けて出てきてるわけでしょう。その議員を減らそうなんて発想は、私はおかしいと思います。

今、この町だったらどうでしょう。今、12人ですよ。そしたら、人口1,000人、地方自治法から言ったら1,000人ぐらいの規模ですよ。1,000人で最高12人。1,000人の規模ですか、これ。違うでしょう。少なくとも8,000人、ちょっと足りませんが、それぐらいの人数があって、やってるわけです。

これ以上減らしたら、10人になったらどないなるんです。常任委員会2つできますか。5人で、1人委員長さんで、2人、2人。委員長決採ると。こんななるんですか。1人休んだら3対1、これもう議論になりませんよね。そんなことになるんですよ。1つの委員会にするんですか、常任委員会。それこそ審議がおろそかになります

よ、そんなことしたら。

今でもそうでしょう。皆さん、あんた、あちこちの一部事務組合へ出かけて行って、そして、そこで結構苦勞なさってるんでしょうが。私なんかもあちこち行きますからね。こんなこと初めてですよ。昔はなかった。もうちょっとゆとりがありました。1人が1つの一部事務組合行ったら、大体それで片つきました。今は違うでしょう。みんな掛け持ちでやっていると。そこへ行事が来ると。多忙の中でみんなやっていると、これ以上減らしたらもっと大変になりますよ。頑張ったらええ、頑張ったらええって、それは物理的に無理ですよ、そんな。今、議員減らしていいことなんか何もありません。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） チェック機能に関しましては、埴谷議員おっしゃると、私の意見がどうやら、どうしても平行線のまのような形になります。ただ、さっきもお話ししましたように、我々は町民に選んでいただいて、こちらへ来ています。もっと平たく言えば、彼は駄目だね、あの人は駄目だねっていうんだったら、当然、それなりの洗礼を受けることになります。

そういう中で、仮に2人減らして10人となった場合、町民の方が例えばこの人は駄目だねっていう方を書かなければ、当然、何とか頑張ってくれるだろうねって方が10人残っていると。もっと極端な言い方をすれば、すごく言葉はきついかも分かりませんが、できるだけ能力があるであろうと考えられる方が当選してくると。ということは、機能としてはそう変わりはないと、そう考えます。

それと、今、委員会のお話少し出ましたので、委員会につきましては、私はここで議員定数の削減を提言しているところであります。委員会の定数云々というのはまた別問題であります。ただ、この議員定数削減の判断材料とは別として、私の個人的な委員会の数字、定数と仮に言われるとするならば、個人的なところ、判断材料とは別としてということも、ちゃんと踏まえてください。5人から7人ぐらいが妥当であろうという研究もあるというのを聞いています。であるとするならば、仮に10人になった場合、例えば5人、5人、今は我々は2つの委員会ありますから、5人、5人。また、いや、5人ではどうしても駄目だとおっしゃって、現状どおり6人でいこうというならば、2人の方は掛け持ちという形になります。

ただ、それに関しましては、委員会で決めることであって、今ここでお話しするもの

ではないし、それが判断材料になるかどうかはちょっと私は疑問なので、個人的な見解としてお話ししたものです。

○6番（埴谷高夫） 一つの委員会について書いてあるやつ読んでないんか。

○4番（藤井基彰） すみません、その文章は私読んでませんが、十分可能だと思って今お話ししたものです。それと、今お話ししたように、5人というのも当然、十分やっていると感じております。狭き門とかいうお話もありましたけども、要は本人が立候補するという思いがあれば、基本的には狭いも広いもないと思います。

申し訳ございません。

以上、私の意見とさせていただきます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 私もこの件について質疑に加わりたいと思います。

議員を選ぶのは、これは議員をつくるのは議員じゃないんですよね。有権者の皆さんが議員をつくってくださると。そういうことであるわけでありまして。昔は地域推薦、区長さんが先頭になって議員の候補者をつくって、それで区民のみんながボランティアで運動員となって送ると。そういうふうなことですから、当然、あっちこっちからも議員さんが出られました。それが今、個人立候補になってしまって、やり方が変わってきている。

そういう中で、なかなか難しいわけでありましてけれども、これは当然の、当たり前計算ですけども、議員の数を減らせれば、1票の重さが増えて、当選ラインが当然上がってくるんですよね。そういうことで、新人の方にとっては、それは大変厳しいものになってくる。先ほど埴谷議員が言われてましたけれども、女性の議員も我々なくてはならないというのが、あっちこちで、議長さん辺しもその辺については考えてられるというふうに思うんですけれども、そういう方々がどんどん出てきてもらわなきゃならない。そういうことから考えても、出やすいということが一つの条件ではないですか。

町にとっても考えなきゃならないのは、ジェンダーの問題、今言う女性の問題やら、また性的、いろんな方々ございます。また、障害者の方もおられれば、老人、こども、そういうふうな方々の代表としてどんどん出てきてもらって、この場でいろいろ意見を交わす。町長さんに対して、予算の枠組みについても、それぞれの立場からやってもらわ

なきゃならん。これはやっぱり議員の数が必要ではないんですか。

さらに、合併したとき23人あったんですよ。それが減らし減らしで、12人になってまいりまして、それがさらに10人と。これ皆さん、考えなきゃならんのではないですか。先ほど埴谷議員も言われたけれども、さきの任期のときにございましたが、私、総務文教常任委員会でしたけれども、2人の方が病気で欠席されると、6人ですから、委員長を除いて、4人ですから、委員長を除いたら3人ですよ。3人で物事を決めなきゃならない。1対2で、2票で決まるんです。これ幸い、そのときに3人が賛成だったからよかったんですけれども、たった2人で物事を決めなきゃならんということにも、今後減らされていけば、なりやすくなると。

また、和歌山県には小さな自治体の北山村ってございますね。人口400人ほどですね。ここで今、5人いてるんですよ、議員が。これもともと6人あったんですけども、1人が村長に行ってしまったんで、今、5人になったそうなんですけれども、最低必要なものは必要なんですよ。これ最低必要なものは必要というように見なければ、議員の数を減らすということについても問題が大いにあるというふうに思います。

また、我々はこれからさらにこの町を活性化していかなきゃならない。活力のある町にしていかなきゃならない。そういう点でも、議員の数が減っていけば、先ほどからもお話に出てるように、意見が減ってくるのは当然であると思います。けんけんがくがくやり合っってこそ議会だというふうに思います。そういうふうなところで、非常に町長さんを擁護される方々だけになってしまっってはならないし、いろんな方々が出てこなければ、どうしても意見が固まってしまう可能性が高い。そういう点から考えても、最低必要な数、それも12人が私たちは決して多いと思いません。

旧の地方自治法の中には、この定数というのはあったんですよ。うちは今、7,000台ですか。7,000台なのはたしか16人というふうになってたというふうに思います。そういう点から考えても、非常に少ない議員をさらに減らしていこうというふうなことについて、これはやっぱり考えなきゃならないというふうに思います。

また、もう1点は、さっきから言ってるように、町の方向を決めるのは、これはもう区長さん方のお力も借りたり、いろんな団体の方々の意見、力も借りますけれども、基本的に議会が、提案権の町長さんと、そして決議権の議会という、ここで両者が話し合っって、町の方向を決めていくんですよ。そういうふうな点から考えて、大事な機関であって、そのところを十分にやり合うものがなければならんというふうに思います。

そういうふうな大事なものですから、これを今日提案されて、今日決めていくと。そんな簡単なものですか。やっぱり少なくとも特別委員会などを立ち上げて、そこで十分に審査していく、そういうことが必要ではないですか。

また、さきの任期中には、定数削減を議会は否決いたしました。そういうふうなことでもある流れであって、私たちがここで簡単に決めるということについては、これは禍根を残します。一旦減らしてしまっただけで、なかなか増やすということは難しい中で、そういうことをしていいのかどうか。十分に審議して、できれば、町民の皆さん方に来てもらって公聴会なども開いたりして、意見を聞きながら進めるという、それだけの民主的な手続を取らなければならないのではないですか。私はそういう点から、このやり方はおかしいと思います。答弁願います。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 4 番、藤井基彰議員。

(4 番 藤井基彰 登壇)

○ 4 番 (藤井基彰) それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。たくさんございました。もし答弁漏れがございましたら、後でおっしゃってください。

まず初めに、私どもがこの提案をしたのは、私個人がぼっと考えて、じゃあ減らそうと、そんなものではございません。当然、町民の方々といろんなお話をします。私の耳には町民の方々からは、なかなかこの人数でいいねなんてことは残念ながら聞きません。何で減らさへんの、多いじゃないの、まずそれが前提にあります。取りあえずそれをお話ししたところです。

それで、質疑の点ですけども、まず、昔は地域で推薦されて、そこから地域のほうでボランティアとかいろんな形で出てきた。今はそういう形じゃないとおっしゃいました。我々は、例えば私でしたら吉野地区でお世話になってます。もちろん吉野地区の方々にはいろんな応援をしていただいて、議員にならせてもらったと記憶しています。

でも、同時に、私は吉野地区だけでなく、紀美野町全体の方々から応援してもらったものと思います。当然、数字を見れば、吉野地区の方々全員が仮に私に入れてくれたとしても到底足りる票数ではありません。皆さん多分そういう方々が多いんだろうと思います。

特に毛原地区、御存じのように、あの少ない人数で、3 人の方ですかね、すみません、間違ったら申し訳ない、来られてます。当然、毛原地区のために頑張ってくれる

んだらうと思いますけども、当たり前ですが、ほかの地区、旧美里地区、旧野上地区のために一生懸命足を運んで、いろんな仕事をしてきてると思います。同じく、真国地区も同じです。お二人出てますけども、当然、2人の票を皆さんが入れたとしても、お二人の当選数字には多分足りないんだらうと思います。ほかの地区の方々があいつ頑張ってほしいよってことで入れてくれて、来たんだと思います。すみません、中原議員さん、今回無投票で申し訳ございません。ちょっと失礼します。その点は御容赦ください。でも、そういう応援も当然あったんだらうと思います。

だから、我々はあくまで紀美野町の代表であります。それは自覚して皆さん行動していることと思います。とするならば、地域ということは特に眼中になくても、地域は当然ですが、紀美野町全体を見るということで問題はないと思います。

続きまして、新人が出にくいんじゃないかというお話です。狭き門じゃないかというお話だったと思います。女性議員なども含めて厳しいんじゃないかというお話だったと思います。1年半前、立候補された中原さん、徳田さん、また、それ以前立候補しました桐山さん、私、立候補するというのはそもそも何かと考えた場合、町のために、これじゃ駄目だな、何とかしたいな、基本的にそこだと思います。

話はちょっと前後して、かぶるかも分かりませんが、平成30年の12月、31年12月、ちょっと申し訳ありません、ちょっと記憶が定かでないんで申し訳ないんですけども、この議会に発議として12人から10人にしようという署名を500名近くを集めて定数削減の発議をされた方がおられました。残念ながら、そのときは否決されて、定数12人のままということでした。私はその当時から定数削減すべきと思ってましたので、署名を集めた方々に賛同して署名を書かせてもらいました。当日、傍聴席で状況を見ました。12人が10人にならず、12人そのままでした。

本来、立候補したいんだったら、署名する必要もなく、12人だったな、困ったなというのが本来じゃないですか、それだったら。でも、そういう理由で立候補をやめたんじゃないんです。その次の4月に私は立候補させてもらいました。結局、定数がどうこうじゃなくて、私たちが、自分が何々をしたいというのを訴えて、それが町民の方に響けば当選できるのであって、当選をするために立候補するというんじゃないんです。

とするならば、基本的に定数を云々というよりも、自分の意見をいかに皆さんに訴えるか、そこだと思います。仮に狭き門とか、立候補しにくいというのがあるとするならば、この場ではちょっと、別の問題だと思いますが、

環境的な問題だと思います。あまり述べるとおかしいですが、ちょっとだけ個人的な意見を言うならば、仕事と議員の並立がサラリーマンだったら難しいとか、女性議員だったら子育てと議員が難しいとか、そういう環境問題が結構あるんじゃないかと思いません。それはこの問題とは別問題で、判断材料ではないんですけども、個人的な意見として一応言っておきます。

それから、北山村の御意見で例にしておっしゃってましたけども、北山村はこの人数でやってるんですね。あそこがおかしい政治をしてるってことは全然ないです。こういう人数でもできる、定数でもできるんです。それは基本的に何がっていったら、今言われたように、村民がそれにふさわしい方ということで選んだからだと思うんです。我々も一緒です。12人が10人だとしても、町民、有権者の方々、町民がこの人だったら一生懸命やっておかしくないよ、頑張ってくれるって選んでもらったらいいだけのことであります。

それから、定数が減ると意見が減ってくる、偏ってくるというお話がありました。それは、その個人の意見はどうかというのがあります。ただ、我々は個人の意見を発する前に町民の意見を聞きます。自分の周りの方が、例えばこのイベント、行事、分かりませんが、何かにおかしいよって仮に強く思ってるとするならば、それを突き詰めて、我々が判断するわけです。いいよっていう方、おかしいよっていう方もたくさんいると思います。それを押しなべて我々が自分の意見も少し加味しながら発するわけです。

つまり我々の意見は自分の個人だけじゃないんです。当然、後ろに少なくとも自分を応援してくれた何百人という方の意見を基にしているということです。でなければ、何百人の方が、あいつ言うてることとやってること全然違うじゃないかということになります。そういうことを考えると、我々の意見は町民何百人を代表した意見です。とするならば、当然、その自覚は我々は持たなければならないんですけども、意見が減ってくる、偏ってくるという前に、我々のところで、自分サイドで町民の方々と一緒に一生懸命話した結果をここへ持ってくるということです。ここでまとめてテーブルへのせるんじゃなくて、いろんなところで絞って持ってくるってことです。そういうことです。

すみません、以上だと思います。すみません、もし答弁漏れありましたら。

○11番（美濃良和） 簡単に決めたらあかんということを、決めるべきではないと。

○4番（藤井基彰） すみません。簡単に決めたら駄目だということをおっしゃっ

てました。だから、我々は平成27年のときに、僕は当然、議員ではありませんけども、そういう問題が一生懸命皆さん考えられて、12人に減らしたということですよ。その後、さっき私が言いましたけど、平成30年、31年の12月議会でしたか、500人近い署名をもって、取りあえずそういう発議が出ました。当然、皆さん考えたと思います。

その後、美濃議員もおっしゃった令和4年でしたか、議会活性化のほうで約1年間ほどいろんな議論をした結果、これ以上、1年以上もかけて延ばすことは町民に対していかなものだろう、意見もある程度出尽くしたから、取りあえず町民に我々の意見として発しないと駄目な時期に来てるんじゃないかということで、結論を出したと思います。そのときは、美濃議員おっしゃるように、定数はそのままがいいということでした。私はその結果をもって町民にこういうことになりましたよってお話ししましたが、それは何で、それはどうして、おかしいよってという意見がたくさんありました。もっともだねという意見は私の耳には残念ながら届きませんでした。

それで、その後、この間の選挙では無投票になりました。無投票ということは、選ばうにも選べないということですね。町民の方々は、ほれ、減らさんから無投票になって、選ぶ権利もないじゃないか。いい人、悪い人選べないじゃないか。人口も、一番最初に言った平成27年、平成30年頃に比べると、2,000人減って、今度一般選挙がある令和9年では7,500人程度になるんじゃないか。これだけ減ってきて、無投票になって、町民のほうで政治とか役場とか、そんなんは関心がなくなってきている。そういう状況を打破するには、やはり町民がこの人に頑張ってもらいたいという投票をしなければならぬ状況であると。

そういうことも含めて、定数を減らしたほうがいいんじゃないかと。これは強くこの1年ほど言われています。それは皆さんもいろんな場で聞いていると思います。そういうことから議論は全くしていないってことはないです。それぞれの場で、それぞれの立場で一生懸命議論はされていると思います。それを、1年半ほどたって何も進歩がないから提案をしたものです。

以上です。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男)

11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和)

藤井議員の私見についてとうとうとお聞かせいただきました

た。

基本的に我々が成熟していかなきゃならない。我々もそうですけれども、有権者の皆さん方にも成熟していただくようなことを我々広げていかなきゃならないというふうに思うんですよ。皆さん方はテレビ見てて、あの北朝鮮どうですか。あのやり方はいいと思わんでしょう。日本も80年余り前はそうだったんですよ。一人の王があつて、そのことの見解でどんどん進んでいく。それではいかんと。あれだけ大きな犠牲を強いたんで、それで今の議会制度、これが入れられたんですよ。その議会でもって、地方議会であっても、その議会制度でもって、町長と、それから議会が意見を交わして、あるべき方向に町政を進めていくという、それは基本ですよ。

その議員の数がどんどん減って行って、十分な意見が出るのかどうか。この議会制民主主義のこれを、町民の皆さん方にも知っていただく。一般的に公務員と議員が減ればよいという、ちょっと少し穿ったようなところがあるように思います。しかし、それは町民の皆さん方にとっても大事なんですよ。議会が減って行って、この当局の皆さん方、今、町長は間違いないと思いますけれども、今後どんな町長が出てくるか分かりません。

ですから、議会制民主主義、これを確保していくためにも、議員の数というのはなければあかんのですよ。住民のいろんな方々の意見を反映していく。先ほど申しましたけれども、女性もあれば、高齢者もある。あるいは子どもや、またはジェンダーの問題等もあります。そういうふうな意見を反映させながら、あるべき姿を探っていく。それが議会じゃないですか。それが、議会の議員の数のほうが減っていったら、これは十分な機能を果たしますか。

また、先ほど埴谷議員も言われましたけれども、議員の数が減って、また町の数も減って、以前は海草3町あったんですよ。海草3町と海南市でもって組合議会をつくって、そして幾つかの、例えば厚生病院やら、あるいはやすらぎやらというようなところを運営してたわけですけども、海草3町が1町になってしまった。その中で、海南市と議会を構成していく上で、今、先ほど埴谷議員も言われたように、大変議員の仕事が多くなってきている。

議会というのは、ここへ来て座って、反対や、賛成やって言うてたら済むんじゃないわけですね。日頃からどれだけ勉強させてもらう。あるいは意見を聞いてくる。そういうふうに365日我々が活動しなければ、議会を運営できないというふうに思います

よ。

ですから、そういう仕事が、やはり組合議会がたくさん増えてくると、十分な仕事、十分な町民の皆さん方に対する仕事になっていくかどうか。人口だけで言うんですしたら、北山村はどうですか。うちの20分の1でしょう、ざっと。20分の1だったら、今、5人ですか。一人ものうてもええってことになってしまふんじゃないですか。

また、時間がたつてると言われましたけれども、以前のやつは一個一個もう解決してるんですよ。今提案されて、これで今日決めて、今日提案されて、今日決めると。それは民主的なやり方、有権者の皆さん方に対するそういう答えではないというふうに思います。やはりどういうふうな結果になるであろう、十分な調査をするなり、町民の皆さん方の意見も聞くなり、そういうふうな民主的な手続を終えて決定していくことが、これは当たり前じゃないですか。そんなことをせずに提案されて、さあ決めろって、これも乱暴じゃないですか、やり方として。そういうふうなことについて提案者はどう思われますか。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 幾つかのことがありまして、また、たくさんおっしゃられたので、もし答弁漏れがあれば御指摘ください。

まず初めに、北朝鮮などと私は一言も言ってません。そういうところを目指していませんし、そういうことを考えたことはありません。

○11番（美濃良和） そんなこと言ってませんよ。

○4番（藤井基彰） 北朝鮮って言いませんでした。

○11番（美濃良和） 北朝鮮のようになつたらあかんという意味でしょ。議会制民主主義があると。

○4番（藤井基彰） じゃあ、そういう方向性があるということをおっしゃったんでしょう、私に。だから、そういう方向性は全くありません。

○11番（美濃良和） あなたがそうとは言ってませんよ。ああいうふうになってはならんと。

○4番（藤井基彰） そういう方向性の可能性があるということをおっしゃったということです。

○11番（美濃良和） 方向性があるって言ってませんよ。

○4番（藤井基彰） そのようになつたらあかんって言うてる。

○11番（美濃良和） ああいうふうなのはあかんから、今の議会制民主主義があつて、その議会制民主主義というのは、ちゃんとした運営をしていかなきゃならんと。そういうことを説明したんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 11番議員、答弁を聞いてください。

○4番（藤井基彰） 北朝鮮のようになったらあかんって僕は耳にしたんですけども、そうじゃなかったでしょうか。最初の言葉ですよ。あとの民主主義は別にして、北朝鮮のようになったらあかんって僕は聞いたんですけど、それは違つたでしょうかと確認です。

○11番（美濃良和） それは昔はそうだったと。それから今のこの制度になつたと。

○4番（藤井基彰） じゃあ私が答弁させていただきます。ということで、そういうようなことになるとは考えていません。

○11番（美濃良和） 違いますよ。ちょっと休憩してください。私の質疑について。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 6時34分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6時34分）

答弁を続けてください。4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 改めて答弁いたします。悪い例として北朝鮮というお話をされたそうです。当然、そういうことは考えていません。そういう方向にも行くことはないと思っています。議事的な関係から、そのようなところへ戻ることはないとも思っています。その点は美濃議員と同じところであります。

それで、ちょっと途中で間へ入つたんで、質疑が少し僕のほう飛んでしまいましたんで、すみません、もし抜けましたらよろしく願います。

まず、前後しますか分かりませんが、先ほどお話ししましたように、我々は個人の意見を述べるだけではございません。町民の意見を聞いた上で、例えばこういう問題

があるんですよ、じゃあこないしたほうがいい、あないしたほうがいい、こないしたほうがいいって、いっぱいいろんな町民の方々、自分がお話しする中、残念ながら、7,500人、7,800人、全員の方に僕は回りませんが、いろんなお話を聞きます。

それを含めて自分で考えて、それなりの書物も読んだり、ニュースも聞きながら、こうであろうかねって判断します。その判断については、また自分に近い方々に、こないと思うけどどうだろうねというお話も聞きます。当然、批判もありますし、それでいいよって方もおられます。そういうものを諸々を受けて、私の意見として出します。だから個人の、僕が口から発するのは僕の言葉ですけど、僕の後ろにはそういう方々の意見を集約してると考えています。だから、意見が偏ったりというのではないです。集約した結果がそういう形ということですよ。

それと、北山村の450人を例に出すと、人数がむちゃくちゃ減るではないかと。定数は別に正比例で減っていくってことは私はひとつも言っていません。最低人数必要なものだと思います。ただ、今回お話ししているのは、12人を10人にするというお話です。例えば何人減ったから、また何人減らそう、極端に言えば、6,000人になったからあと2人減らそう、5,000人になったからまた2人減らそう、そういうことを言っているわけではありません。そういう問題はまた別の機会にそういうところできちっと考えて、仮に6,000人になった場合は自動的にそういう委員会を立ち上げて定数を考えようとか、そういう仕組みをつくれればいいんだと思います。今お話ししているのは、町民の意見をいろいろ聞いた上で、12人を10人にしようということをお話ししているわけです。民主的な立場は全然変わってないと思っています。

もし答弁漏れがございましたら、すみません。

○11番（美濃良和） 簡単にやったらあかんって。

○4番（藤井基彰） すみません。簡単にやっただけはおっしゃるお話です。先ほどもこれも答弁させてもらいましたけども、平成30年、31年12月に議会で、そういう500人近い署名をもって提出されたことがあります。その後、私が議員になってからもいろんな意見を聞いて、提案して、結果的には残念でした。1年ほど議論を重ねたんですけども、定数のままということですよ。

それからまた2年たってます。その間に、先ほども言いましたけども、懇談会、町政報告会等々でいろんな御意見もらってます。もう少し具体的にお話しすれば、2年前で

したか、ちょっとすみません、もし年数も間違っていたら申し訳ございません。コロナ禍で町民全員が駄目だということで、区長さんとお話をしようということで、福祉センターと役場美里支所でやった記憶がございます。

そこでは区長さんのほうから、定数削減について、相当厳しい御意見がございました。もっと率直に言えば、我々議員、それぞれ議員はどう考えているんだ、一度答えてみろよというようなお話もありました。でも、それもその場では途中で答えることなく終わっています。その後、いろんな方から意見をはっきりしろと大分言われました。私の意見は、当然、一つですから、何も迷いないんですけども。だから、さっきも言いましたけども、その後のこの間の選挙では無投票になっています。この無投票というのはどんなに残念だったかと町民の方はおっしゃってます。

だから、今、新人の方も、この間の懇談会でも議員の定数については質問を受けて、それ以降、約1年ほど考えられていると思います。それぞれの意見を持っていると思います。だから、思い立って、今日はさあどうしようって、そういうものではないと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 答弁者、何か私の質疑を自分の好きなように解釈されてるようなので、今まで、あなたが言われましたけれども、何回か定数削減の案が出たと。そのたびにそれぞれで解決してますよ。一昨年だったか、それについても減らすべきではないという、議会は決めたんですよ。今また提案されて、今ここから始まるんですよ。それを今日決めてええんですか。これはやっぱり特別委員会をつくるなりして、十分な調査をすると。これ最低必要ではないですか。それが町民の皆さん方に対する、礼儀というんですか、手続上絶対必要なことなんですよ。何でそれをそういうふうにおっしゃられるんか私は分かりません。

やっぱり先ほどから言ってるように、これは答弁ございませんでしたけども、我々は議会に臨むについて、365日と言っていいぐらい、いろんな意見を町民の皆さんから伺ったり、あるいは本なり文献を読むなりして知識を集めて、そして、提案されてくることに対して、いいことか悪いことかと判断する準備をしてこなきゃならんわけでしょう。小さな紀美野町の議会であっても、これは最低しなきゃならん。ですから、議員何してるんよって。年間何日出るんよって。出る日数は少なくとも、それまでにいろんな

勉強をして、知識を集めておかなければ、当局から出てくる提案に対して、正しいか正しくないかというような判断ができない。そういうことはあるのではないですか。

それが、だんだんと今忙しくなってきたというのが先ほどからの話なんですよ。議員の数も減りましたけれども、自治体の数も減ったために、今、紀美野町の議員の一人に対する仕事量が増えている。これをさらに増やして、また仕事が増えれば、問題あるんじゃないでしょうか。

先ほど埴谷議員がどぶ板ということも言われましたけれども、住民の皆さん方の御意見、いろんな要望がありますから、あそこのグレーチングしてよとか、それも大事であるかというふうに思います。しかし、基本的に議員の一番の仕事は、この場で当局に対して、当局から出てくる提案に対して、それが町民みんなのものになるかどうかを判断する。あるいは、政策能力をもって、この町にとってどういうふうになればこの町が活性していくか、そういうふうなことを提案する、これは我々の大事な仕事じゃないですか。それをするためには、やはり時間が必要です。そのためには、議員の数も必要ですよ。

今、そういうことから考えて、議会制民主主義という点を町民の皆さん方に理解していただくための努力をしていかなきゃならない。これが一つあると思います。それと同時に、我々もそういう観点でこの議会を、何ていうんですか、簡単に小さくしていくということについては、これは町民の皆さん方に対して、これはもう申し訳ないことだというふうに思います。

やはり議会はあるべき姿、2人減らして、どんだけ予算が浮いてくるかというふうに言われましたけれども、そういうふうな点から考えて、それより失う、本来ならば、町民、この我々12人が議会、どんどんと質疑に参加したり、あるいは一般質問に参加したりしていく、そのための努力をしてこそ町民の皆さん方にお返しできる、そういうふうな議会であるというふうに思います。そういう点で、定数を減らすということについては大いに問題であると思います。

そして、どうしても進めてするならば、最低、特別委員会の設置などをして、十分な調査、それから公聴会などを持ったりするなど、そういう手続を踏まえてやるべきだと思います。もう一度お聞きします。

- 議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。
- 4番（藤井基彰） 基本的に2回目の御質疑と同じような御質疑だったと思いま

す。私の持論を長々と述べるということで、すごく端的にお話しいたします。いろんな、これまでに発議とか、その30年か31年の12月の発議とか、この間の令和4年のときの採決採ったとかございます。それはそれで当然分かっています。それでもなおかつこれだけ町民の方から声が出るというのは、それなりに問題があるということです。それを酌んで、町民の意見を酌んで、なおかつ我々は減った分、相対的に仕事量が増える分は一生懸命仕事をする。それを町民が見て、判断すると。そういう形を取っていくべきだと思います。

今すぐに結論を取るのかどうかというお話ですけども、これも先ほどから述べているように、我々はずっと今までも町民の方、区長の方、お話しはしてます。それを踏まえての今回の提案です。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） 先ほど来様々な質疑、答弁ございました。基本的な考え方の相違というのがやはりあると思うので、なかなか難しいとは思いますが、議会の定数削減というテーマは、もう全国各地同じ課題を抱え、このテーマを議論してこられてると思います。当町も今回、今現在構成しているこの12名の議員、1年半前に選出されたわけでありますが、その前の4年間において、様々な研究、他町議会への研修、ヒアリング、そういったものを積み重ねて、議会内で議論をして、そのときの12名の結論を出しました。

ただ、現在のこの12名になってからは、そういった12名が一緒になって意見を聞かせて、さらには追加で調査をしてみると、そういったことは一切なされてません。それは、私はやはり美濃議員と同じように、少なくとも選ばれて、投票はなかったですけども、選出されて、ここに立っている12名の町民代表として、真摯に意見を聞かせながら方向性を出していくというステップは、私は踏むべきだというふうに思います。その上で、こういった次のステップに進むべきであったのではないかというふうに強く思います。その点について再度、藤井議員の御見解をお聞きしたいなというふうに思います。

もう一つ、これは我々個人の意見のぶつかり合いだけではやはりなかなか難しい面が

ありますので、ここに、「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～」ということで、令和6年3月、今年3月ですね、町村議会議員のなり手不足対策検討会という検討会が取りまとめた資料がございます。これは、この春、議員の我々に配布されたもので、もちろん藤井議員をはじめ全議員に行き渡っているものでありますので、皆さん当然、中、目を通して、どんなことが書かれているのかということは御存じだと思います。これは、発行元は全国町村議会議長会というところが発行されております。副議長である藤井議員はよく御存じかだと思います。

この中に、概要版の中にこういった記述がございます。ちょっと幾つか御紹介いたします。議会としては、目先の選挙戦実現にのみ固執した短絡的な対策を取らないよう注意を払う必要がある。将来的な視点を欠く対策は、議会の存在意義である多様な人材の参画に逆行し、成り手不足の悪循環を生むため、無投票の根本的な防止策とはならない。

あるいは、定数とはそもそも、住民の多様な意見を議会に反映するため何人の議員が必要か、議会が合議制機関としての機能を十分に発揮するために何人の議員が必要かを出発点として考えるべきであり、選挙戦の実現とは無関係の事項であると。

さらに、定数を削減すると当選のハードルが上がってしまうという意味で、新たな議員の成り手にとっては立候補の阻害要因になる。定数を下げたことによって立候補を取りやめた潜在的な成り手が存在する可能性を考慮する必要がある。定数を一度削減後には増加することは不可能に近いことを踏まえ、慎重に議論しなくてはならない。このように述べられております。

全国各地の町村議会での成り手不足や無投票当選、もしくは定員割れ、そういったことを受けて、様々な観点から作成されたものであります。その中での、我々議員、こういった点を論ずるに当たって、しっかりと念頭に置いて議論しなければならないポイントというふうに私は理解しております。この点について、藤井議員の見解を問うものであります。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長(美野勝男)

4番、藤井基彰議員。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番(藤井基彰)

それでは、桐山議員の御質疑にお答えします。

丁寧なステップを踏まないと駄目ですよというお話だったと、すごい簡略な言い方で申し訳ないんですが、そういう趣旨だと思います。もう再々のお話になって申し訳ないんですけども、ステップもちろん大事ですけども、我々は、先ほども言いましたけども、この何年間ずっと定数問題というのは頭に皆さんあると思います。なぜならばといいますと、それは町民に事あるたびに、どうなってんの、どうですかとかというのを聞いているからだと思います。仮に聞いてない方がおられるっておっしゃるのは、それは少し不思議な感じですけども、申し訳ございません。それはちょっと、もし7,500人ぐらい回られたら、1人か2人は定数削減のことおっしゃるかも分かりません。

そういう状況の中で、私の元へは何人も聞いています。それは自分の近いところだけでございません。私とて紀美野町内たくさんの方のところでお世話になってますので、お伺いします。そういうところで聞いています。だから、そういう言葉を受けてお話をしているもので、さっきも言いましたけども、思いつきでお話ししてるんではございません。

問題解決していたとおっしゃいますけども、問題は残したまま進んできたと言うべきだと思います。これはどうしても問題点というのは集約されて、どうしてもどこかで平行線の形が来ているのかも分かりません。だから、そういう意味も含めて、桐山議員の町村議会が発表されたいろんなところでも問題が入っていくんだと思います。単純に定数が減ったからといって、議会が活性化するのではないよとか、そういうことはよく分かります。

一つ一つちょっと申し訳ございません、頭に残っていないんで、トータル的な形になりますんで、また答弁漏れということでお伺いしていただければいいんですけども、無投票というのは、でも、やはり町民にとっては議会に送り出す人を選べないという、すごく大きなマイナス点がございます。ということは、結局、誰がなってるのか分からないというままの議員という方も出てくる可能性はございます。現に今何人かの方に、じゃあ町議会議員12人、何名知っておられます。もちろん12人全部答えろというんじゃないんですけども、半分ぐらい答えてくれたらうれしいなと思いますけども、なかなかその答えさえ出てこない方が多いように私は思っています。

結局、何が問題かといいますと、町民の目に見える形で議員が動いていないということです。それが10人になったら余計分からなくなるんじゃないかとおっしゃいますけども、例えば10人になれば、単純に今の仕事をこなすようになれば、何割かのそれぞ

れが運動量、動く回数、町民とお話しする回数、町民と接する回数が多くなるということです。今まで見えなかった住民へも、議員のほうが、あいつまた来たな、また来たなという数が本来増えるはずだと思います。仮にそれが見えないとなるならば、その議員の問題だと思います。

だから、よく議員が何をしてるか分からないというのは、議員自体の資質によるもので、さっき美濃議員もおっしゃいましたが、365日一生懸命皆さんとお話して、町民の方、ほとんど全ての方とお話ししてるんだろーと思います。そうすれば、美濃議員は一生懸命活躍されてるなって皆さんに映るんだと思います。残念ながら、私はそこまで活動できてないんで、多分私の知ってる方は1,000人もあればうれしいなと思っています。

でも、いずれにしましても、そのように、どれだけ皆さんが一生懸命動くかということだと思います。基本的にはそこが大事なので、ちょっと桐山議員の的確な答えになったかどうかというのは、答弁漏れということで再度お話ししますが、すごくトータルのお話で申し訳ございません。そういうお答えで御容赦ください。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男) 3番、桐山尚己議員。

○3番(桐山尚己) 非常に論点が多岐にわたりますので、本当に絞ってお聞きしますね。

先ほど美濃議員からの御質疑の続きになるわけではありますが、議会制民主主義を取っているこの議会内で、今後、議会をどうしていくべきかという議論というものは、活発に我々この12人の中で行われなければならない。少なくとも、改選後、新しい議員3名の方が入ってこられて、新しい構成になったからには、改めて仕切り直して、それぞれの見解を述べながら、こういった資料も参考にしながら議論を闘わせるというステップがやはり必ず私は必要だというふうに思うんですね。

過去もちろんやってきてます。過去やってきてますけれども、今のこの12名という形では、残念ながらできてない。そのステップを踏むということはすごく重要だと思うんです。それをやはり私も美濃議員と同じように、そういうステップをすっ飛ばしてはいけない。一つ一つしっかりとステップを踏んで進めていくべきだと。しかも、改選後まだ1年半しかたっていないわけですね。まだ折り返しにもなってない時期で、そういった議論をすっ飛ばしてしまって、いきなり議案として上がってくるというのは、それぞ

れの議員の意見なり考え方が反映されない形になってしまうと思うんですよ。

即そこで、もう賛成議員過半数取ってるわけですから、ここで採決を採ったらすぐ決まるわけです。そういう形にすぐしてしまう。今そうなってるわけですから、してしまったというのは、私は極めて残念だなというふうに思うんです。やはりステップを踏むべきであったという、この1点について、再度、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 桐山議員の再質疑にお答えします。

丁寧なステップが必要ではなかったのかというお話だったと思います。この件につきましては、先ほどから言ってますように、町民の方々が無投票を受けて、我々に、少なくとも私にどうなってんのという声がすごく大きくなったということがあります。それに対して、議員はどう考えてんの、どう行動してるのという、まずこれが原点です。

と同時に、振り返って、先ほどから言ってますように、1万人ぐらい町民がいてるときでも、12人はいかがなものかと、約500名の署名を入れて出てきた。これも事実です。そうして約7年、8年ほどたって、人口が7,800人程度になって、また同じところで足踏みしているのはいかがですかということです。それを町民の方、区長さんとか、いろんな懇談会で何度もアピールしてるじゃないかと。そういうところが原点ですね。

だから、今回この提案を出すに当たり、ほかの議員さんにこういうことなんですよって説明させていただいたときに、ああそうですねっておっしゃってくれて、6名の方でしたか、賛同いただいています。結局、同じようなお話を地区なり身の回りで聞いてるんだらうと思います。やはりそこが原点だと思います。それを受けて提出させてもらったもので、町民の方々に、以前も区長さんのお話で、意思をきちっとお話しできなかったというのも踏まえて、きちっと結論を出すべきだと思って提出したものでございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） やはりどうしても平行線になるところがあるかと思います。

これはまた後ほど討論のほうで言わせていただこうとは思ってるんですけども、旧野上町と旧美里町が合併した頃は、ざっくり、本当にざっくり、野上町8,000規模、美里町4,000規模の人口であったようです。8,000の人口で12名の議員さんがいらっしやった、旧野上町で。さらには、その半分の4,000の人口で旧美里町は1

2名の議員さんいらっしゃった。そういう過去もあるんですね。

だから、本当に人口に対してこれだけの議員定数がということは、一概には言えない。議案にも書かれていますけれども、一概にはやはり言えないと思うんですね。ここにも書かれていますように、人口論で決めるようなことではないと。本来、議員とはどういうものなのか、どういうことをやらなきゃいけないのか、そういったところから、それを原点にして、何人必要なんだということを論じていく必要があると思うんです。

でも、町民の皆さんは、そういうところまでお考えになってそれぞれの意見をおっしゃってる方というのは、こんな言い方をすると失礼ですけど、まずいらっしゃらないんじゃないかと思います。町民の皆さんの御意見は、当然のことながら、参考にしなきゃいけないと思います。しっかりとその御意見を受け止めなければいけないと思いますけれども、でも、こういう論点もあるんですよと。こういう側面から見たら、やっぱり減らしてはいけないという考え方もあるんですと。もしくは、逆に増やさなければいけないという考え方もあるんですと。実際、私も以前、過去に町の重職を担われたような方から、議員、数減らすとかではなくて、逆に増やさなきゃいけないんだというような御意見を直接お聞きしたこともあります。いろんな考え方がやはりあるんですね。その考え方というのはどこから来てるのか、どういったものをベースにしてその考え方に至ったのかというところまでやはり突き詰めていかないと、本来どうあるべき、何人であるべきというところの議論には到達しないんじゃないかというふうに私は思います。

ですから、町民の皆さんとも、先ほど美濃議員がおっしゃったように、公開で討論をするとか、議論するとか、そういったこともやった上で、それぞれが認識を深めた上で、でもやっぱりこうだというところまで議論を成熟させて、持っていくべきではないかと。その上で結論を出す。そのほうが、私は町の未来にとっていいのではないかというふうに思うんですね。そういう意味で、丁寧なステップというふうに申し上げてるわけです。

ここのところを、そういう微妙なニュアンスの違いを詰めていくだけでも様々な議論がやっぱり必要になってくると思うんですね。であるならば、やはり時間をかけて、少しでも時間をかけて議論を積み重ねて結論を出すほうが、最終的には、町民の皆さん、町のためになるのではないかというふうに私は思います。最後、もう一度、提案者としての藤井議員の御見解をお伺いできればと思います。

○議長（美野勝男）

4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 3度目の質疑にお答えします。

本当にこの点につきましては、それぞれ議員の見解の相違、もちろん町民の考え方、いろんなものが入り交じってきていると思います。簡単にマルとか、マルじゃないとか、そういう結論は出ないのは分かっています。

桐山議員のお話を頭から全て否定する、そんな気はさらさらございません。ただ、私としましては、またまた繰り返しだと言われるかも知りませんが、約1万人ほど町民がおるときに、500人ぐらいの署名をもって、500人おってでも議会は変わらないんだ。あの発議があったとき、平成30年の12月でしたか、傍聴席で見ましたけども、残念でした。たくさんの方も傍聴されてましたから、同じような方々もおられると思います。そういうときからずっと皆さんはそういう思いを持っていて、その方々はほとんど変わっていません。僕の知ってる限りですけども。

そんな中で、一応、コロナで会議ができないから、各地区の代表として区長さんとお話をする機会、これまた繰り返しになりますけども、福祉センターであれ、美里の支所であれ、あれだけはっきり各議員はどういう思いでいるのかということに対しても、我々は明確に発信できませんでした。すごく残念だなと後から思いました。それぞれ委員会の進め方があるから、それはそれで仕方ないんだろうと思いましたが、私は各地区の方々に自分の意見は当然お聞かせしました。

長々しゃべるとまた言われますから、控えますけども、だから、基本的には皆さんは結構長くこの問題に対しては考えておられると思います。町民の方も考えておられると思います。その上で提案したもので、どういう結果になるかは別にしまして、町民の方々は納得してくださると確信しています。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから発議第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 私は定数を削減するというこの提案に対しまして、反対の

立場から討論を行ってまいりたいと思います。

確かに議会が十分に機能してないんじゃないかという御批判は、それはあるかも分かりません。しかし、それは、それを受けて我々はそれを研鑽して、自分たちの仕事をどんどんやっていくと。それは議会場で、この町長の提案されてくる提案に対して質疑をしたり、あるいは政策を提案する一般質問行ったり、そういう活動が続けることが議会の本来あるべき姿であるというふうに思います。それが十分にいていないというふうなことから御批判になっているかというふうに思います。

何にしても、我々、今、議会は、私は大変な状況だと思えます。先ほどから何遍も申し上げているとおり、定数が減りました。町の数も3つあったのが1つになったと。そういう中で、組合議会の仕事がどんどん増えてきている。しかし、どうあれ、この場で質問、質疑をしようと思えば、それぞれ研鑽しながら、いろんな知識を得て、その上でそれぞれ政策を立てて、そして議会に臨むと。それをしなきゃならない、そういうことになると思います。さらに個人の、今の定数が減らされていけば、それぞれの議員の仕事が増えてくる。そういうことになると思います。

また、そういうことが増えていく中で、だんだんとそれぞれが詰まってきたはならないと思います。もう少し議員が勉強をしていく、その時間を取るためにも、定数を削減していくことは非常に私は問題であると思えます。

また、先ほどから桐山議員も何遍も申されているように、やはり住民の皆さん方に十分に、我々議会はこういうだけの手続を取ったんだよ、住民の皆さん方にとってそれは果たしたんだよという、それをしていかなければならないのではないのでしょうか。あくまでも議会は住民の側にあるんですよね。住民の皆さん方の、女性、あるいは高齢者、あるいは子ども、あるいはジェンダーの問題とか、あるいは本当に小さな集落とか、その辺の多くの皆さん方が、いろんな問題が光が当たらないとよく言われますけれども、それを当てるためにどうするのかということについて十分に提案できる、そういうことがなければならぬというふうに思います。

また、議員がそういう活動をしていくためにも、議会制民主主義というのは絶対大事なんですよね。議会制民主主義がなければ、北朝鮮のああいうふうな状態になっていく。この日本だって80年前には王制でもって、天皇の一言でいろんなことが変えられていった。そういうことで、戦後、議会というものを大事にしなければならない、議会制民主主義が入れられてきたわけでありまして。そういうことで、何遍も言いますけれど

も、議会制民主主義が十分な機能を果たすためにも、そこにいる議員の数というのは絶対必要だというふうに思います。

今は定数が、さっきも申しましたけれども、改正前の地方自治法では、現在の定数というものが決められていました。そこでは、7,000人を超える紀美野町ですから、たしか16人ということになってたというふうに思います。そういうふうな点も含めて、また、今後、町民の皆さん方に議会というものをもう少し理解をしていただく、その努力を我々はしなければならないというふうに思います。それをしながら、十分に働く、そういう議会であるためには、私は定数は減らすべきではない。そういうことから、改正条例を求めるこの意見書に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

1番、徳田拓嗣議員。

(1番 徳田拓嗣 登壇)

○1番(徳田拓嗣) 賛成討論いたします。

日本全国、少子高齢で人口の減少が進む中で、現在の我が町紀美野町においても同じ現象に至っております。5年前の町議会選挙での紀美野町の3月末の人口は約8,850人、今年の8月末に至っては約7,785人まで減少しております。当然、人口が減少すれば、議員の定数も減少するのが当然だと実感いたします。

日本全国市町村で無投票で、議員の成り手のない中での昨年の町議会議員選挙での無投票、隣の有田川町の前回の選挙においては、定員にも届かず無投票でした。私自身いつも思うことがあります。昨年の無投票で選挙がなかったのですが、選挙戦になっていたら、何人の方が私に期待して投票してくれていただろうか。予想以上に票が多かったか、少なかったか、それすら分かりません。

よって、定数削減の発議第1号についての賛成討論とさせていただきます。

(1番 徳田拓嗣 降壇)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 失礼ですけどね、藤井議員は人口減少を、これで単純に議員定数に結びつけてはあかんって言ったんですよ。今の議論は全くそのとおりに見るんで

しょう。人口減少やから減らさなあかんって。こんな単純な話じゃないじゃないですか。議員定数の削減というのは、そんなことでやったら駄目なんですよ。

藤井議員は議員が多過ぎるという話聞いたって言いますが、私聞いたことないです。町議会や議員の質が問われてるんじゃないですか、多いというのは。町民が、議員が一生懸命やってくれてると思ったら、議員多いとは言いませんよ。ほやから、減らしたらよくなるかという、そんなことないでしょう。減らしてもやっぱり一緒ですよ、それは。10人にしても、たとえ8人にしても7人にしても、出てくる議員は出てくるんですよ。別ですからね。議会でどんだけの活躍をするかというのと、選挙で選ばれるかというのは、そんなにイコールじゃないんですもん。それが現実ですよ。

だから、一生懸命やって、議会で一生懸命やってるけども、残念ながら落ちるということも、もちろん選挙ですから、あるわけですよ。だから、そんなところに結びつけて議員定数を減らすなんていうのは大きな間違いだと思います。我々、不信感があるんだったら、そういう不信感を取り除くために、やっぱり切磋琢磨して頑張らなあかんというのが本筋じゃないですか。議員定数を減らして、余計な議員減らしましょうって、そんな暴論はないですよ。

先ほども言いましたけども、地方自治法で、美濃さんもおっしゃいましたけれども、定数こそ決まってないですが、上限は決まってるんですよ。だから、紀美野町で言うたら18人ですよ。ほんで、12人といったら、先ほども言いましたけど、1,000人ですよ。そういう上限が決まってるということです。だから、決して12人が多とか、そんな話じゃないんです。人口減少の下でも、やはり一定の数を確保して、議員の質を上げていく、そういうことが大事なんではないでしょうか。

何遍も言いますがけれども、議員の質と議員の数、混同したら駄目ですよ。一緒にはいかないんですから。全くの別の物です。何遍も言いますがけれども、議員減らしたら質が高められるなんていうのは全くの暴論です。そんなことは絶対ありません。そういうことです。

やっぱり地域代表というのはあるわけですから、旧美里と野上町の格差は確実にあります。気質も違います。買物に行くのも大変というのは美里の声のほうが大きいんです。しかし、そういう人の声が届かなかったら、これは議会の資質が本当に問われます。野上の議員もやったらええんやで。野上の議員も美里に立ち、こういう区別はあんまりいいことないけれども、旧美里に住んでる人たちのためにいろいろやったらええん

ですが、やはりそういう人たちのために地元の議員が声を上げるというのは非常に大事なことなんです。そういう機会が奪われるでしょう。

現実に関、いろいろな地区でない人がいるでしょう。小川地区はいますかね。私、地域がよく分からないのであれですけども、小川というのは、誰か選出ないでしょう。地元の人はないですよ。そんな格好で、長谷もないですね。昔、柴目にありましたし、長谷もいました。小川には2人ぐらいいたかな。そんな感じでいたけれども、そういう地域代表という声も届かないでしょう。小川の問題で何か発言した。私聞きませんよ、今まで、この中で。私ももちろんそうです、悪いんですけどね。そんな格好で議員を減らしたら、そういう地域代表という格好が全くなくなってしまうというのも一つの弊害です。やはりある程度の議員を確保して、そして頑張ってもらおうというのが本筋じゃないでしょうか。

ほんで、一番やっぱり肝腎なのは、行政のチェック機能、監視機能ですよ。これがやっぱりそがれる。減ったら、減っただけそがれると。こう思って間違いないです。何ぼ頑張ったって、一部の議員や、そういうこと頑張ったら駄目なんですよ。みんな一緒になってチェック機能を果たす。これが町民に信頼される議会になるということなんですよ。

町民に多いなと言われたら、それは自分のこととして考えてみたらいいです。自分に言われてるんです。頑張らなあかんって。これじゃあ頑張らなあかんって、もっとやらなあかんということで頑張ったらいいんですよ。そういうことで町民に返していったらいいんですよ。私これだけ頑張ってるんですって。みんなもそうですよ、頑張ってるんですよって言えたら、胸張って言えたら、減らせっていうことにならないですよ。

胸張って言えないということは、やっぱり議会にそういうよどみがあるということですよ。みんなで作らしましょうよ。立派な議会にしたらいいんですから。そんな難しい話じゃないです。町のチェック機能を果たせるように、皆さん頑張らしましょう。本当にね。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

5番、上柏皖亮議員。

(5番 上柏皖亮 登壇)

○5番(上柏皖亮) 発議第1号は、次回一般選挙から条例に定める議員定数12

人を10人に改正するものです。紀美野町議会が実施している町民の声を聞く会においても、定数を減らすべきとの厳しい意見が少なからず聞かされました。私も町内を回り、いろいろな方の御意見を聞いたら、議員数が多い、何とかならないのかとの意見が多かったように思います。そのような町民の意見を真摯に受け止めることも必要ではなからうかと思えます。定数削減による議会機能の低下を危惧する声もありますが、議員資質向上とスキルアップにより、自由闊達な討議や監視機能は維持できるのではないかと考えます。

以上で賛成討論といたします。

(5番 上柏皖亮 降壇)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) では、反対討論を行います。

旧野上町と旧美里町が2006年1月1日に合併し、紀美野町となって18年余りが経過しました。合併直前まで野上町、美里町がそれぞれ12人の町議会議員を有していましたが、合併を機に2町合計で24名の議員枠を2007年4月の新町の初選挙時に一挙に16人にまで削減、その後2011年には14人に、そして2015年には12人に減らし、現在に至ります。

合併直前にはざっくり野上町で8,000人強、美里町で4,000人弱の人口規模であったのが、現在の紀美野町では7,800人弱となっています。つまり、合併後の18年間で旧美里町の人口規模が消失してしまったこととなります。以上が人口と議員定数の推移ですが、現段階でさらに議員定数を減らすとする本案に反対する理由を以下に述べます。

まず1点目です。人口対議員定数の観点から述べます。合併時と比べ、現時点で人口は約3分の2に減少しています。一方で、合計24人いた議員定数は、3分の2どころか、それを上回る半分に減少しています。合併前の旧美里町の人口約4,000人に対して、議員定数が12人であったことを考えれば、現在の人口規模で議員定数12人が多過ぎるということは決してありません。

2点目です。合併後、人口が3分の2に減少したとはいえ、町自体の広さは全く変わっておりません。一方で、少子化、高齢化がどんどん進行し、町が抱える課題・問題は

より大きく、そしてより多くなっています。町民の声を届ける議員の数を減らすことにより、様々な課題・問題解決の遅れにつながることを危惧いたします。

3点目です。2点目に加え、現代社会が複雑化し、デジタル化が進んできたことなどに伴い、議員一人一人が担う役割や負荷は確実に増えているという現実があります。

4点目です。地方財政の観点からです。一部で人口が減少した紀美野町の財政を心配する声もあるようですが、従来の町の財政運営は盤石であり、今後予定される大型事業にも問題なく対応できるような健全さを有しております。

5点目です。議会をより活性化し、多様化するためには、より多くの世代、特に若者、そして女性の参画が強く望まれる現状があります。しかしながら、新たに挑戦してみようと考えている若者や女性が、議員定数を減らすことにより、躊躇してしまうことが強く懸念されます。

最後、6点目です。議員定数削減の是非については、昨年4月の改選前の4年間において、当時の議員にて県下のほかの議会を訪問してヒアリングを行うなど、慎重に調査研究、議論を重ねてまいりました。その結果、現状維持という結論を出すに至りました。しかしながら、改選後、現在の12名の議員となってからは、この議員構成においては、ただの一度も議論を行ったことはありません。

一部の町民の皆様からの厳しい御意見も十分承知しております。目を覆いたくなるような、耳を塞ぎたくなるような恥ずかしい部分が議会内に一部あることについても、忸怩たる思いであります。しかしながら、任期を半分以上残すこのタイミングで、現在、紀美野町議会を構成する議員で全く議論を行うことなく、このような形で半ば強引に結論を出してしまうということは、紀美野町議会が本来あるべき議会の体をなしていないのではないかと、こういう指摘を受けることにつながりかねません。このステップを経ることなく、本件を前に進めることは間違っていると確信し、本案に反対する次第であります。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男）　　起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13　発議第2号　国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書案について

○議長（美野勝男）　　日程第13、発議第2号、国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書案について議題とします。

提出者、藤井基彰議員。説明を求めます。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番（藤井基彰）　　それでは、発議第2号、令和6年9月26日、紀美野町議会議長、美野勝男様。

提出者は、紀美野町議会議員、藤井基彰です。

賛成者は、紀美野町議会議員、向井中洋二、中原和也、徳田拓嗣、伊都堅仁、上柏皖亮、七良浴光、桐山尚己、北道勝彦、以上8名、敬称略させていただきました。すみません。

国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書案でございます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出理由を申し上げます。

近年の自然災害の発生状況を踏まえ、国民の生命と財産を守る防災・減災対策を継続的・安定的に実施するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の最終年度である令和7年度を前にし、本年度補正予算においては例年を大きく上回る規模で確保すること、さらに、国土強靱化実施中期計画について、半島防災という新たな視点を取り入れて、できる限り早期に策定し、必要な予算・財源について通常予算とは別枠で確保するなど、国における国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するよう強く要

望するため、本意見書を提出するものです。

それでは、意見書案を朗読させていただきます。

国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書。

近年、我が国では自然災害が激甚化・頻発化しており、本年1月の能登半島地震では、人的被害及び住家被害や、道路や電気・水道等の生活インフラにも甚大な被害が発生しました。加えて、半島という地形的な特徴から交通アクセスが限られ、被害状況の把握や救援、物資搬入に多大な支障が生じたことから、防災・減災に向けた国土強靱化の推進は、これまで以上に重要な課題となっています。

現在、政府において防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、自治体とともに国土強靱化の取組を推進している中、昨年6月の強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の改正において、国土強靱化実施中期計画を策定することが規定されるとともに、本年7月に着手することが決定されています。今後も切れ目なく国土強靱化に取り組むため、中期計画の早期策定が求められています。

よって、本町議会は我が国の自然災害の発生状況を踏まえ、国民の生命と財産を守る防災・減災対策を継続的・安定的に実施するため、5か年加速化対策の最終年度、令和7年度を前に、本年度補正予算においては、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、例年を大きく上回る規模で確保することを求めるものであります。

さらに、国土強靱化実施中期計画については、半島防災という新たな視点を取り入れ、特に必要となる施策の内容や事業規模及びその対策期間を盛り込んだ上で、できる限り早期に策定し、当初予算を含め必要な予算・財源について通常予算とは別枠で確保するなど、国において、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するよう強く要請するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

和歌山県紀美野町議会議長、美野勝男。

提出先です。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）宛てでございます。

以上です。

（4番 藤井基彰 降壇）

○議長（美野勝男）　これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで質疑を終わります。

これから発議第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　賛成討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫）　賛成討論を行います。

一つだけ懸念があるのです。それは自衛隊の問題です。国土強靱化計画そのものは、紀美野町も国土強靱化地域計画を立ててやろうとしているわけで、非常に推進しなければ、一刻も早く推進しなければならない問題だと思っています。

ところが、この中には自衛隊の問題もあるわけですね。自衛隊について、防災、救援とかで活躍してもらおうというのはもちろん私賛成ですけれども、その中にこれが書いてあるんですね。自衛隊のインフラ基盤強化対策、災害を含むあらゆる事態において、このあらゆる事態においてというのが入ってくるんですね、自衛隊の場合。また、今後発生し得る各種災害、ほかのインフラ整備について、このような表現は全くありません。ずばり災害対策ということで書かれてるんですけども、自衛隊の場合はあらゆる事態、また、今後発生し得る各種災害というような表現になっています。また、自衛隊の建物の強化対策では、何て書かれてるかという、今後発生し得る各種災害って、また各種災害が出てきます。こんな具合に、災害だけでなしに、いろんなことを想定して強化策をやろうとしていると。ここが私、問題だと思ってるんです。

というのは、昔は専守防衛で日本は徹してました。田中角栄が、よそから攻めてこない限り日本は攻めていくことはありませんというような話をしてたんですけども、今は違いますよね。敵基地攻撃能力で超音速ミサイルみたいなものを開発したり、大体射程1,600キロとか2,000キロのトマホークを400発も買うというようなことをやろうとしている。戦争国家づくりを始めようとしているわけですね。これに対して、自衛隊を強化せんかったら攻められると。攻められたときにいかれてしまうということで、この国土強靱化が使われているわけです。

したがって、その部分に大きな懸念を表明しまして、全体では賛成ですから、賛成討論といたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第3号 食料自給率の向上を求める意見書案について

○議長 (美野勝男) 日程第14、発議第3号、食料自給率の向上を求める意見書案について議題とします。

提出者、美濃良和議員。説明を求めます。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番 (美濃良和) それでは、私のほうから食料自給率の向上を求める意見書案について御説明いたしたいと思います。

食料自給率の向上でございますけれども、皆さんも御存じのように、今年の夏には多くの町民の皆様が、米が店頭から消えたと、そういうことで大変不安な日々を過ごされておられました。これは、自給率、外国からの輸入に頼る、そういうふうな施策を取る日本にとって、今、トウモロコシなどがバイオ燃料化されてきている。アメリカが圧倒的にトウモロコシを作ってるんですが、その4割がバイオ燃料のほうに使われている問題があります。

そういうふうなことがあったり、今、世界の人口が現在77億だそうですけども、2050年には97億人に増えると。また、だんだんと貧しいというふうに言われた国々がお金を持つことによって、食料を食べられるようなことになってくる。つまり輸入をする国が増えてきている状況にあるわけでありまして。

そういう中で、食料自給率38%、これは先進国の中で最低であります。また、エネルギーのカロリーの一番中心になる穀物の自給率は28%しかなくて、世界185か国中129位という、そういう低さであります。そういう中であって、畜産の餌、畜産の肉とかミルク、あるいは卵などは自給率に換算されておりますけれども、餌になるところのものがこのように外国から輸入されていますから、そういうものを計算し直すと、実際は10%あるかないかという、そういうふうな状況にあるようであります。

この穀物の自給率の低さというのは、畜産の餌とか、そういうことで、さらに自給率をさらに低めることにつながっているわけではありますが、このように輸入に全てを頼るやり方を改め、どんどん農業を廃業とする農家を支援するとともに、農業をなりわいとする、そうしてやっていけるような施策が必要であるかというふうに思います。

紀美野町は、私たちが仕事などに動くために必要なカロリーをもたらす穀物の自給率が28%というふうに聞きます。町内の環境や防災のため、農地が大変必要であります。そういう環境、防災の働きをするための米農家を応援するためにも、また、この町の消費者を守るためにも、国全体の穀物を増やしていく必要があります。そういうことから、この意見書を政府に上げたいというふうに思います。

また、昔は食糧制度というふうに、食糧管理制度があって、増産を進めていくために生産者からある程度高く買って、そして、それを今度は政府が管理して、そして消費者に売るときは下げて売るといふ、逆ざやというふうに言われましたけれども、そういうふうな制度で消費者も生産者も守るといふ、そういう制度があったわけですが、やはりそのために、農家がやっていける、そのためにお金を出すことは、これは消費者を守るためにもつながると。そういうことでありますので、次の意見書を上げたいと思います。

私のほうから意見書案を読み上げたいと思います。

食料自給率の向上を求める意見書。

日本のカロリーベース食料自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185か国中129位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。基本計画で自給率向上目標を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく、目標は骨抜きにされたためだ。

さらに、政府の新基本法では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄している。

今、世界的な食料危機が進行している中、国の責任として食料自給率向上を進めていくとともに、赤字経営が続く農家になりわいとして農業を続けていけるよう、価格保障、所得補償を実現させる必要がある。

よって、下記の事項を強く求める。

記。

1、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

2、農業を続けていくためにも、価格保障、所得補償の制度化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年何月何日、和歌山県紀美野町議会議長、美野勝男。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、皆様方の全員の賛成をよろしくお願い申し上げまして、私からの提案とさせていただきます。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから発議第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

2番、中原和也議員。

(2番 中原和也 登壇)

○2番(中原和也) それでは、発議第3号について反対討論を述べさせていただきます。

私は、皆さんが御存じのとおり、農家をやっています。基本的にこの食料自給率の向上を求める意見に関しては、賛成とまではいかないですけども、同調できる部分もあります。

なぜ私がこの意見書に対して反対するかというのを述べさせていただきますと、私は16年前、脱サラをして農業を始めました。もうそのときから減反制度というのが始ま

ってまして、ついこの間終わって、30年間減反制度が終わったんですけども、そのおかげで田んぼも減っていき、当然、農家も減っていき、高齢化も、全ての要因が絡まって現在の状況があるわけですけども、私の周りの農家、友達の農家も、もう16年前からこの状況は読んでいました。いずれ日本人は米すら食べなくなるぞというのはもう見えてました。

ところが、やっぱり今、今は変わりつつありますが、この日本の世の中というのは、物やお金に価値があり、それを求めるがために農業を捨て、輸出のために農林水産業は犠牲になり、今の状況があるのだと強く思っていました。そのおかげで私は常に政治批判をしてきたんですけども、そのおかげというか、そういうのがあり、去年のこの町議会選に立候補させていただき、運よく議員になれたわけですけども、私は16年前から日本の食について、特に米作りについて強く広げていこうと活動もしていますし、実際に今も小川地域の中田の棚田を再生して、米作りの大切さというのを広げていこうと頑張っているところであります。

私がそういう特殊な無農薬の有機栽培やら自然栽培をやっている理由としては、そういう食料に対する思い、農業に対する思いもあり、そういう活動をしています。私の周りの友達、仲間の農家も、そういう意識も強く、このまま普通の日本の行政が進める農業をやっているのは絶対に日本の農業は潰れると強い意思を持ち、他の、普通のいわゆる慣行栽培と言われる農業と差別化を図り、付加価値をつけて農産物を売ろうと、必死に努力して今までやってきています。

この意見書に対しては、これは美濃議員の見解なので、これに対して私は批判するつもりはないんですけども、どうしても気になる部分がありまして、赤字経営が続く農家がなりわいとして農業を続けていけるようという、ここの部分なんですけども、赤字経営が続く農家ということを発信すると、農家は赤字経営なんやと思ってしまう。だから、会うたびにいろんな人に農家さん大変よね、大変よねって言われるんですけども、僕はもう常に楽しいんですけど。実際に赤字かという、赤字のときもあるけど、黒字のときもあるし、言うほど儲かりはしないですけど、普通に生活はできるというぐらゐの経営をずっとやってきています。だから、赤字経営が続く農家という、この決めつけて言われるというのは、非常にちょっと心苦しいところもあります。

実際に私はそういう収入の少ない、普通の大規模に、日本の政府が進めている、大規模農家を進めているわけですけども、そういう農家と比べて、私がやっている農業とい

うのは本当に小さな小さな農業なんですけども、それでも家族5人暮らしていけるような所得を取れるというのもありますし、私のところに農業を教えてほしいと、農業について聞きたいという人たちに常に言うのは、農業でなりわいをしていこうというのはもう今後やめてくれと。常にそれを言うてます。農業で儲けてどうしようというのであれば、農業は続けられないですよと。

それは何でかというのと、もう農業は、何ていうんでしょうね、もうそういう領域じゃないんですよ。お金を、生活するためだけじゃないんですよ。中田の棚田のように、ああいう厳しい棚田の中で田んぼをする。中田だけじゃないですよ。紀美野町あらゆるところにすばらしい、毛原にもすばらしい棚田があります。そういう棚田です、効率の悪いところでやっても楽しい農業ができるというのは、私はこれからどんどん発信していける。だから、お金じゃない、その景色、景観、その土地の文化、祭り、そういう全てのものをつないでいける。本当に日本人の心、紀美野町の50年前の姿、美しい自然があり、棚田があり、里山があり、きれいな川が流れ、そういうことができるのが農業やと思います。

そういうことを、消費者がそういうことに意識を持って、農家さんがどういう気持ちでこの農産物を作っているのかとか、これはどうやって作っているのかということ、政府、政府のせいでこの状況があるわけですから、政府が率先してそういうことを目指すというのを僕は強く訴えていきたいんです。

だから、お金をやれば復活できるやろって言われるような見方をされるのがすごく嫌なので、この農業を続けていくための価格保障、所得補償の制度化を実現することによって、私の意に反することになってしまうので、この意見書に対しては反対をさせていただきたいなと思い、反対討論とさせていただきます。

以上です。

(2番 中原和也 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 私、門外漢でしてね、全く農業のことはそんなに詳しくないというより、無知なほうなので、間違っていたらごめんなさい。

率直に申し上げて、例えば赤字経営が続く農家が問題なら、修正してくれてもいいん

ですよね。修正で協議をしましょうという話になるんですけども、価格保障や所得補償をやめるとなったら、これはどうなんでしょう。中国とか東南アジアとかの生産者に日本は負けるんじゃないですか。そんなに強いですかね。

コスト計算して、中国なんか輸出してきたら、日本はアメリカとかからも輸入するんでしょうけれども、そういうことになったら、日本の農業というのは潰されていくんじゃないかと私は思うんですけども。というのは、土地が狭隘ですからね、そんなに大規模にできるわけでもないし、家族農業というのが日本の基本になってきた農業ですからね。そういう農業でやろうと思うと、やはり今、あちこち飛んでごめんなさい、悪いんですけども、農薬なんかも、私、農薬使うの反対ですけどね、農薬なんかも肥料なんかも非常に高く設定されてて、そして、大きな企業に儲けが吸い上げられてるといふ農家の実情がありますよね。

そういった中で、どうやって農業を守っていくんか。守っていくって言ったら、また中原さんからお叱りを受けるかも分らんけれども、やはり農業は、食を確保するというのは、食料安保ですからね、絶対必要なわけですよ。食料を守っていくというのは、日本国内で生産して、自給率上げて、そして国内で食べていけるようにすると。もし仮に閉鎖されても、ウクライナで国民が閉鎖されてえらいことになってますよね、世界各国で。ああいうことになっても困らないように、食料自給率を上げていくというのは大切なことですよ。その大切なことを何とかやっつけていこうとしたら、価格保障したり所得補償したりせんと、本当に成り立っていかないというのは私強く思ってます。

ここで農業を捨ててしまったら、もう取り返しつきませんからね。田んぼに木が生えるようになったらもう取り返しつかないわけですから、そういうことにならないためにも、私は価格保障、所得補償をして、そして農業を続けていってもらいたいというのが今本当に大事なのではないかと思います。そういうことで、拙いあれで恐縮ですけども、賛成といたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 提案者でございますけれども、私からも一言申し上げたいと思います。

今、私たちがしなければならないのは、食料安保ですよ。多くの皆さん方が本当にこれからも米が買えるのかと、そういうふうな不安な気持ちでおられます。実際私たち身の回り見ても、その辺の田んぼやったところが屋敷に変わったり、あるいは、山の中に入ればいっぱい石垣の積んだところありますよね。元田んぼやったところが杉山になったりしてるわけですよ。そういうふうなことをして、農地がどんどん減っている。そして、国の方向が今、それでも輸入政策を続けると、こう言うてるんですよ。こうなるとまいますと、本当に、この町の人間もそうですけれども、もちろん日本全体の国民、住民が安心して食料を食べていけるのかどうか、こういう大変心配な状況になってきています。

また、もう一つは防災の問題であります。去年の大きな水害が起きましたけれども、私、県の職員さんと話をする中で、遊水地はないんかって言われるんですよ。遊水地というのは水遊ぶところですよ。言い換えれば、田んぼですよ。田んぼがあつて、一旦降った雨が、山にもたまりますけども、田んぼに入って、一定ためておくと。これは大きなダムになるんですけども、これがなくなっているから一斉に水が出てくる。こういうことも大きな防災問題につながっています。そういう点で、農家が農業を続けてもらうということは、大いにたくさんの意味合いがあるわけであります。

今、水田農家で57万9,900戸の販売農家のうち、5ヘクタール未満は52万900を占めていると。これらの経営体は経営耕地の3割を占め、経営収支は年間29万8,000円の赤字。つまり、ほとんどの水田作農家が赤字であるわけであります。こういうふうな状況から見ても、今後もさらに数少ない農家がさらに減っていく可能性があるわけで、これは防災問題も含め、また、私たちにとって大事な食料が確保できない。

先ほど言いましたけれども、紀美野町では28%ですか、しかないんですよ。だから、米なり何なりの穀物を県外、町外から買って何とかやってるというふうな状況ですから、それが減っていけば、もちろん紀美野町の町民の皆さん方が食べることができなくなっていく。そういう大変なことにつながっていきます。ですから、なりわいとしての農家というものをさらに、育成と言えば大変なんですけども、増えていってもらわなければ、私たちの明日がないと。そういうことにつながっていくというふうに思いま

す。

そういうことで、先ほど提案させていただきました、食料自給率向上を求めることを国に対して要請していくと。これが今一番やらなきゃならない。先ほどから定数問題もありましたけれども、ここをやらずして、紀美野町議会があるのか。私はそのように考えます。そういうことで、この食料自給率の向上を求める意見書に賛成すると。そういう立場を表明したいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長（美野勝男） 起立少数です。

したがって、発議第3号は否決されました。

◎日程第15 陳情第1号 パレスチナでの即時停戦に関する決議を求める陳情について

○議長（美野勝男） 日程第15、陳情第1号、パレスチナでの即時停戦に関する決議を求める陳情について議題とします。

総務文教常任委員長から陳情の審査経過及び結果について報告願います。

上柏皖亮委員長。

(総務文教常任委員長 上柏皖亮 登壇)

○総務文教常任委員長（上柏皖亮） 去る9月10日の本会議で総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号、パレスチナでの即時停戦に関する決議を求める陳情について、慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を報告申し上げます。

初めに、議長から趣旨説明がありました。昨年10月に始まったイスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により引き起こされている深刻な事態について看

過することができず、紀美野町非核・平和自治体宣言を行っている紀美野町の議会としても、一刻も早い事態の平和的手段による解決に向けて決議を行うよう陳情されたものであるとのことであります。

委員会で審査を行ったところ、その趣旨に異を唱える者はおらず、陳情第1号は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 上柏皖亮 降壇)

○議長(美野勝男) 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 少しお聞きしておきたいと思います。

今、戦争状態になっているところは、パレスチナだけではなくて、ウクライナや、またイスラエルのことが発展して、ヒズボラとか、ああいうところでも問題になってきています。こういうふうなことで、本当に世界の平和というものを求めていく点で、そういう全ての戦火の火を消していくということが、私は求めていかなきゃならんのかなというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。お聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 5番、上柏皖亮議員。

(5番 上柏皖亮 登壇)

○5番(上柏皖亮) ただいまの美濃議員からの御質疑にお答えいたします。

美濃議員がおっしゃるとおり、パレスチナ、イスラエルではなくて、各地で紛争が起こっております。皆さん御承知のとおりだと思います。我々といたしましても、できるだけ平和解決を進めていきたいと思っておりますので、できるだけ紛争のない世界をつくりたいと思うために、我々も頑張りたいと思っておりますので、よろしく御了解をいただきたいと思っております。

(5番 上柏皖亮 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) 上柏議員さんの申されてることはもっともだというふうに思いますし、そういうふうな気持ちも大いに私も同感するものであります。

ただ、具体的に、今ここに書かれているように、パレスチナの問題、そしてレバノンとか、それからイラクですね、他の国々の中でも戦火が広がろうとしていることについては、やはり何らかのことを私たちもしなきゃならんかというふうに思うんですけども、この辺では、この件については賛成するとともに、紀美野町としても何らかのことをしなきゃならんかというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 5番、上柏皖亮議員。

○5番（上柏皖亮） ただいま美濃議員からの再質疑にお答えいたします。

イラクとか、ほかにも戦争が波及しているということで、私たちもできるだけそれを平和的解決に向けて努力するべきじゃないかと私は思います。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 8時26分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 8時28分)

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員長から、発委第2号、パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める決議案が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号、パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める決議案について日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発委第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める決議案について

○議長(美野勝男) 追加日程第1、発委第2号、パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める決議案について議題とします。

提出者、総務文教常任委員会、上柏皖亮委員長、説明願います。

(総務文教常任委員長 上柏皖亮 登壇)

○総務文教常任委員長(上柏皖亮) それでは、パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める決議について。

昨年10月に始まったイスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区は甚大な被害を受け、多くの一般市民の尊い命が深刻な危機的状況にさらされており、1年が経過しようとする今もなおその数は増え続けている。

紛争により市民の命が失われ、住居や生活基盤が破壊される事態は、国際社会の一員として看過することはできず、迅速かつ断固たる対応が求められる。

よって、紀美野町議会は、この紛争に関わる全ての当事者及び日本政府をはじめとする国際社会に対し、一刻も早い事態の平和的手段による解決に向けて、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1、恒久的な即時停戦と人質の即時無条件解放。
- 2、国際人道法を含む国際法の遵守。
- 3、人道的被害の抑制、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善。

以上、決議するものとする。

令和6年9月26日、紀美野町議会。

以上です。

(総務文教常任委員長 上柏皖亮 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 8時32分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 8時35分)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから発委第2号について、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員派遣の件

○議長（美野勝男） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第17 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

○議長(美野勝男) 日程第17、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出と、決算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

また、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の委員長から、所管事務の調査について、会議規則第73条第1項の規定による通知及び会議規則第74条の規定による委員派遣承認請求と併せ、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（美野勝男） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 8時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月26日

議 長 美 野 勝 男

議 員 伊 都 堅 仁

議 員 美 濃 良 和

議 員 德 田 拓 嗣